

(水素ガスを充てんする気球)

第18条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設または電線その他傷害となるおそれのあるものの付近において掲揚し、またはけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚し、またはけい留しないこと。ただし、当該屋上が不燃材料で造られた陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合は、この限りでない。
- (3) 掲揚またはけい留に際しては、掲揚綱または気球と周囲の建築物、工作物または道路との間及び気球相互の間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を表示すること。ただし、前号ただし書きに規定する場合において、建築物の屋上で掲揚し、またはけい留する場合における周囲の建築物または工作物との間に保有する空間については、この限りでない。
- (4) 容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測または実験のために使用するものにあつては、この限りでない。
- (5) 気球及び掲揚綱等は、風圧または摩擦に対し、十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱し、または火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル(文字綱の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル)以上のものを用い、長さ1メートル(文字綱の部分に使用するものにあつては、0.6メートル)以下ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てんまたは放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
 - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源をしゃ断して行うこと。
 - エ 摩擦または衝撃を加える等の行為をしないこと。
 - オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガスまたは空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合は、詰替えを行うこと。
- (11) 掲揚し、またはけい留している間は、看視人を置くこと。ただし、公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、またはけい留するときは、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

【予防規則】

(標識等)

第6条 条例第12条第1項第7号(条例第9条の3、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第18条第3号、第24条第2項及び第3項、第29条第6項、第51条第4号並びに第54条の9第5号に規定する標識、表示板又は満員札の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

| 標 識 の 種 類 | | 大 き さ | | 色 | |
|-----------|---|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 幅 | 長さ | 地 | 文字 |
| (中略) | (中 略) | (中略) | (中略) | (中略) | (中略) |
| 2 | 条例第18条第1項第3号に規定する水素ガスを充てんする気球を掲揚し、又はけい留する場所への立入りを禁止する旨を表示した標識 | センチメートル以上 30 | センチメートル以上 60 | 白 | 黒 |
| (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) |

【解釈及び運用】

- 1 本条は、水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理について規定したものである。
- 2 水素ガスは、極めて軽い気体（空気約29に対して水素ガスは2の重さである。）であるため気球に使用されるが、火災予防上からは、燃焼範囲が広く、極めて危険な気体であり、爆発的に燃焼する。また、点火源エネルギーが小さいので、ちょっとした点火源で着火する。特に、静電気、電気スパーク等による着火が考えられるので、この点も考慮して本条が設けられたものである。
- 3 第1号

本号は、煙突その他火気を使用する施設の付近においては、これらの施設から生じる火気が出火源となって着火爆発する危険が生じるので、掲揚又はけい留を禁止したものである。

「**付近**」とは、直線距離で15m以内の範囲とする。
- 4 第2号

建築物の屋上で掲揚することは、取扱い上不安定で、事故の原因となり易く、かつ、爆発した場合、操作者等の墜落による事故も生じるので、原則として禁止することとされているのである。ただし、不燃材料で造った陸屋根であれば、その危険性が少ないので、その最小幅員が気球の直径の2倍以上の場合は、まず安全上必要な面積が確保されると解し、掲揚して差し支えないこととしたものである。
- 5 第3号
 - (1) 掲揚される気球は、風によって各方向に移動するので、衝突等による爆発を防止するとともに爆発時の保安上有効な空間を確保するために、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に、水平距離10m以上の空間を保有すべきことを規定したものである。

「**水平距離10メートル以上の空間**」とは、最低10mとし、気球の掲揚の高さに応じて当該掲揚高の2分の1の距離だけ保有距離を延長すること。

気球相互間の保有距離については、掲揚高の高い気球を基準として、その掲揚高の2分の1の距離を保有すること。
 - (2) 掲揚網の固定場所には、関係者以外の者による事故を防止するため、柵又は縄張り等を設け、かつ、立入禁止の表示をさせることとしている。ただし、前号の陸屋根で掲揚する場合は、差し支えないこととなっているが、これは、公衆の出入りするおそれが少ないため除かれたものである。

「**立入を禁止する旨の表示**」とは、予防規則別表第2の項に掲げるとおりである。
- 6 第4号

気球の容積を15m³以下に規制している。あまりに大きい気球の掲揚は、事故防止上好ましくないからである。

なお、球の体積は、球の半径をrとすれば、 $\frac{4}{3}\pi r^3$ であるので、本式により計算すると、容積15m³の場合、直径は約3mとなる。

観測又は実験のために使用する気球については、特に慎重に取り扱われ、かつ、専門的技術によって管理されることが期待できるので、大きさの制限は加えられていない。

7 第5号

気球はかなりの風圧又は摩擦を受けるので、十分な強度を有する材料で造るよう規定したものである。

「**風圧または摩擦に対して十分な強度を有する材料**」とは、次に掲げる材料をいう。

(1) 気球の材料

- ア ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくはゴム引布などで、その材質が均一不変質かつ静電気が発生若しくは帯電しにくいもの
- イ 生地は、可ぞ剤、着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、又は泡及び異物の混入がないもの
- ウ 気球に使用する材料の厚さは、ビニール樹脂については0.1mm以上、ゴム引布については0.25mm以上のもの
- エ 抗張力又は伸びは、膨張又は圧縮による内外圧に十分に耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあっては $150\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上のもの、ゴム引布にあっては $270\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上のもの
- オ 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあっては、エレメンドルフ引裂強さ $6\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上のもの
- カ 気体透過度は、水素を注入し、24時間後において 1m^3 から漏れる量が 5l 以内のもの
- キ 耐寒性は -5°C 、耐熱性は 60°C において、それぞれひび割れ、粘着等を生じないもの

(2) 気球の構造

- ア 掲揚若しくはけい留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないもの
- イ 掲揚中、著しく不安定になり、若しくは回転することがないもの
- ウ 接着部分は、その強さと同等以上であるもの
- エ 糸口座の強さは、 150kg 以上であるもの

(3) 掲揚網等の材料

- ア 麻又は合成繊維若しくは綿などで材質が均一不変質かつ静電気の発生若しくは帯電しにくいもの
- イ 繊維は、比較的長繊維のもの
- ウ 掲揚網及びけい留網に使用する網の太さは、麻については 6mm 以上、合成繊維については 4mm 以上、綿については 7mm 以上のもの
- エ 糸目網に使用する太さは、麻については 3mm 以上、合成繊維については 2mm 以上、綿については 4mm 以上のもの
- オ 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が 2.5m を越え 3m 以下のものについては 240kg 以上、 2.5m 以下のものについては 170kg 以上のもの
- カ 水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの
- キ 摩擦により、その強さが容易に減少しないもの
- ク 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの
- ケ 建物等の角における横滑りにより、容易に切断することのないもの
- コ 吸湿により、著しく硬化することのないもの

(4) 掲揚網等の構造

- ア ヤーン数（より合わせてないものを除く。）2以上のストランドを3つより以上としたもの
- イ 著しく変形し又はキンクすることのないもの
- ウ 著しく滑ることのないもの
- エ 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの
- オ 結び目は、動圧に対し、容易に解けることのないもの
- カ 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの

8 第6号

気球に電飾を付設するときは、電気スパーク等による着火の危険があるので、これを排除するため、電飾を気球から保安上必要な距離を保って取り付けよう規定し、かつ、充電部分（第16条の【解釈及び運用】3を参照のこと。）の露出を禁止したものである。

9 第7号

電飾に使用する電線は、切断し易い弱いものを使用すれば、気球の移動に伴って切れたり、被覆がはがれたりすることが起こり得るし、また、長くたるんでいると、重なり合ったり、触れ合ったりしてスパークを起こし得る。これらの点を考慮して、電線の太さを一定以上のものとし、一定の距離ごとに支持するよう規定したものである。

10 第8号

風速が大きい場合における掲揚は、付近の建築物等に接触して、その結果、衝突等による爆発又は浮遊、落下による事故を起こし易くなるので、これを禁止したものである。

なお、通常の計算式により15m³の気球が45°に傾斜するための風速を計算すると、約6.7m/secであるが、実際にはこの値よりもやや大きい風速となると考えられる。

[参考] 算出式は次のとおりである。

$$F = \frac{29.2}{22.4} \times \frac{4}{3} \pi r^3 - G$$

$$W = \frac{1}{16} \times v^2 \times \pi r^2 \times 0.6 \quad F = W \text{ とすれば}$$

$$v = \sqrt{\frac{42.89 r - 26.7 \frac{G}{r}}{\pi r^2}}$$

F=浮力 (kg) W=風圧力 (kg) G=自重 (kg)

v=風速 (m/sec) 0.6=風力係数

この算出により6m弱となる。

11 第9号

水素ガスの充てん又は放出についての基準を規定したものである。

同号アは、屋外の通風のよい場所で行うことにより、漏れた水素ガスの速やかな放散を期している。

同号イは、操作者以外の者の近接を禁じ、管理の徹底を期している。

「**操作者以外の者が近接しないような適当な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 適当な区画を行うこと。

イ 立入禁止の表示をすること。

ウ 監視人を配置すること。

同号ウは、電飾を付設する気球のときは、電源を遮断して、通電しない安全な状態で行うよう規定している。

同号エは、粗暴な行為を禁止するよう規定している。

同号オは、水素ガスの充てんに際して、水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、

減圧器を使って行うよう規定しているが、これは、水素ガスが爆鳴気を作ったり、あるいは静電着火を起し易い状態で充てんすることを禁止する趣旨である。

12 第10号

水素ガスが90容量%以下（水素ガスの燃焼範囲の上限が75%であるので、この点を考慮して90%と規定している。）に下がった場合は、水素ガスが漏れて減少し、混入されている空気との割合が、第9号オについて述べたような危険な状態に近づくことが考えられるから、このような場合は、必ず詰替えを行うべき旨を規定したものである。この場合の「詰替え」とは、水素ガスの補充的充てんを含まないものであって、一旦、完全に残存ガスを放出し切った後に新たに充てんすることを意味する。これは、第9号オの規定が働くからである。

なお、水素ガスの濃度測定の一つの方法としては、先ず水素ガスが100%のときの上昇力をスプリング秤等で測定し、その値に秤より上部の気球本体及び綱の重量を加えて水素ガスの浮力を求める。この浮力がその10%を減少したとき、水素ガスの容量は90%となる、念のため、容量15m³の気球につき計算すると、水素の浮力は約18kgとなり、この10%の1.8kgだけ浮力が減少すると水素ガスの容量は90%になるはずである。

測定の計算式は、次のとおりである。

$$F_3 \geq 0.9F_1 - 0.1F_2$$

F_1 = 水素ガスが気球の最大容量まで充てんされた状態で、上昇力をスプリング秤で測定した数値 (kg)

F_2 = 秤より上部の気球の本体、綱及び秤等の重量 (kg)

F_3 = 掲揚後において、上昇力をスプリング秤で測定した数値 (kg)

例えば、容量15m³、気球本体等の重量が5kgの場合を計算すると、水素の浮力は18kgであり

$$F_3 \geq (0.9 \times 18) - (0.1 \times 5) \quad F_3 \geq 11.2$$

となり、掲揚後において上昇力をスプリング秤で測定した数値が11.2kg以下になれば、気球内の水素ガスを全部交換しなければならない。

しかしながら、一般的な運用としては、通常の場合において連続15日以上掲揚した場合は、気球内の水素ガスを全部交換するよう指導すること。

13 第11号

この規定は、掲揚中又はけい留中において、掲揚又はけい留の作業に関係のない公衆の立入りにより事故が発生することを防止する趣旨である。

14 第12号

多数の者（特定、不特定を問わない。）が集合している場所における運搬その他の取扱いを禁止した規定であって、気球の爆発による災害を多数の者に及ぼさないよう特に配慮したものである。

(基準の特例)

第18条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくても、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準の場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

【予防規則】

(例外規定による認定)

第8条 局長又は所轄消防署長（以下「署長」という。）は、令第29条の4第1項及び第32条並びに条例第18条の2、第23条の2、第24条第1項ただし書、同条第3項第3号括弧書き、第35条の3、第46条、第48条の2及び第54条の3第1項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該認定に係る消防対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

【解釈及び運用】

本条は、本節の基準によらなくても消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができることとして、弾力的に運用ができるように規定したものである。

火を使用する器具についても、第23条の2で基準の特例の規定を設けている。

1 本条の具体的な運用として、第3条の【解釈及び運用】4で概略を述べたが、現在は、関係官庁、消防機関、学識経験者、関係団体からなる「防火性能評定委員会」を組織し、液体又は気体燃料を使用する新しく開発された燃焼機器についての防火上の有効性を評定し、これらの燃焼機器に対する基準の特例についてシステムの的に処理する体制が整っている。

これは、今後、科学技術進歩に伴って、防火性能の優れた燃焼機器や全く予想もしない特殊な設備が出現してきた場合、その防火性能を評定することができるようにしたものである。そうすることによって、基準の特例申請を行う場合、窓口が各消防本部となっているため、全国的に設置する場合の大量生産的な燃焼機器に対する特例申請の窓口の一本化による製造業者の利便化及び各消防本部における火気設備に対する検査の簡便化を図ったものである。

更に、現行の火災予防条例上では、別表に掲げる入力値を超える燃焼機器については、第3条第1項第1号に規定する「火災予防上安全な距離」を規定していないため、本委員会で当該離隔距離を決定し、これらの特例を認めた「離隔距離」及び「火災予防上安全な距離」について、本委員会の表示ラベルを貼付することとしている。このラベルにより他の燃焼機器との区別を明確にし、適正に設置させることが必要である。

2 評定の方法は基準評定方式と型式評定方式がある。

「基準評定方式」は、燃焼機器でも大量生産的なもので、一品一品評定するのではなく、試験基準を定め、その基準に従って試験することにより評定する方法である。

「型式評定方式」は、単品生産的な燃焼機器に対して行う評定方式で、まず試験基準を定め、その基準に従って試験を行い、試験結果に基づきその機器に対する離隔距離を評定する方法である。

3 防火性能評定委員会において評定を受けた製品には、表示ラベルが貼付される。

なお、表示ラベルの「可燃物からの離隔距離」の可燃物とは、建築物の可燃性の構造の部分及び可燃性の物品をいう。

(表示ラベルの例)

※ガス機器防火性能評定

| | | | |
|-----------------|----|----|----|
| ガス機器防火性能評定品 | | | |
| 可燃物からの離隔距離 (cm) | | | |
| 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| ガス機器防火性能評定委員会 | | | |

| | | | | |
|-----------------|----|----|----|----|
| ガス機器防火性能評定品 | | | | |
| 可燃物からの離隔距離 (cm) | | | | |
| 本体 周囲 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| | 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| 本体 上方 周囲 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| | 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| ガス機器防火性能評定委員会 | | | | |

※石油燃焼機器防火性能評定

| | | | |
|-----------------|----|----|----|
| 石油燃焼機器防火性能評定品 | | | |
| 可燃物からの離隔距離 (cm) | | | |
| 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| | | | |
| 石油燃焼機器防火性能評定委員会 | | | |

| | | | | |
|-----------------|----|----|----|----|
| 石油燃焼機器防火性能評定品 | | | | |
| 可燃物からの離隔距離 (cm) | | | | |
| 本体 周囲 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| | | | | |
| 本体 上方 周囲 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| | | | | |
| 石油燃焼機器防火性能評定委員会 | | | | |

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
(液体燃料を使用する器具)

第19条 石油こんろ、移動式の石油ストーブその他液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。
 - ア 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる離隔距離
 - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
 - (2) 可燃性のガス又は蒸気が停留するおそれのない場所で使用すること。
 - (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
 - (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのない安定した状態で使用すること。
 - (5) 不燃性の床又は台の上で使用すること。
 - (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
 - (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
 - (8) 使用することとされている燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (9) 周囲においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (10) 燃料漏れがないことを確認した後に点火すること。
 - (11) 点火した状態で移動させ、又は燃料を補給しないこと。
 - (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための不燃材料で造った受皿を設けること。
 - (13) 必要な点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせ、火災予防上有効に保持すること。
 - (14) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をしたうえで使用すること。
- 2 前項に規定するもののほか、液体燃料を使用する移動式のストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

別表第1 (第19条関係)

| 区 分 | | | | 離 隔 距 離 | | | | | | |
|-------------|----------|---------------------------|-----------------|---------|---------------------------|---------------------------|-----------------|----------------|---------------|-----|
| | | | | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | | | |
| 移動式 ストーブ | 液体 燃料 | 不 燃 以 外 | 開 放 式 | 放射型 | 入力が7キロワット以下のもの | センチメートル 100 | センチメートル 50 | センチメートル 100 | センチメートル 20 | |
| | | | | 自然対流型 | 入力が7キロワットを超え、12キロワット以下のもの | 150 | 100 | 100 | 100 | |
| | | | | | 入力が7キロワット以下のもの | 100 | 50 | 50 | 50 | |
| | | | | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | 入力が12キロワット以下のもの | 100 | 15 | 100 | 15 |
| | | | | | 温風を全周方向に吹き出すもの | 入力が7キロワットを超え、12キロワット以下のもの | 100 | 150 | 150 | 150 |
| | | | | 不 燃 | 開 放 式 | 開 放 式 | 放射型 | 入力が7キロワット以下のもの | 100 | 100 |
| | 自然対流型 | 入力が7キロワットを超え、12キロワット以下のもの | 80 | | | | 30 | | 5 | |
| | | 入力が7キロワット以下のもの | 120 | | | | 100 | | 100 | |
| | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | 入力が12キロワット以下のもの | | | | 80 | 30 | | 30 |
| | | | | | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | 入力が12キロワット以下のもの | 80 | 5 | |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------|------|--|----------------|---------------------------|-----|-----|----|-----|
| | | | | 温風を全周方向に吹き出すもの | 入力が7キロワットを超え、12キロワット以下のもの | 80 | 150 | | 150 |
| | | | | | 入力が7キロワット以下のもの | 80 | 100 | | 100 |
| 移動式 こんろ | 液体 燃料 | 不燃以外 | | | 入力6キロワット以下のもの | 100 | 15 | 15 | 15 |
| | | 不燃 | | | | 80 | 0 | | 0 |

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2 不燃以外の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 不燃の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

4 (以下略)

【予防規則】

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第5条の5 条例第3条第3項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第3項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。)第12条第1項第11号(条例第9条の3、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。)及び第19条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者の指定は、告示して行うものとする。

【告示】

○京都市火災予防条例第3条第3項第3号、第12条第1項第11号及び第19条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定

平成4年8月6日京都市消防局告示第3号

最終改正：令和4年6月30日京都市消防局告示第5号

京都市火災予防条例(以下「条例」という。)第3条第3項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第3項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。)、第12条第1項第11号(条例第9条の3、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。)及び第19条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を平成4年9月1日から次のとおり指定します。

(中略)

3 条例第19条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者としてします。

【解釈及び運用】

1 本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の器具の取扱いについて規定したものである。

「移動式の石油ストーブ」とは、石油ストーブのうち、煙突を有しない等、容易に移動させることが可能なものをいう。

なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動式こんろ、移動式ストーブ等については、火を使用する器具として取り扱う。

2 第1項第1号

液体燃料を使用する移動式ストーブ及び移動式こんろを設置する場合の可燃物等からの離隔距離を定めた規定である。

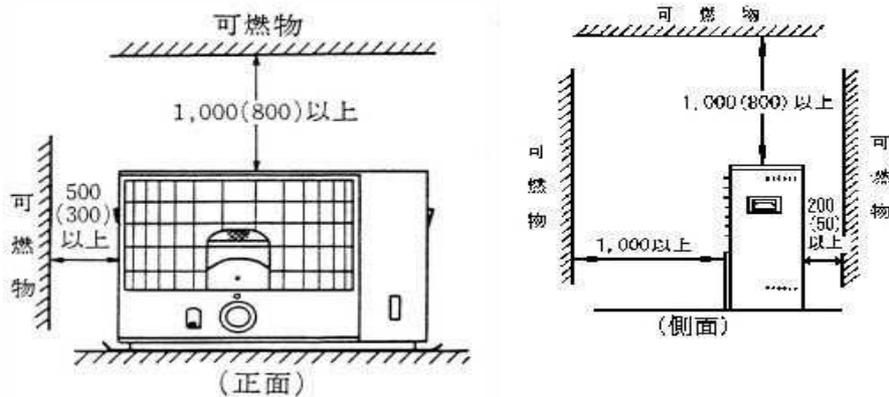
なお、本項でいう移動式ストーブ及び移動式こんろは、JIS又はこれと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらの器具には、次のいずれかの証票が付されている。



(1) 設置例

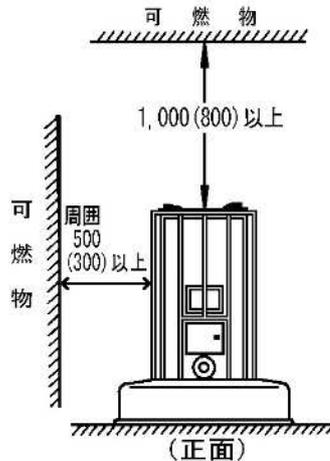
ア 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) の例

(ア) 開放式放射型



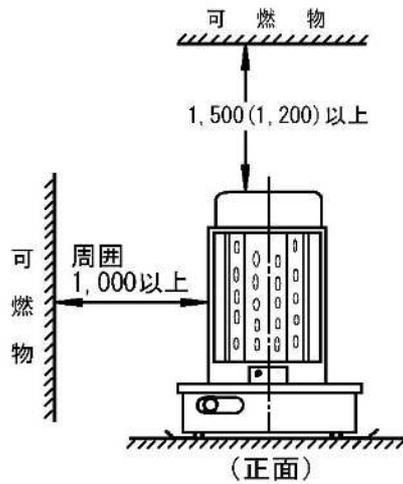
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

(イ) 開放式・自然対流型 (入力7キロワット以下)



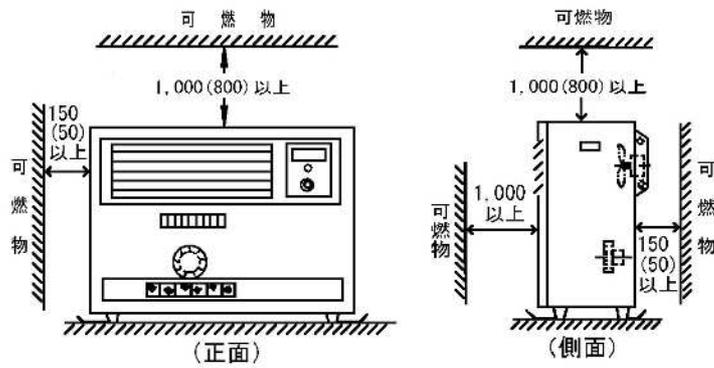
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

(ウ) 開放式・自然対流型（入力7キロワットを超え12キロワット以下）



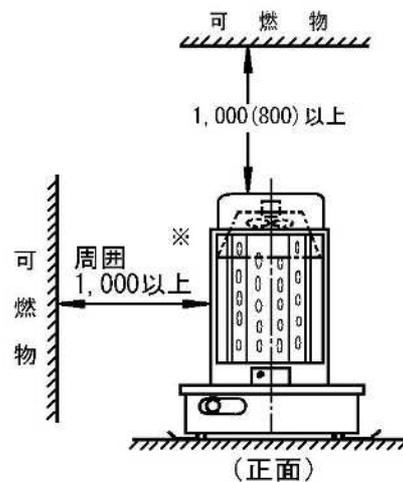
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

(エ) 開放式・強制対流型（温風を前方向に吹き出すもの）



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

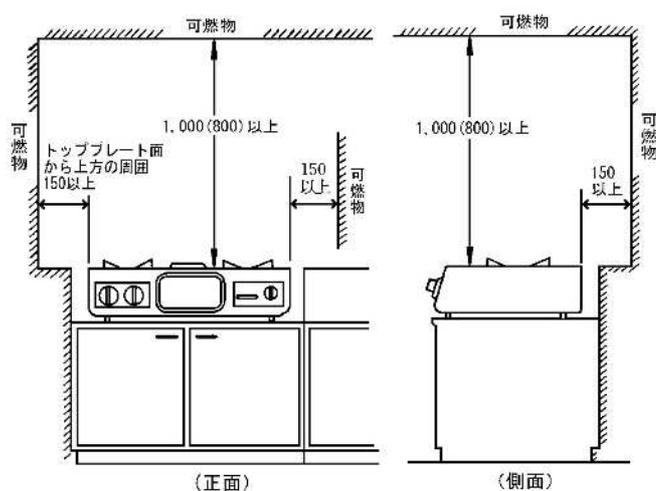
(オ) 開放式・強制対流型（温風を全周方向に吹き出すもの）



注1 ※の離隔距離は、入力7キロワット以下のものであり、入力7キロワットを越え12キロワット以下のものは、周囲150cm以上とする。

2 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

イ こんろと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



(2) J I S又はこれと同等以上の基準に適合しないものは、火災予防上問題であり、個々の器具について、安全性の確認をする必要がある。

液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等から付近の可燃物への着火を防止するための規定である。

3 第1項第2号

移動式こんろ又は移動式ストーブが火源となって、可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。この規定の趣旨に基づいて、こんろ又は移動式ストーブの使用中に、引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは避けるべきである。

「**可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所**」とは、第3条第1項第3号の「可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置」に同じ。

4 第1項第3号

平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければならない。

「**地震等**」とは、地震及び振動をいう。地震については、震度6弱程度の地震をいい、震動については、上記の地震程度の震動をいう。

「**地震等により容易に落下する**」とは、器具を箱等の台の上において使用したり、上がり框等、段違いとなっている場所、縁の端などで使用していると、地震等の震動により転落するおそれがあるので、こういう状態になるおそれのあることをいう。

5 第1項第5号

移動式ストーブ又は移動式こんろの使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときには、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。

6 第1項第6号

当然の事項を規定したものであるが、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が相当に多いので、特に明記したものである。

7 第1項第7号

移動式ストーブ又は移動式こんろは、それぞれ暖房、炊事特定の用途に使用するよう造られて

おり、通常、機能上他の器具の代用として用いることは予想されていない。

したがって、そのような予想されていない使用方法をした場合は、当然火災危険が生じるので、これを禁止したものである。

8 第1項第8号

構造上、本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、器具の安全度を超えた使用がなされることを禁止する規定である。灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用することなどは、本号の規定に抵触する。

9 第1項第9号

火災予防の第一歩というべき基本的事項であるが、とかく忘れがちであり、器具が正常であっても、火災危険を発生させる結果になるので、特に規定することとしたものである。万一火災発生の際は、初期消火に支障を来し、火災の拡大を速やかにするなどの支障を生じることからも、厳に注意を要するものである。

10 第1項第11号

使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものである。

燃料の補給に際しては、注意していても漏れを生じることがあり、漏油が移動式のこんろ又は移動式のストーブ自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがある。特に本号を設けたのは、可燃性液体の火災の消火には、一般に水が使用できないため消火が困難であるという特性を重視していることによるものである。したがって、燃料の補給に当たっては、いったん火を消し、消火を確認してから行わなければならない。本号の違反による火災が多いことから、特に注意を要する規定である。

11 第1項第12号

液体燃料が床又は畳等の上に漏出すると浸透拡大して、出火した際、大きな炎となるので、漏油を他に染み込ませたり、拡がらせたりしないために皿を設けることを規定したものである。

「受皿」とは、J I S S 2016及びS 2019に規定されている置台をいう。

ストーブのいかなる部分から油漏れがあっても、置台外に滴下しない十分に大きさのもので、周囲に縁をめぐらし、滴下した油がこぼれ落ちないものである。

なお、漏油は、燃料の補給又は器具の移動の際に生じることが多いが、皿の上の漏油は、前号の規定の趣旨からも、常に拭き取っておくことが必要である。

12 第1項第13号

点検及び整備は、器具の機能等について熟知した者に行わせることとしたものであって、「必要な知識及び技能を有する者」としては、石油機器技術管理士等が適当であると考えられる。

(第3条の【解釈及び運用】30を参照のこと。)

13 第1項第14号

多数の者が集合する催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であることから、対象火気器具等を使用する者に対して、消火器の準備を義務付けたものである。

(1) 「多数の者が集合する催し」とは、屋内、屋外を問わず、一定の場所に一時的に人が集合することにより混雑が生じ、火災発生時の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会、夏祭り、学園祭等の一定の社会的広がりをもつ催しを指す。したがって、バーベキュー、地蔵盆等のうち、個人的なつながりによるもの又は参加者が相互に面識がある者に限定されるものは対象外となる。

(2) 消火器について

消火器は、原則として対象火気器具等を使用する者が準備することとなるが、催しの関係者が準備することは妨げない。また、原則として対象火気器具等を使用する露店等ごとに消火器を準備することとなるが、近接した複数の露店等において、消火器の準備場所を確実に把握し、対象火気器具等の使用実態から初期消火を有効に実施できると判断できる場合は、共同して消火器を準備することを妨げない。

なお、能力単位の数値が1以上の消火器を準備することとし、住宅用消火器は認められない。

14 第2項

移動式のストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものである。

なお、対震自動消火装置の設置の義務付けは、J I S S 2019（石油ストーブ）に基づくものである。

対震自動消火装置の付いた機器は、一定規模以上の地震動を感知して自動的に消火するものであり、J I Sでは、その構造と性能を規定している。その概要は、次のとおりである。

(1) 「周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて」

ア 100ガル（ $100\text{cm}/\text{S}^2$ ）で加振したとき、10秒以下で消火装置が作動しないこと。

イ 200ガル（ $200\text{cm}/\text{S}^2$ ）※で加振したとき、10秒以内で消火すること、又は5秒以内で燃焼を遮断し、かつ、落下可燃物の着火性試験により、発炎、着火しないこと。

なお、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。

注 ※については、半密閉式の石油ストーブで燃料消費量が $2,200\text{g}/\text{h}$ を超える機器、油だき温風暖房機、石油小型給湯器、油だきボイラの振動の加速度を170ガル（ $170\text{cm}/\text{S}^2$ ）としている。

(2) 日常生活で起こる振動により、その都度作動していたのでは、使用上好ましくないので、100ガルで作動しない旨の下限を規定している。

(3) 地震の大きさによっては、人為的に消火操作ができないことがあるので、200ガル（又は170ガル）で消火することとしている。これは、震度階級のほぼ震度5弱（強度：80～250ガルの振動加速度とされている。）に相当する。また、震度5弱で必ず作動するかどうかについては、地盤、建物の構造、使用場所等により、その使用している機器が受ける振動加速度が違うので、震度5弱と発表された地域においても作動しない場合があり得る。

「**燃料の供給を停止する装置**」とは、燃料の燃焼部への供給を遮断することによって消火するもので、芯式燃焼器具以外の器具に使用されている。

(固体燃料を使用する器具)

第20条 火ばちその他固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火ばちは、底部に遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置きごたつは、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台の上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号まで及び第14号の規定を準用する。

別表第1 (第20条関係)

| 区 分 | | 離 隔 距 離 | | | |
|---------|------|---------|----------|----------|----------|
| | | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| 移動式ストーブ | 固形燃料 | センチメートル | センチメートル | センチメートル | センチメートル |
| | | 100 | 50 注6 | 50 注6 | 50 注6 |
| 移動式コンロ | 固形燃料 | 100 | 30 | 30 | 30 |

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2 不燃以外の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 不燃の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

4～8 (略)

9 注6の欄の離隔距離は、方向性を有するものにあつては、100とする。

10 (以下略)

【解釈及び運用】

1 本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火ばち、置きごたつ等の器具について規制したものである。

2 第1項第1号

固体燃料を使用する火ばちについて、底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。電熱器、ガスバーナー等は、底面過熱が比較的少ないために除外しているのである。底面過熱を避ける方法としては、火ばちの規模によって一概にはいえないが、火ばちの直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に、空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とすべきである。

3 第1項第2号

固体燃料を使用する置きごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。固体燃料に限定したのは、電熱使用のものにあつては通常下面への伝熱防止がなされているので、これを除外するためである。固体燃料としては、通例多く用いられる木炭、たどん等を主たるものとして考えている。

火入れ容器の底部に脚を設けるなど通気性を確保し、遮熱措置をしてある置きごたつ及び不燃材料で造った遮熱板等が設けられている置きごたつなどで、使用中に可燃物表面の温度が80℃以上とならないものについては、第23条の2を適用し、「金属以外の不燃材料で造った台の上で使用していなくてよいもの」として取り扱う。

4 第2項

液体燃料を使用する器具と同様の取扱上の基準について、前条の基準の一部を準用したものである。

第19条第1項第1号を準用する場合の「**火災予防上安全な距離**」とは、第19条第1項第1号に規定する「**火災予防上安全な距離**」と同じである。

(気体燃料を使用する器具)

第21条 ガスこんろ、移動式のガスストーブその他気体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 元コックは、使用していない間は、閉じておくこと。
- (2) ゴム製のホースは、燃料に侵されない材質のものを、かつ、熱、薬品等による損傷を防止する措置を講じること。
- (3) ゴム製のホースとの接続部は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (4) ゴム製のホースは、その器具に応じた適当な長さとする。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第10号まで及び第14号の規定を準用する。

別表第1 (第21条関係)

| 区 分 | | | | 離 隔 距 離 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------------|--|---------------------------------|-----------------|---------------|--------------------------------|---------------|-----|---------------|--|--------------------------------------|-----|----------|----|----------|
| | | | | 上方 センチメートル | 側方 センチメートル | 前方 センチメートル | 後方 センチメートル | | | | | | | | |
| 移動式 ストーブ | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出しているもの | 前方放射型 | 入力 が7キ ロワッ ト以下 のもの | 100 | 30 | 100 | 4.5 | | | | | |
| | | | | | 全周放射型 | | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | |
| | | | | バーナーが隠ぺいされているもの | 自然対流型 | | 100 | 4.5 | 4.5 注5 | 4.5 | | | | | |
| | | | | | 強制対流型 | | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | | | | | |
| | | | | バーナーが露出しているもの | 前方放射型 | | 80 | 15 | 80 | 4.5 | | | | | |
| | | | | | 全周放射型 | | 80 | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| | | | | バーナーが隠ぺいされているもの | 自然対流型 | | 80 | 4.5 | 4.5 注5 | 4.5 | | | | | |
| | | | | | 強制対流型 | | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | | | | | |
| | | | | 調理用器具 | 気体燃料 | | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出しているもの | 1口の卓上用こんろ | 入力 が5.8 キロワ ット以 下のも の | 100 | 15 | 15 | 15 |
| | | | | | | | | | | 2口以上の卓上型こんろ (グリル又はルグリドルが 付属す るもの を含む。) | 入力 が14キ ロワッ ト以下 のもの | 100 | 15 注4 | 15 | 15 注4 |
| バーナーが隠ぺいされているもの | 加熱部が開放されているもの | 卓上型グリル | 入力 が7キ ロワッ ト以下 のもの | | | 100 | | | 15 | 15 | 15 | | | | |
| | | フードを付け ない卓上 型オープ ングリル | | | | 50 | | | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | |
| | 加熱部が隠ぺいされているもの | フードを付 ける卓上 型オープ ングリル | | | | 15 | | | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | |
| | | 炊飯容量 が4リッ トル以 下の炊 飯器 | | | | 30 | | | 10 | 10 | 10 | | | | |
| 内容積が10リットル以下の圧力調理器 | | 30 | 10 | | | 10 | | | 10 | | | | | | |
| バーナーが露出しているもの | 1口の卓上用こんろ | 入力 が5.8 キロワ ット以 下のも の | 80 | | | 0 | | | | 0 | | | | | |
| | | 2口以上の卓上型こんろ (グリル又はルグリドルが 付属す るもの を含む。) | 入力 が14キ ロワッ ト以下 のもの | | | 80 | | | 0 | | 0 | | | | |
| バーナーが隠ぺいされているもの | 加熱部が開放されているもの | 卓上型グリル | 入力 が7キ ロワッ ト以下 のもの | | | 80 | | | 0 | | 0 | | | | |
| | | フードを付け ない卓上 型オープ ングリル | | | | 30 | | | 4.5 | | 4.5 | | | | |
| | 加熱部が隠ぺいされているもの | フードを付 ける卓上 型オープ ングリル | | | | 10 | | | 4.5 | | 4.5 | | | | |
| | | 炊飯容量 が4リッ トル以 下の炊 飯器 | | | | 15 | | | 4.5 | | 4.5 | | | | |
| | | 内容積が10リットル以下の圧力調理器 | | | | 15 | | | 4.5 | | 4.5 | | | | |

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。
- 2 不燃以外の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 不燃の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 4～6 (略)
- 7 注4の欄の離隔距離は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
- 8 注5の欄の離隔距離は、熱対流方向が一方向に集中するものにあつては、60とする。
- 9 (以下略)

【解釈及び運用】

1 本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。

2 第1項

(1) 第1号

「元コック」とは、室内の金属配管に設けられているコックをいう。

(2) 第2号

「燃料に侵されない材質」とは、燃料の種類によって、ゴム管等が膨潤、熔解等の変化を生じるので、このような変化を生じない材質のホースを用いなければならない。例えば、燃料に液化石油ガスを使用する場合は、対油性のある合成ゴムなどを用いること。

(3) 第4号

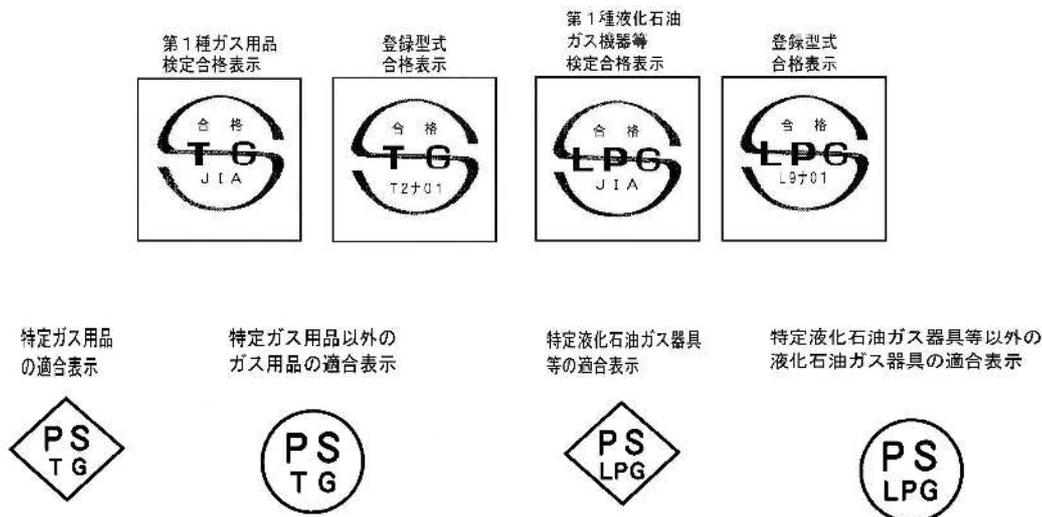
ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため「器具に応じた適当な長さ」としたものである。

「器具に応じた適当な長さ」とは、普通のゴムホースにあつては、原則として2m以内にするべきである。

3 第2項は、第19条第1項第1号から第10号までの規定が準用されることを規定している。

気体燃料を使用する卓上型こんろ、卓上型グリル、炊飯器等の調理用器具及び移動式ストーブを設置する場合の可燃物等からの離隔距離については次による。

なお、本項でいう調理用器具及び移動式ストーブは、JIS又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらのものには、次のいずれかの証票が付与されている。



(財)日本ガス機器検査協会(JIA)検査合格・認証表示



(平成7年3月31日まで)

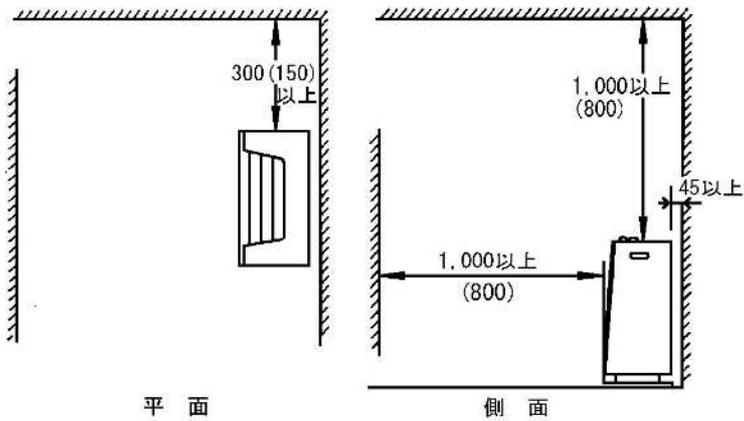


(平成7年4月1日から)

(1) 設置例

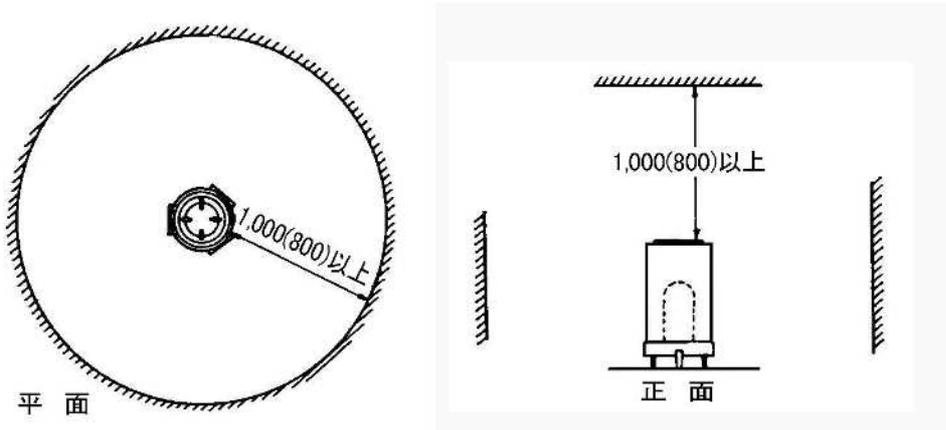
ア 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが露出) の例

(ア) 前方放射型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

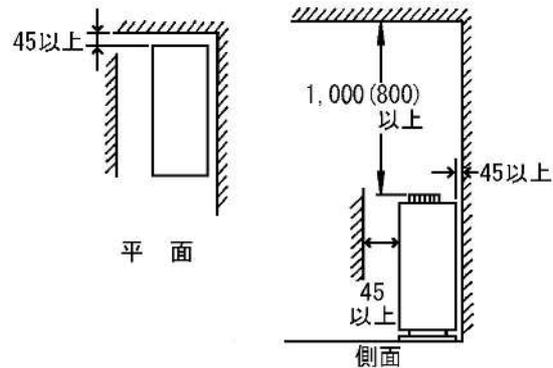
(イ) 全周放射型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

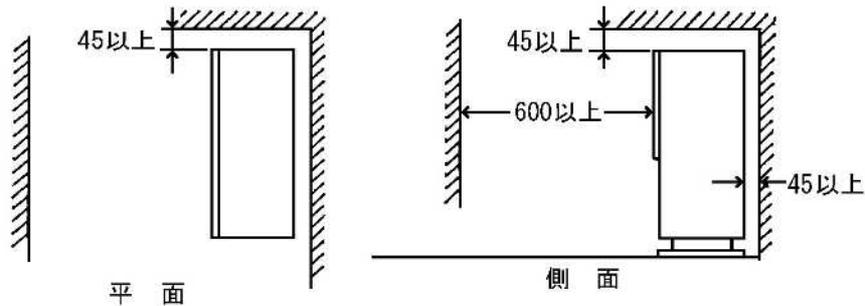
イ 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが隠ぺい) の例

(7) 自然対流型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

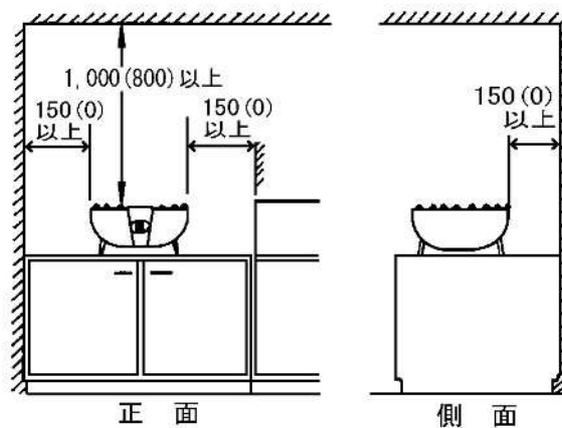
(i) 強制対流型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

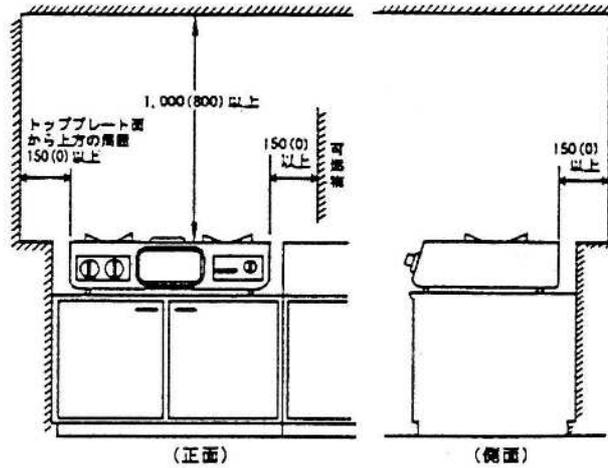
ウ こんろ (バーナーが露出) と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) の例

(7) 卓上型こんろ (1口)



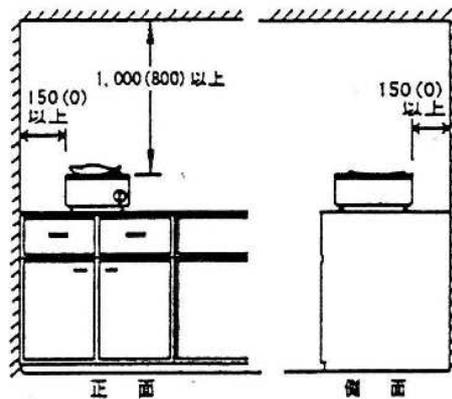
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

(イ) 卓上型こんろ（２口以上）、卓上型グリル付こんろ



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

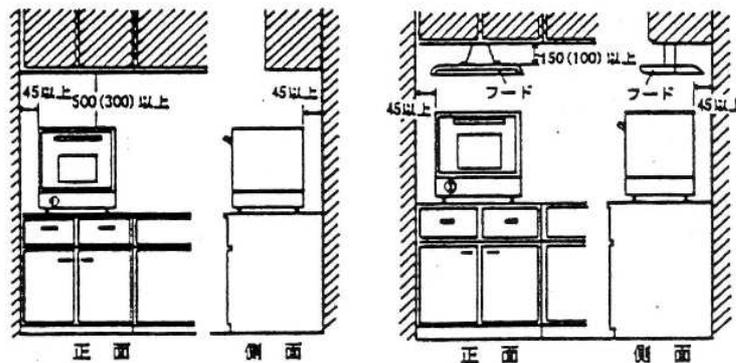
エ 卓上型グリル（加熱部が開放されているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

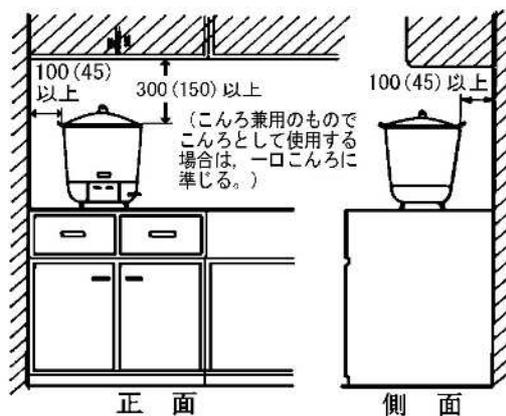
オ 卓上型オープン・グリル（火熱部が隠ぺいされているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」（バーナーが隠ぺい）の例

- ① フードを付けない場合 ② フードを付ける場合



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

カ 炊飯器（4ℓ以下）及び圧力調理器（内容積10ℓ以下）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）の例



注 （ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

- (2) 調理用器具のうち、卓上型こんろ等が排気フードの下において使用される場合にあっては、当該排気フードの構造について、厨房設備の排気フードの基準に準じたものとなるよう指導すること。
- (3) J I S又はこれと同等以上の基準に適合しないものは、火災予防上問題があり、個々の器具について、安全性の確認をする必要がある。
- (4) 卓上型こんろ等とグリズ除去装置の「火災予防上安全な距離」は、(1)にかかわらず、厨房設備とグリズ除去装置との火災予防上安全な距離に準じて指導すること。

(電気を熱源とする器具)

第22条 電気アイロン、移動式の電気ストーブその他電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(2) 自動温度調節装置、温度ヒューズ等の安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適当なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第14号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれがない器具にあっては、同号の規定を除く。）を準用する。

別表第1（第22条関係）

| 区 分 | | | 離 隔 距 離 | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--|-----|-----|-----|-----|
| | | | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | |
| 電気温風器 | 不燃以外 | | 100 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| | 不燃 | | | 注7 | 注7 | 注7 | 注7 |
| 電気調理用機器 | 不燃以外 | 電気こんろ、電気レンジ又は電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。） | 入力4.8キロワット以下であり、1口当たり2キロワットを超え、3キロワット以下のもの | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 注7 | 注7 | 注7 | 注7 |
| | | | | 100 | 2 | 2 | 2 |
| | | こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの | 入力4.8キロワット以下であり、1口当たり1キロワットを超え、2キロワット以下のもの | 20 | 20 | 20 | |
| | | | | 注8 | 注8 | 注8 | |
| | | | | 10 | 10 | 10 | |
| | こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの | 入力4.8キロワット以下であり、1口当たり1キロワット以下のもの | 100 | 2 | 2 | 2 | |
| | | | 15 | 15 | 15 | | |
| | | | 注8 | 注8 | 注8 | | |
| | 不燃 | こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの | 入力5.8キロワット以下であり、1口当たり3.3キロワット以下のもの | 10 | 2 | 2 | 2 |
| | | | | 10 | 10 | 10 | |
| | | | | 注9 | 注9 | 注9 | |
| こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの | | 入力4.8キロワット以下であり、1口当たり3キロワット以下のもの | 80 | 0 | 0 | | |
| | | | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | 注8 | 注8 | 注8 | | |
| こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの | 入力5.8キロワット以下であり、1口当たり3.3キロワット以下のもの | 80 | 0 | 0 | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 注9 | 注9 | 注9 | | | |
| 電気天火 | 不燃以外 | | 10 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | |
| | 不燃 | | | 注10 | 注10 | 注10 | |
| 電子レンジ | 不燃以外 | | 10 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | |
| | 電熱装置を有するもの | | | 注10 | 注10 | 注10 | |
| 電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） | 不燃以外 | 前方放射型 | 100 | 30 | 100 | 4.5 | |
| | | 全周放射型 | | 100 | 100 | 100 | |
| | | 自然対流型 | | 100 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| | 不燃 | 前方放射型 | | 80 | 15 | 4.5 | |
| | | 全周放射型 | | 80 | 80 | 80 | |
| | | 自然対流型 | | 80 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | |
|-------|------|----------------------|-----------------|------------|----------|----------|----------|
| 電気乾燥器 | 不燃以外 | 食器乾燥器 | 入力が1キロワット以下のもの | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| | 不燃 | | | 0 | 0 | | 0 |
| 電気乾燥機 | 不燃以外 | 衣類乾燥機、食器乾燥機又は食器洗い乾燥機 | 入力が3キロワット以下のもの | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| | 不燃 | | | 4.5 注11 | 0 注12 | 0 注12 | 0 注12 |
| 電気温水器 | 不燃以外 | 温度過昇防止装置を有するもの | 入力が10キロワット以下のもの | 4.5 | 0 | 0 | 0 |
| | 不燃 | | | 0 | 0 | | 0 |

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2 不燃以外の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 不燃の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

4～9 (略)

10 注7の欄の離隔距離は、温風の吹き出し方向にあつては、60とする。

11 注8の欄の離隔距離は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

12 注9の欄の離隔距離は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

13 注10の欄の離隔距離は、排気口面にあつては、10とする。

14 注11の欄の離隔距離は、前面に排気口を有する機器にあつては、0とする。

15 注12の欄の離隔距離は、排気口面にあつては、4.5とする。

【解釈及び運用】

1 第1項第1号

極めて一般的なことではあるが、電源を切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかった等による出火例が多いため規定したものである。また、タコ足配線やスルメ結束からの出火や、コンセント部分にほこりなどが堆積して発生するトラッキング現象により出火に至る例も多いので、注意する必要がある。

2 第1項第2号

温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないことを規定したものである。

実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず出火した例が多いので、注意する必要がある。

3 第2項

電気を熱源とする器具について、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第14号の規定を準用する旨を定めた規定である。ただし、同条第14号の規定については、電気ポット、コーヒーマーカー、炊飯器、電気毛布、電気あんか等であつて、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれがないものについては、適用しないものである。

(使用に際し、火災の発生のおそれのある器具)

第23条 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第14号の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。
- 2 「火消しつぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具であるから、故障、破損をしたものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生じる。また、ある程度の温度上昇は生じるので、可燃物から安全な距離を保有すること、及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けることが必要である。

したがって、第19条の規定のうち、第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定が準用される。

なお、この場合において、第19条第1項第1号で準用する「**火災予防上安全な距離**」とは、火消しつぼにあつては周囲15cm以上、その他の器具にあつてはこんろ、ストーブ及び火消しつぼに準じた距離以上をいう。

(基準の特例)

第23条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長又は消防署長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくても、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

【予防規則】

(例外規定による認定)

第8条 局長又は所轄消防署長（以下「署長」という。）は、令第29条の4第1項及び第32条並びに条例第18条の2、第23条の2、第24条第1項ただし書、同条第3項第3号括弧書き、第35条の3、第46条、第48条の2及び第54条の3第1項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該認定に係る消防対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

【解釈及び運用】

本条は、第18条の2と同様に特例の基準は、従来、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具にあつては、その取扱い及び周囲の状況からそれぞれ総合的に判断して当該規定の適用ができることとされていたが、技術開発により出現する特殊の器具についても火災予防上支障がないものについては同様の扱いができるものとした規定である。

なお、離隔距離の特例については、第18条の2の【解釈及び運用】を参照のこと。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第24条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所(以下「指定場所」という。)においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要があると認められる場合において、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分
- (3) 地下街(法第8条の2に規定する地下街をいう。)の売場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火災が発生した場合において、人命に危険が生じるおそれのある場所

2 指定場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構の規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

3 令別表第1に掲げる防火対象物で指定場所を有するものにおいて喫煙所を設けるときは、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 適当な数の吸い殻容器を設置すること。
- (2) 「喫煙所」と表示した標識を設けること。ただし、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、この限りでない。
- (3) 指定場所を有する防火対象物が劇場等であるときは、喫煙所は、客席及び廊下(当該客席及び廊下のうち消防長又は消防署長が避難上支障がないと認める部分を除く。)以外の場所に設けること。

4 前項第2号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構の規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 令別表第1に掲げる防火対象物で指定場所を有するものにおいて喫煙所を設けないときは、当該防火対象物内を禁煙とする旨を表示した標識の設置その他の当該防火対象物内における禁煙を確保するため火災予防上必要な措置を講じなければならない。

6 指定場所の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)は、指定場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は指定場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

【予防規則】

(標識等)

第6条 条例第12条第1項第7号(条例第9条の3、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第18条第3号、第24条第2項及び第3項、第29条第6項、第51条第4号並びに第54条の9第5号に規定する標識、表示板又は満員札の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

(例外規定による認定)

第8条 局長又は所轄消防署長（以下「署長」という。）は、令第29条の4第1項及び第32条並びに条例第18条の2、第23条の2、第24条第1項ただし書、同条第3項第3号括弧書き、第35条の3、第46条、第48条の2及び第54条の3第1項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該認定に係る消防対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

(劇場等における喫煙等の禁止場所の指定)

第9条 条例第24条第1項の規定による喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定は、告示し、又は当該指定に係る防火対象物の管理について権原を有する者に通知して行うものとする。

別表（第6条関係）

| 標識等の種類 | | 大きさ | | 色 | |
|--------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 幅 | 長さ | 地 | 文字 |
| (中略) | (中略) | (中略) | (中略) | (中略) | (中略) |
| 3 | 条例第24条第2項に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識 | センチメートル以上 15 | センチメートル以上 35 | 赤 | 白 |
| 4 | 条例第24条第2項に規定する「危険物品持込厳禁」と表示した標識 | 25 | 50 | 赤 | 白 |
| 5 | 条例第24条第3項に規定する喫煙所である旨を表示した標識 | 30 | 10 | 白 | 黒 |
| (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) |

【告示】

○京都市火災予防条例第24条第1項の規定に基づく、喫煙、裸火の使用を禁止し、又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定

(制 定 昭和55年10月16日 京都市消防局告示第8号)

(最終改正 令和4年6月30日 京都市消防局告示第5号)

京都市火災予防条例第24条第1項の規定に基づき、喫煙、裸火の使用を禁止し、又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所を昭和55年11月1日から次のとおり指定し、同日付けをもって、昭和48年12月27日京都市消防局告示第3号（喫煙、裸火の使用を禁止し、または火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定）は、廃止します。

- 1 劇場、映画館、演芸場、屋内に設ける観覧場、公会堂又は集会場の舞台部（舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。）及び客席
- 2 百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗で、その建物内の店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超えるもの及び地下街の売場（喫煙については、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めた喫煙所を除く。）
- 3 展示場の展示場所（喫煙については、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めた喫煙所を除く。）

【解釈及び運用】

1 本条は、火災が発生した場合、人命危険の生じるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所での火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するための必要な火気及び危険物品の持込み等の制限に関する規定である。

2 第1項

不特定多数の者が出入りする場所での喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）の持込みを禁止した規定である。

(1) 「**消防長が指定する場所**」とは、第1号から第4号までに掲げる場所のうち、告示において指定する次の場所である。

ア 劇場、映画館、演芸場、屋内に設ける観覧場、公会堂又は集会場の舞台部（舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。）及び客席

イ 百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗で、その建物内の店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超えるもの及び地下街の売場（喫煙については、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めた喫煙所を除く。）

ウ 展示場の展示場所（喫煙については、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めた喫煙所を除く。）

なお、喫煙、裸火の使用又は危険物品持込み禁止場所において、消防長又は消防署長は、業務上やむを得ない場合に当該行為の解除承認を行うことができる。

この解除承認は、原則としてその都度行い、承認期間は必要最小限とすること。

(2) 「**裸火**」とは、酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出している火をいい、これに可燃物が接触すると燃焼するものをいう。

したがって、たき火、かかり火、炭火などはもちろん、火花を発するもの、ニクロム線の露出しているものなども対象とする。

(3) 「**火災予防上危険な物品**」とは、次に掲げる物品とする。ただし、道路運送車両法の保安基準を満たしている車両の燃料タンク内の燃料及び潤滑油並びにビン、缶等に密封された少量のものを除く。

ア 法別表に掲げる危険物

イ 危険物政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類

ウ 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス（爆発限界の下限が10%以下のもの及び爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの）

エ 火薬類取締法第2条第1項に掲げる火薬類（火薬、爆薬及び火工品）

ただし、がん具煙火の火薬又は爆薬の数量が、火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量（火薬又は爆薬の合計が25kg、ただし、クラッカーボールにあつては5kg）の5分の1未満のものを除く。

オ その他危険と認められる物品

(4) 「**特に必要な場合**」とは、次の基準によるものとする。

ア 指定場所全般

小規模な工事のために作業火を使用する場合

イ 劇場等の舞台

(7) 演劇において火の使用がストーリー上重要な役割を演じ、他の方法をもって容易に替え

がたい場合

- (イ) 演芸において火を使用する演技が全体の演芸の中心をなす場合
- (ウ) 火を使用する見せ物、スポーツ等で通常屋内で行う場合
- (エ) 演劇、演芸等の準備のため火を使用するときで、他の方法をもって替え難く、また、他の場所で行えない場合

ウ 百貨店、大規模小売店舗及び地下街の売場

- (ア) 食料品の製造、加工で通例火をもって煮沸、焼き上げをするものを営業上顧客に展示又は即売する場合
- (イ) 火を使用する暖房器具等を営業上顧客に観覧させる必要がある場合
- (ウ) 火の使用を通例とする物品の製造、加工、修理を営業上顧客に観覧させる必要がある場合

エ 展示場

火を使用する展示物を展示するもので、他の方法をもっては、容易に替え難い場合

- (5) 「**火災予防上支障がないと認めたと**き」とは、次の条件のいずれかを複合的に備えていることにより判断するものとする。

- ア 火の使用規模が小さいこと
- イ 火の粉が飛散するおそれがないこと
- ウ 建築物が耐火構造であること
- エ 火を使用する付近に可燃物が少ないこと
- オ 火を使用する付近の可燃物に防火処理が施されていること
- カ 消火設備を増強すること
- キ 火の使用に対する警戒員を置くこと
- ク 収容人員が特定人で少数であること

- (6) 予防規則第8条に規定する関係者から提出させる資料として、京都市火災予防規程第13号様式を提出させるものとする。

- 3 第2項の標識は、予防規則別表3及び4の項に掲げるものを、見やすい箇所に設置するものとする。

なお、設置場所が暗い場所である場合は、標識灯等によることが望ましい。

- 4 第3項は、喫煙所は適切に管理されたものとするよう設けられた項目であり、以下についても留意すること。

- (1) 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料以上の防火性能を有するものとする。
- (2) 床の仕上げ材には、じゅうたん、カーペットその他可燃物のものを使用しないこと。
- (3) 喫煙所の表示は、予防規則別表5の項に掲げるとおりで、次のようなものとする。



備考 材料は、木版、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

なお、本条における「喫煙所」は、指定場所を有する防火対象物の利用者が自由に利用することができ、かつ、当該防火対象物の関係者等により喫煙する場所として管理されている防火対象物内の部分をいうものであり、次に掲げる場所において喫煙する場合は対象としない。

- (1) 従業員専用の事務所及び休憩所
 - (2) 劇場、百貨店等の防火対象物内の飲食店等
 - (3) 防火対象物の屋外の部分（出入口の外）、屋上広場等
- 5 第2項及び第4項の図記号による標識は、国際規格などと整合性を図り、誰もが容易に標識の意味を理解できるようにすることにより、その実効性を高め、防火安全性の向上を図るため、国際標準化機構の規格（ISO）又は日本産業規格（JIS）に適合するものに統一したものである。禁煙、火気厳禁の各標識は「ISO7010」又は「JISZ8210」、喫煙所である旨の標識は「ISO7001」又は「JISZ8210」とする。

なお、図記号の大きさについては、文字による標識の短辺以上のものとする。

図記号による標識

| 表示の種類 | 国際標準化機構の規格 | 日本産業規格 |
|-------|---|--|
| 禁煙 | ISO7010  | JISZ8210  |
| 火気厳禁 | ISO7010  | JISZ8210  |
| 喫煙所 | ISO7001  | JISZ8210  |

6 第3項は、劇場等に設ける喫煙所の目安を定めたものであり、通行、避難の障害とならない部分に当該場所を設けることとしている。

第3項第2号の「ただし、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、この限りでない。」とは、健康増進法に規定する「喫煙専用室標識」を設けた場合、同様の標識が重複することから、当該「喫煙所」標識の設置を不要とできるもの。

第3項第3号の「消防長又は消防署長が避難上支障がないと認める部分」とは、京都市建築基準条例第19条に定める客用の廊下以外の部分をいう。ただし、階段の直近部分（5m以内の部分とする。）は、除くものとする。

「喫煙専用室標識」



7 第5項は、指定場所を有する防火対象物内に「喫煙所」を設けない場合の措置を規定したものである。

(1) 指定場所を有する防火対象物の出入口等見やすい箇所に当該防火対象物内を禁煙とする旨を表示した標識を設置するほか、必要に応じて次に掲げる火災予防上必要な措置を講じるものとする。

ア 防火対象物内を禁煙とする旨の管内放送

イ 警備員の巡回等による防火対象物内の監視

ウ 上記ア及びイに掲げる事項のほか、防火対象物の使用形態に応じ、火災予防上必要と認められる措置

(2) (1)に示す標識は、特に様式を定めるものではないが、防火対象物の使用形態に応じたもので「禁煙」の文言を含むものとし、次に掲げる例によるものとする。

ア 「全館禁煙」

イ 「当劇場は全館禁煙です。」

ウ 「当百貨店は、全面禁煙です。喫煙所は設置していません。」

エ 「当会館は、管内禁煙です。喫煙場所は屋外の〇〇に設置しております。」

8 第6項は、禁止場所において、禁止されている行為をしようとする者がある場合における関係者の制止義務を規定したものである。

関係者の制止義務は、使用人、従業員等を通して行われるのが一般的であるが、従業員等自身には制止義務は課せられておらず、従業員等が制止を怠った場合、自己の制止義務を従業員等を通して適正に行っていない関係者がこの規定の制約を受ける。

なお、ここでいう「制止」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は所定の場所で喫煙等を行うよう告げることであり、実力により行為を阻止するものではない。制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接に又は放送設備等を通して行ってもよい。

(準用)

- 第24条の2 防火対象物（法第2条第2項に規定する防火対象物をいう。以下同じ。）を一時的に前条第1項第1号又は第2号に掲げる場所の用途に供する場合における当該用途に供する部分（以下「特定部分」という。）は、指定場所とみなして、同項並びに同条第2項及び第6項の規定を適用する。
- 2 前条第3項第1号及び第2号並びに第4項の規定は、特定部分を有する防火対象物において喫煙所を設ける場合について準用する。
 - 3 前条第3項第3号の規定は、防火対象物を一時的に同条第1項第1号に掲げる場所の用途に供する場合における当該防火対象物の喫煙所について準用する。
 - 4 前条第5項の規定は、特定部分を有する防火対象物において喫煙所を設けない場合について準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、防火対象物を一時的に劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席若しくは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分の用途に供する場合の火気、危険物品の持込み等の制限について規定している。
- 2 第1項は、防火対象物を一時的に劇場等の舞台又は客席若しくは百貨店等の売場又は展示部分の用途に供するときは、当該用途に供する部分は指定場所とみなし、喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品の持込みの禁止、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」標識の設置及び禁止場所において、禁止されている行為をしようとする者がある場合における関係者の制止義務について規定したものである。
- 3 第2項は、防火対象物を一時的に劇場等の舞台又は客席、若しくは百貨店等の売場又は展示部分の用途に供するときは、当該防火対象物において喫煙所を設ける場合は、適当な数の吸い殻容器と「喫煙所」標識を設置しなければならないことを規定している。
- 4 第3項は、一時的に劇場等の舞台又は客席の用途に供する防火対象物に喫煙所を設ける場合の当該喫煙所の設置基準について規定したものである。
- 5 第4項は、特定部分を有する防火対象物において、喫煙所を設けない場合にあつては、禁煙について徹底する旨を規定したものである。

第25条 空き地の関係者は、当該空き地の枯れ草等燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、空き地、空き家等からの出火防止を図るため、空き地については、枯れ草の除去等を、空き家については侵入防止措置等をそれぞれ所有者等に義務付けたものである。

2 「**空き地**」とは、屋外のすべての土地の空間部分のことである。本条は、火災の発生又は延焼の危険が大きい市街地等における空き地に枯れ草等の燃焼のおそれのある物件が放置されている場合に限定して運用するものとする。

したがって、鉄道の軌道敷地内、河川敷、公園は含まれない。しかし、その実態からみて火災予防上必要のあるものは、本条の趣旨から必要な措置を指導することが望ましい。

3 「**枯れ草等延焼のおそれのある物件**」とは、次の(1)から(6)に示すものが考えられる。

- (1) 枯れ草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
- (2) ダンボール箱等の紙製品
- (3) 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
- (4) 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
- (5) 廃プラスチック
- (6) ゴムくず

4 空き地の管理については、その義務を履行させる行政上の手段として、法第3条の規定に基づく屋外における措置命令により担保することができる。

したがって「**火災予防上必要な措置**」とは、本条が法第3条の裏がえしに空き地の所有者等に枯れ草の除去を義務付けたものであるから、その義務を履行させる行政上の手段としては法第3条第1項各号に掲げる措置が該当する。

なお、空き地の枯れ草等燃焼のおそれのある物件については、除去以外の方法として、次に掲げる措置を講じたときは、火災予防上安全な措置を講じたものとみなす。

- (1) 土砂等で埋める。
 - (2) ブロック塀（高さ2m以上）等により完全に周囲を囲う。
 - (3) 柵を周囲に設け、柵の内側部分について幅5mの可燃物を除去又は土で覆う等の処置を行う。
- 5 第2項の規定は、空き家が出火場所である火災事例が多いことから、放火、火遊び等による火災を防止するため、空き家の所有者又は管理者に対して、当該空き家にむやみに人が出入りできないよう施錠すること、第一着火物となり易い可燃性の物品を周囲に放置しないこと、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等、空き家における火災を防止する上で必要な措置を講じることを定めたものである。

(1) 「**空き家**」とは、一定の期間、継続して使用しない状態におかれた建物をいい、現に人の住んでいない住宅や使用されていない事務所、工場等の建物のほか、居住者が長期にわたって不在の住宅、建替えなどのため取り壊すことになっている建物なども、ここでの「空き家」に該当する。

なお、共同住宅の1室が空き部屋となっているような場合には、他の部屋には人が居住しており、当該建物としては使用状態にあるのであれば、ここでいう「空き屋」には該当しない。

(2) 指導方法

ア 所有者及び管理者が不明の場合

空き家に対する指導方法としては、当該建築物の所有者及び管理者等に対し必要な措置を講じさせる必要がある。

しかしながら、建築物の所有者及び管理者が不明（あるいは、その所在が不明）というケースには、火災発生の危険性に応じ、付近住民の協力を得つつ重点的に警戒を行うこと、警察、電力会社、ガス会社等をはじめとする関係機関との連携を密にして必要な協力を得ること等により、出火原因となり得る要素を除去し、当該空き家からの出火を防止することが必要である。

イ 法第5条防火対象物に対する措置命令との関連

第2項は、「火災予防上必要な措置」を要求しており、これを怠っていることにより「防火対象物の管理の状況について火災の予防上必要があると認められる」場合には、法令上は法第5条の規定による措置命令の対象となり得る。ただし、この命令は、具体的な火災危険が迫っている場合に、当該危険の実態を十分に把握したうえで、命令する措置の内容との権衡に配慮し、過大な措置となることのないように行う必要がある。そこで、実際の運用としては、所有者及び管理者への指導等を通じて火災予防上安全な管理を徹底させることにより、火災予防の実を挙げるよう努める必要がある。

(たき火)

第26条 可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、可燃物の近くでのたき火の禁止及びたき火をする際の必要な措置を規定したものである。

なお、本条は、平常の気象時に行われるたき火に関する一般的な規定であり、後述する第30条は、異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である。

2 第1項

(1) 「**たき火**」とは、火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。また、不要品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。

(2) 「**可燃物**」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性の物品並びに建築物、工作物の可燃性の部分をいう。

引火性の物品とは、常温又は過熱により可燃性ガス又は蒸気を発生する物品をいう。（法別表第1に掲げる第4類の危険物、条例別表第2に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類）

爆発性の物品とは、過熱により分解爆発するもの及び燃焼速度が極めて早く、瞬時に燃焼するもの（空气中に散乱し、浮遊する可燃性の固体微粒子を含む。）をいう。

(3) 「**火災予防上必要な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 消火準備を行うこと。

イ 一度に燃やさず、少しずつ焼却すること。

ウ その場を離れないこと。

エ 終われば、確実に消火すること。

オ 風の強い日には、行わないこと。

(がん具用煙火)

第27条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防火処理を施した覆いをしなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、一定の場所におけるがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵、取扱いについて規定したものである。

1 第1項

(1) 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則第1条の5で規定するものをいい、本条の第1項及び第2項は火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量（火薬又は爆薬の合計が25kg、ただし、クラッカーボールにあつては5kg）以下のがん具用煙火について適用する。

なお、社団法人日本煙火協会が自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、安全基準等に適合していることを証する表示（図1参照）及び合格を証する表示（図2参照）が付されている。



型式認定マーク(予備検査)で「基準検査」と「安全検査」に適合している証

図1 規格証



随時行う抜取検査(本検査)で「基準検査」と「安全検査」に適合している証

図2 合格証

この検査は、日本煙火協会がん具煙火検査所で行っており、検査内容は、次のとおりである。

ア 火薬類取締法に適合しているか否かをみる「基準検査」

イ 花火の構造、燃焼現象や使い方の表示の確認テストをするとともに、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」

(2) 「火災予防上支障のある場所」とは、がん具用煙火の種類により異なる場合もあるが、おおむね次に掲げるような場所をいう。

- ア 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス等引火爆発の危険がある物品及び可燃物等がある付近の場所
- イ 建物の内部、建物と建物との狭い場所、家屋の密集した場所及び交通の頻繁な路上等
- ウ 強風注意報等が発令されている区域

2 第2項

「**炎、火花又は高温体との接近**」の防止措置とは、次の例によること。

- (1) がん具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しない。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか、又は不燃材料等で区画する。
- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止する。
- (4) 裸電球等の発熱体との接近を避ける。

3 第3項

第3項は、火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用する。これは、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火についての安全措置規定である。

- (1) 「**不燃性容器**」には、難燃性の容器は含まれないものであること。
- (2) 「**防炎処理を施した覆い**」は、原則として法第8条の3第1項に規定する防炎性能を有するものであること。

(化学実験室等)

第28条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第31条、第32条の2第1号、第11号から第17号まで及び第19号から第24号まで並びに第32条の4第11号の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

化学実験室等においては実験、研究のため種々の危険物等の実験材料が取り扱われ、特に危険物等の格納方法が雑然としていること、実験室等の管理が行き届きにくいこと等の例が多く見られ、そのため危険物等の取扱い中に爆発、火災を引き起こした災害例が少なくないので、火災予防上特に必要とする措置として守られるべき事項を総括的に定めたものである。

例えば、パラフィンのオイルバスを使用して加熱実験等を行う場合、パラフィンのような物品は、一定の温度以上に加熱することにより可燃性の蒸気を発生するため、火災予防上極めて危険なものといえる。

したがって、このような物品を一定の温度以上に加熱する場合においては、火粉の飛散、火炎の伸長等引火の誘引をなすことを極力防止するとともに、加熱されている物品そのものがあふれて直接火と接触することを防ぐ措置が講じられなければならない。

2 「**化学実験室**」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。

「**これに類する物品**」とは、条例別表第2に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発生物質及び他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。

3 「**火災予防上必要な措置**」とは、次の(1)から(7)までに示すことをいう。

(1) 取扱位置は第19条第1項第1号及び第3号から第5号までの例によること。

(2) 加熱の状況によっては第3条第3項第5号の例によること。

(3) 適切な消火の準備をすること。

(4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に周知徹底を図ること。

(5) 実験室等には、作業に必要な最小限度の危険物等を小出し容器等で取り扱うほか、不必要な危険物等を持ち込まないこと。

(6) 作業終了後は危険物等の後始末を確実にいき、容器の密栓状態を確認すること。

(7) 実験室等には、危険物等の貯蔵、取扱いに関する注意事項を記載した掲示板等を掲示すること。

(しみ落とし作業等)

第28条の2 しみ落とし、染色補正、袋物加工等の作業を行う場所において、危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第31条、第32条の2第11号、第14号、第16号、第17号、第20号、第21号及び第23号、第32条の3第2項第6号並びに第32条の7第1項第4号の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 「**しみ落とし、染色補正、袋物加工等の作業を行う場所**」とは、しみ落とし、染色補正、袋物加工、金銀糸製造その他各種の作業工程において、主として引火点が40℃未満（以下「低引火点」という。）の危険物等を使用する作業場をいう。
- 2 しみ落とし作業等で主として取り扱われる「**危険物**」には、次のものがある。
 - (1) ベンジン、ゴム揮発油、ゴムのり（液状のもの）、シンナー等の低引火点の第4類の危険物（以下「ベンジン等」という。）
 - (2) 過酸化ナトリウム、過マンガン酸カリウム、亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、重クロム酸カリウム（主として染色補正において酸化性漂白剤として使用される。）、無水クロム酸（主として染色助剤として使用される。）等の第1類の危険物
 - (3) 亜鉛粉（金属粉）、硫黄、ゴムのり（固体状のもの）等の第2類の危険物
 - (4) 過酸化水素（50%水溶液）（主として染色補正において酸化性漂白剤として使用される。）等の第6類の危険物
- 3 しみ落とし作業等で主として取り扱われる「**その他これに類する物品**」には、次のものがある。
 - (1) パラフィン等の可燃性固体類（指定可燃物で掲げる品名）
 - (2) 過酸化水素（36%水溶液）、硫酸、クロム酸等の酸化性物質
 - (3) ハイドロサルファイト、ロンガリット、重亜硫酸ナトリウム等の還元性物質なお、ベンジン等及び不燃性溶剤のトリクロロエタン、ジクロロメタン（ドライクリーニングの溶剤等として使用される。）等に対しては、労働安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則（以下「中毒予防規則」という。）の適用があるので、これら物品の換気設備等の指導に当たっては、中毒予防規則に定める換気基準との整合性に留意すること。
- 4 しみ落とし作業等は、第31条、第32条の2第11号、第14号、第16号、第17号、第20号、第21号及び第23号、第32条の3第2項第6号並びに第32条の7第1項第4号の運用指針の各規定によるほか、次に掲げる事項によること。
 - (1) 第31条第1号、第32条の2第14号、第32条の7第1項第4号関係の火源対策に関する事項（原則としてベンジン等を取り扱う作業場（乾燥場を含む。以下同じ。）に適用するが、ベンジン等の1日の消費量がおおむね0.50以下で、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。）
 - ア 基本的事項
 - (ア) 作業には可能な限り不燃性溶剤を使用し、特に丸洗作業又はスプレーガン等による吹付作業には、原則として不燃性溶剤を使用すること。
 - (イ) やむを得ずベンジン等を使用して丸洗作業又はスプレーガン等による吹付作業を実施する場合は、(2)ア(ア)に規定する換気設備の設置基準及び(3)カに規定する不燃区画の基準に適合した作業場で実施すること。

イ 裸火の制限に関する基準

作業場においては、石油ストーブ、火鉢等の裸火の露出した器具を使用せず、また、喫煙しないこと。

なお、暖房器具には、エアコン又は間接暖房等安全性の高いものを使用すること。

ウ 電気設備の設置基準

- (7) 作業場には作業に不可欠な電気設備（換気設備、加湿器、可燃性ガス検知器、スプレーガン、電気ごて、エアコン、照明器具、コンセント等）以外の電気設備を持ち込まないこと。

なお、作業場は専用区画することを原則とするが、専用区画できない場合で、他用途部分に暖房器具、電気冷蔵庫等の火気がある場合は、高さ30cm以上のつい立て等により、ベンジン等の蒸気が作業場から他用途部分へ流出しない措置を講じること（図1参照）

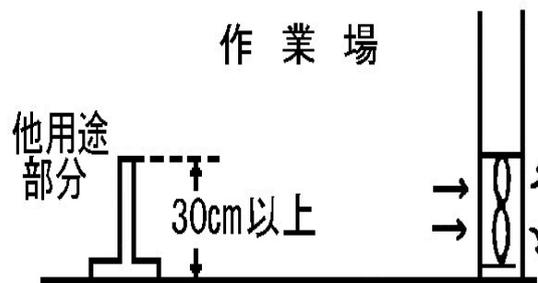


図1 蒸気の流出防止措置の例

- (i) 作業に必要な電気設備の設置基準は、次によること。

- a 原則として、図2、図3に示す危険場所内には、防爆型以外の照明器具、コンセント、テーブルタップ及びスイッチ等の電気火花が発生する電気設備を設置しないこと。

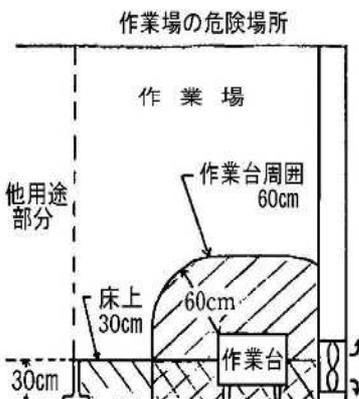


図2 作業場の危険場所

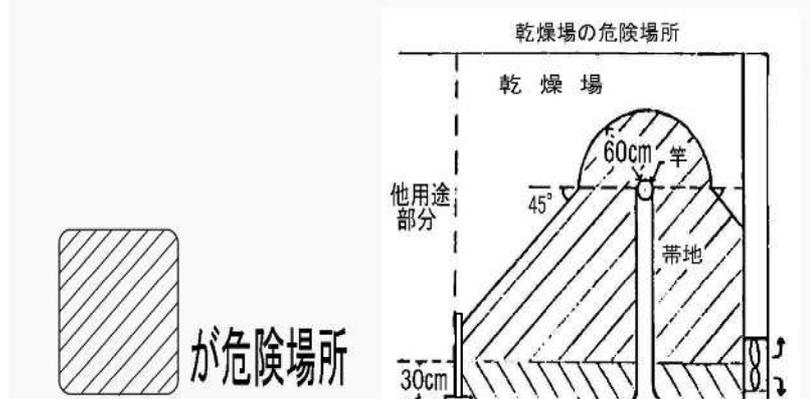


図3 乾燥場の危険場所

- b 作業に必要なスプレーガン（コンプレッサーを含む。）、電気ごて、加湿器等の電気設備（換気設備及び可燃性ガス検知器を除く。）は、床上30cm以上のできるだけ高所の安全な場所に設置し、コンセントと器具の間の電気コードにはスイッチを設けないこと。
- c 換気扇は、防爆型のものを設置することが望ましいが、防爆型でないものを設置する場合は、スイッチをaの危険場所以外の場所に設置すること。

- (2) 第31条第3号、第32条の2第23号、第32条の3第2項第6号関係の換気対策に関する事項

ア 換気設備の設置基準

- (7) しみ落とし作業等においてベンジン等を使用して丸洗作業若しくはスプレーガン等による吹付作業（金銀糸製造等における吹付塗料を含む。）を実施する作業場又はベンジン等の1日の消費量が10ℓを超える作業場にあつては、作業形態に応じてフード、作業台バキューム装置等の局所排出装置を設置すること。

なお、局所排出装置の性能については、中毒予防規則第16条の規定によること。

また、これら以外の作業場であっても、中毒予防規則第5条の規定により局所排出装置の設置が必要な作業場にあつては、中毒予防規則に定める局所排出装置の設置を指導すること。

中毒予防規則第5条の規定により「局所排出装置の設置が必要な作業場」とは、作業時間1時間当たりに消費する有機溶剤の量が、溶剤の種別に応じてそれぞれ次の量を超えるものをいう。（中毒予防規則第5条）

第1種有機溶剤（トリクロロエチレン、ジクロロエタン等）

$$W = 1 / 15 \times A$$

第2種有機溶剤（トリクロロエタン、ジクロロメタン等）

$$W = 2 / 5 \times A$$

W：1時間当たりの溶剤許容消費量（g）

A：作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位：m³）。ただし、積が150m³を超える場合は、150m³とする。以下同じ。

中毒予防規則第16条に規定する局所換気装置の性能

| 型 式 | | 制 御 風 速 |
|--------------|-------|--------------|
| 囲 い 式 フ ード | | 0.4m / s e c |
| 外 付 け 式 フ ード | 側方吸引型 | 0.5m / s e c |
| | 下方吸引型 | 0.5m / s e c |
| | 上方吸引型 | 1.0m / s e c |

- (イ) (7)に規定する作業場以外の作業場で、1日のベンジン等の消費量が0.5ℓを超える作業場又は中毒予防規則第6条の規定により換気装置等の設置が必要な作業場にあつては、局所排出装置に準じた換気装置を設置すること。

この場合、換気扇のみ設置する場合は、床面から50cm以下の低所に設置し、また換気扇を高所に設置する場合は、塩ビ製等の蛇腹ダクト等により低所から局所排気できるようにすること。（図4参照）

なお、換気装置の性能については、おおむね作業室全体が1時間当たり5回以上換気されるものであること。

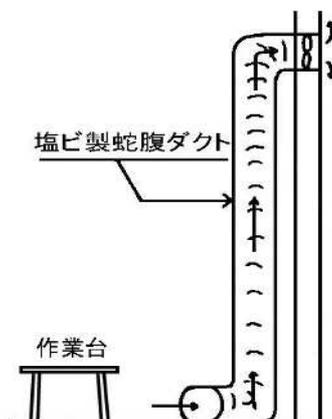


図4 低所からの局所換気の場合

中毒予防規則第6条の規定により換気装置等の設置が必要な作業場とは、外気に面した窓等の開口部のない通風の不十分な作業場で、1時間当たりのベンジン等の第3種有機溶剤（ガソリン、石油ベンジン等）の消費量が次の量を超えるものをいう。

$$W = 3 / 2 A$$

W：1時間当たりの溶剤許容消費量（g）

A：作業場の気積（m³）

換気設備の設置に当たっては、近隣民家等の状況を十分に配慮し、必要に応じてダクトで高所放出する等の措置を講じて苦情の原因にならないよう留意すること。

(ウ) (ア)又は(イ)に定める作業場以外の作業場で、1日のベンジン等の消費量が0.5ℓ以下の作業場にあつては、必ずしも換気装置の設置を必要としないが、この場合においては、作業中は窓等を開放し、十分な通風、換気を図ること。

(エ) 換気は、作業開始5分前から実施すること。

イ 換気状況の監視

作業中に十分な通風、換気が図られているかどうかを確認するため、LPガス用ガス漏れ警報器等の可燃性ガス検知器を作業台付近の換気装置の設置位置の反対方向（換気装置がない場合は、外気に面した窓等の反対方向）の床面付近に設置して、ベンジン等の蒸気濃度を監視し、警報器が発報した場合は、直ちに作業を中止して、窓を開放する等の措置を講じること。（図5参照）



図5 LPガス用ガス漏れ警報器の設置例

なお、ペンタン、ヘキサン等の石油系留分とLPガスのガス検知器に対する感度は類似しているため、LPガス用ガス漏れ警報器をベンジン等の蒸気の検知用として使用することは可能である。

(3) 危険物の貯蔵、取扱いに関する事項

ア 第31条第4号関係の漏れ、あふれ、又は飛散防止に関する基準

ささら作業又は丸洗作業でベンジン等を取り扱う容器は、安定性のよいものを使用し、容易に転倒、落下しないよう保護箱等の中に収納して取り扱うとともに、作業時間以外は、ふたをしておくこと。

イ 第31条第8号関係の危険物又は危険物のくず、かす等の廃棄に関する基準

(ア) 危険物等の廃液は、危険物省令別表第3の2において適応するものとされる運搬容器に収納し、廃液処理専門業者に引き渡す等、安全に処分すること。

(イ) 危険物のついたぼろ布等は、ふたのついた金属製の缶等に入れ、作業終了後は確実に処分すること。

ウ 第32条の2第11号関係の温度管理に関する基準

パラフィン、木ロウ等を加熱する場合は、引火点（パラフィンの引火点は、198℃）又は発火点以上にならないよう温度計により、温度監視するとともに、そばを離れないこと。

また、ゴムのり等の低引火点の物品を加熱する場合は、他の場所で沸かした温水により湯煎し、電熱器、こんろ等の火気は使用しないこと。

エ 第32条の2第11号関係の湿度管理に関する基準

ベンジン等を使用してささら作業、丸洗作業、乾燥作業等の静電気が著しく発生する作業を実施する場合は、蒸気発生装置等により作業場を加湿し、室内の相対湿度を60%以上にしておくこと。

なお、作業場には湿度計を設置し、湿度監視を行うこと。

過去の事故統計から、しみ落とし作業等の火災の原因の過半が静電気に起因するものであり、それらのほとんどが相対湿度60%未満のときに発生しているものである。例えば、冬期において、気温5℃、相対湿度60%のとき室内温度をエアコン等で25℃まで上げると室内の相対湿度は15%となり、静電気火花の極めて発生しやすい状態となる。

オ 第32条の2第16号関係の接触又は混合発火の防止に関する基準

次表に掲げる酸化性物質と還元性物質又は酸化性物質と可燃性溶剤は、同時に使用しないようにするとともに、転倒、落下等により接触又は混合しないよう区分して貯蔵すること。

| | |
|-------|--|
| 酸化性物質 | 過酸化水素、過酸化ナトリウム、過マンガン酸カリウム、重クロム酸カリウム、次亜塩素酸ナトリウム 等 |
| 還元性物質 | ヒドロサルファイト、ロンガリット、デクロリン、亜鉛末、重亜硫酸ナトリウム、三品液 等 |
| 可燃性溶剤 | ベンジン、ゴム揮発油、ゴムのり、シンナー等 |

カ 第32条の2第21号関係の吹き付け塗装作業を行う場合の区画に関する基準

ベンジン等を使用して吹き付け作業を行う場合は、条例第32条の3第2項第1号及び第2号（屋内の少量危険物取扱所）の規定に準じた不燃区画をすること。

5 「火災予防上必要な措置」とは、次の事項とし、その遵守に努めること。

(1) 静電気火花の発生の防止に関する事項

4(3)エに規定する湿度管理を実施しても、静電気火花の発生が認められる場合は、次の措置を講じること。

ア 化繊系統のカーペット及び衣服、靴下の使用を避け、導電性のマット及び静電靴下を使用すること。

人体帯電を防止するためには、導電性のマット等を使用することが必要で、静電服を着用していても、床が絶縁された状態ではほとんど効果がない。

イ 作業台は木製とし、合成樹脂板又は金属製板を使用しないこと。

ウ 乾燥方法については、帯地等と竿との摩擦を避けるため、竿にかけるのではなく、クリップ等で吊り下げる等の方法を指導すること。

また、合成樹脂製竿（合成樹脂で被覆したものを含む。）又は金属製竿は使用しないこと。

(2) 延焼防止対策に関する事項

ア 消火設備

作業台には消火器具を設置し、作業台の直近に常置しておくこと。

また、作業台の直上等の火災が発生しやすい場所には、下方放出型簡易自動消火装置等の設置を指導すること。

イ 内装の不燃化等

不燃材料で専用区画できない作業場については、天井、壁体等の不燃化及び小屋裏の界壁の設置に努めること。

(3) その他危険物の貯蔵、取扱いに関する事項

ア 作業場には、作業に必要な最小限度の危険物等を小出し容器等で取り扱うほか、不必要な危険物等を持ち込まないこと。

イ 作業終了後は危険物等の後始末を確実にを行い、容器の密栓状態を確認すること。

ウ 作業場には、危険物の貯蔵、取扱いに関する注意事項を記載した掲示板（火気厳禁）等を掲示すること。

(火花を発生させる作業等)

第29条 ガス若しくは電気による溶接作業若しくは自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生させる作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又はびょう打ち作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の付近において行ってはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性の物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等を適切に管理しなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱、可燃性の物品の除去、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。第52条、第52条の2及び第54条の2において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事が行われている建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は可燃性の粉じんを著しく発生させる作業を行う場合は、換気、除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場には、火災予防上安全な場所に吸い殻容器を設けるとともに、吸い殻容器を設けた場所以外の場所では喫煙してはならない。
- 6 圧縮アセチレンガスを使用する作業現場には、外部から見やすい箇所に圧縮アセチレンガスを使用している旨を表示した標識を設けなければならない。

【予防規則】

(標識等)

第6条 条例第12条第1項第7号（条例第9条の3、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項及び第3項、第29条第6項、第51条第4号並びに第54条の9第5号に規定する標識、表示板又は満員札の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

| 標識等の種類 | 大きさ | | 色 | |
|--------|--|-----------------|-----------------|--------|
| | 幅 | 長さ | 地 | 文字 |
| (中略) | (中略) | (中略) | (中略) | (中略) |
| 6 | 条例第29条第6項に規定する圧縮アセチレンガスを使用している旨を表示した標識 | センチメートル以上 30 | センチメートル以上 45 | 白 黒 |
| (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) | (以下略) |

【解釈及び運用】

1 本条は、可燃物の近くにおいて、火災が伸長し、又は火花が飛散するような火災の発生のおそれのある作業等を行うことを禁止したものである。

なお、「新築工事中の防火対象物の防火安全対策について」（昭和48年10月17日消防予第139号消防庁予防課長、消防安第40号安全救急課長通知）及び「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭和52年10月24日消防予第204号消防庁予防救急課長通知）により本条の趣旨を徹底させ、火災予防を確立する必要がある。

○新築工事中の防火対象物の防火安全対策について（通知）（抜すい）

（昭和48年10月17日 消防予第139号、消防安第40号各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長、安全救急課長）

- 1 新築工事中の大規模な防火対象物の防火管理体制を確保するため、工事施工責任者に各分担工事者に防火に関する責任者を定めさせるとともに、これを統括する責任者を定めさせ、火災の発生の防止、火災の発見、消火、通報、避難等に関して消防法（以下「法」という。）第8条第1項の規定に準じて実効ある消防計画を作成するよう指導すること。

また、消防計画の作成に当たっては、特に工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項、溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項及び喫煙その他火気の管理に関する事項並びに火災発生時において当該建物内で作業中の者全員に対する連絡・避難に関する事項及び消防機関への通報に関する事項について関係者の任務分担を明確にし、その内容を関係者に周知徹底させること。

- 2 当該防火対象物にかかる工事（消防用設備等の工事を含む。）の完了前においては、装飾物品、商品等の可燃物の搬入を禁止し、やむをえず搬入する場合にあっては、工事施工責任者に当該搬入について責任を有する者と防火管理について協議を行わせ、1に準じた措置を講じさせるとともに、少なくとも当該搬入を行う部分における消防用設備等を完備させ、常時作動するよう維持管理させること。
- 3 その他消防機関は、法第4条の規定に基づき、工事中においても随時当該防火対象物に立入調査し、1及び2に関する指導及びその実施状況の把握その他火災予防上必要な措置を講ずること。

○工事中の防火対象物に関する消防計画について（通知）（抜すい）

（昭和52年10月24日消防予第204号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長）

消防計画の内容とすべき図面又は事項

- 1 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置等の各階平面図
- 2 廊下、階段、出入口その他の避難施設等及び消防用設備等ごとの工事期間、機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類及び箇所、工事に伴う火気使用の有無、使用する火気の使用場所、種類及び使用機関、工事の施工中に持ち込む資材及び機械器具の種類、量、推積方法及び持込期間並びに工事に係る部分の工事完了後の状況
- 3 工事施行中における使用部分及びその用途、工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等に係る代替措置の概要、使用する火気の管理の方法、持ち込む資材及び機械器具の管理の方法その他防火上又は避難上の措置

2 第1項

第1項における規制対象は、火炎が伸長する作業又は火花が飛散する作業である。家庭で行う一時的な行為等は、これには該当しない。つまり、作業所や工事現場において行う一定の事業目的にしたがって反復継続する一連の作業が対象である。

- (1) 「**火花を発生させる作業**」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。
- (2) 「**加熱作業**」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。
- (3) 「**可燃性の物品**」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性のもの（建築物等の可燃性の部分を除く。）をいう。

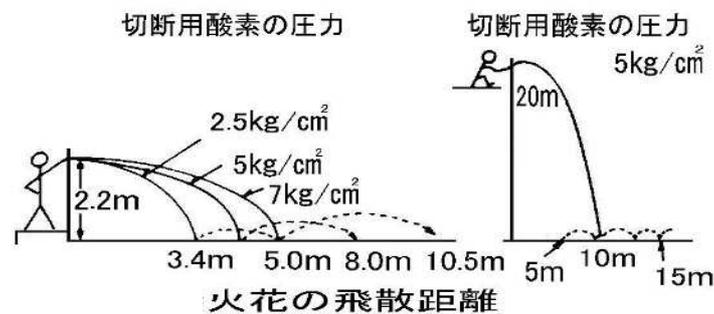
3 第2項

最近の火災事例等に鑑み、自動車の解体作業における安全管理の徹底を図るために、規定したものである。

- (1) 「**燃料等の可燃性の物品**」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいう。
- (2) 燃料等の「**適切な管理**」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。

4 第3項

- (1) 「**その他火災予防上必要な措置**」とは、次に掲げる措置をいう。
 - ア 作業開始前に周囲の安全を確認し、必要に応じ清掃等を実施する。
 - イ 監視人を置く。
 - ウ 消火の準備をする。
 - エ 作業終了後は周辺の後始末を徹底し、火災危険の有無について点検を行う。
- (2) 溶接作業等を行う場合に、火花の飛散等による火災の発生の防止を図るため、政令第4条の3第4項に規定する防火性能を有する工専用シートを用いることが有効である。



5 第4項

この規定は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを発生する作業を行う場合の規制であって、十分な換気、除じんを行うこと、又は火気の使用を禁止すること等の措置を講じ、更に作業中の監視及び作業終了後の異常の有無の確認を行うことを義務付けたものである。

- (1) 「**可燃性の蒸気若しくはガス**」とは、都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の30%以上であるものをいう。
- (2) 「**可燃性の粉じん**」とは、可燃性粉じん、爆発性粉じん、導電性粉じん、易燃性繊維等をいう。

例 木炭、皮革粉、小麦粉、澱粉、砂糖、樹脂粉、ナフタリン、石鹼、コルク、石炭、鉄粉、たばこ、紙、綿、ゴム等の可燃性(爆発性)粉じん

(3) 「換気」とは、強制換気装置又はその他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限界値を30%未満にすることを原則とする。

(4) 「除じん」は、次の方法により行うものとする。

ア 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発（燃焼）のおそれがないよう有効に除じんすること。

イ 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。

(5) 「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 作業の開始前に周囲の安全確認及び必要な措置

イ 周囲の可燃物の除去

ウ 点火源となる可燃性のある原因の排除

エ 監視人の設置

オ 作業中における関係者以外の者の出入りの禁止

6 第5項

(1) 「作業現場」とは、本条第1項でいう作業を行う場所に限らず、あらゆる作業現場をいう。

ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容に火災発生危険がなく、周囲にも可燃物のない作業は除くものとする。

(2) 「火災予防上安全な場所」とは、次のアからウに掲げる場所をいい、当該場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を施すこと。

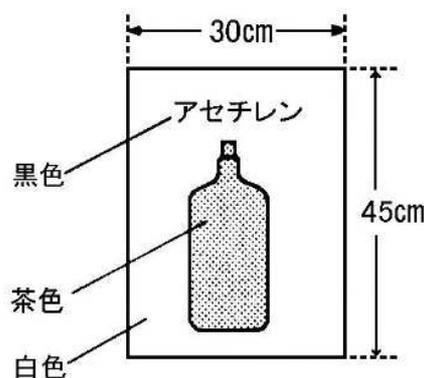
ア 周囲に可燃物がない場所

イ 適当な広さを有する場所

ウ 付近で危険作業が行われていない場所

7 第6項

「標識」は、予防規則別表6の項に掲げるとおりである。屋内の現場で、地階又は2階以上の階で作業するときは、1階及び作業階に当該標識を掲出するものとする。



第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

【予防規則】

(火災に関する警報)

第19条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）に関し、火災予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 実効湿度55パーセント以下、最小湿度35パーセント以下で、風速毎秒7メートル以上又は7メートル以上となる見込みであるとき。
 - (2) 風速毎秒12メートル以上又は12メートル以上となる見込みであるとき。
- 2 市長は、法第22条第3項の規定により発した火災警報を伝達するために、あらかじめ施設を管理する者と協定して、当該施設を利用するものとする。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、条例第26条に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中においては、本条が優先適用される。また、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。

なお、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則（20万円以下の罰金又は拘留）が適用される。

- 2 「**火災に関する警報**」とは、法第22条第3項の規定に基づき、市長が発するものである。この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防上危険であるとして、気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から、知事を通じて通報があったとき、又は市長が気象の状況からみて火災予防上危険であると認めたときに発令される。（同条第1項から第3項まで）

発令の条件については、本市の場合、予防規則第19条に規定されている。

- 3 気象業務法に定めるところにより、都道府県の機関を通じて市町村に対し、気象官署から気象注意報等が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは法律上別のものである。したがって、乾燥注意報、強風注意報が発せられた場合においても、法第22条第3項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。
- 4 法第23条は、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるが、本条は火災警報発令中において、屋内における裸火の使用から屋外における火入れ等に至る

まで、多岐にわたっており、火災の出火源となり易い危険性のある火の使用を制限している。

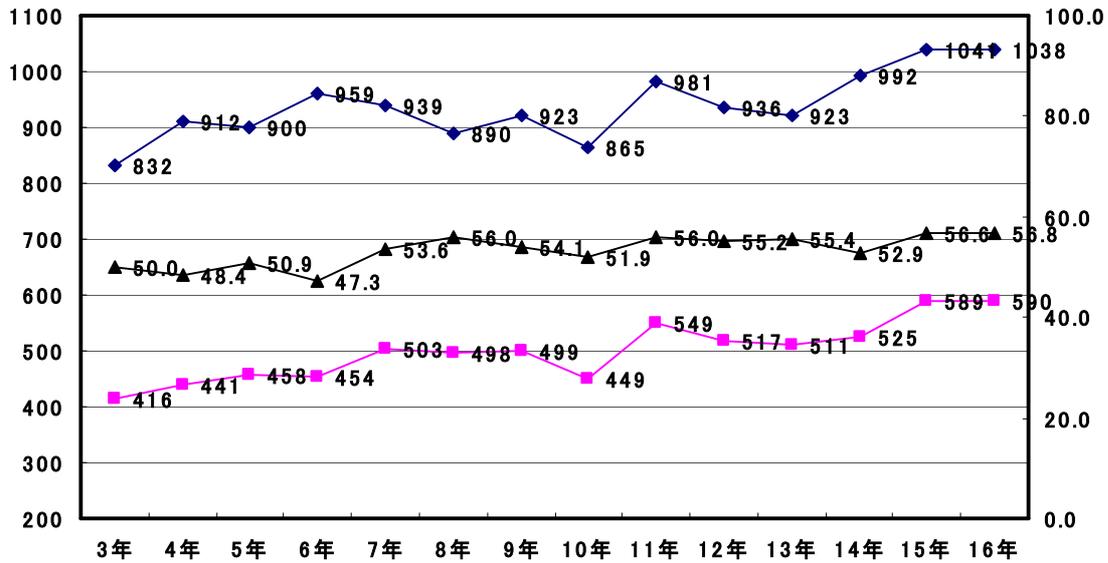
- 5 第1号の「**火入れ**」とは、森林法第21条第1項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。
- 6 第2号の「**煙火**」は、がん具用煙火も含む。
- 7 第3号及び第4号の「**屋外**」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 8 第3号の「**火遊び**」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- 9 第3号の「**たき火**」については、第26条の【解釈及び運用】2(1)を参照のこと。
- 10 第5号の「**残火**」及び「**取灰**」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

【解説】

- 1 本章は、法第9条の2の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について規定したものである。
- 2 法第9条の2は、第1項で住宅用防災機器の設置及び維持を義務化し、第2項で住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項については、市町村条例で定めるところにより行うことと規定している。
- 3 消防法の改正（第9条の2の改正、平成16年6月2日公布）に至る経緯については、全国の住宅火災の現状において、次のような状況になったことから、平成15年の消防審議会（総務省消防庁の諮問機関）が「法制度化の導入を図ることが必要」と答申し、法改正に至ったものである。
 - (1) 死者数（放火自殺者等を除く。）の急増、平成15年には17年ぶりに死者が千人を超えた。
 - (2) 死者のうち65歳以上の高齢者が5割以上を占めた。
 - (3) 今後の高齢化の進展を受け、更に増加するおそれがある。

(人) 住宅火災死者数等の状況表 (%)



凡例 上段 住宅火災の死者数 中段 高齢者死者数の割合 下段 高齢者死者数

- 4 本章でいうところの「関係者」とは、法第9条の2第1項中の「関係者」と同様、法第2条第4号に定義されている「所有者、管理者又は占有者」を指すもので、例えば、自己所有の家屋の居住者は、その家屋の所有権、管理権及び占有権を併せ有し、借家については、家主が所有権を有し、借家人が管理権及び占有権を有することがほとんどである。
- 5 「住宅用防災機器」とは、政令第5条の6において「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」と規定されているが、現在のところ、住宅用火災警報器及び住宅用自動火災報知設備を指すものである。

6 「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」とは、総務省消防庁が、内閣法制局に住宅用火災警報器、住宅用自動火災報知設備という用語で政令案を提出した結果、内閣法制局の審査では、法第9条の2で、住宅用防災機器と表現していることから、住宅用火災警報器に「防災」の用語を入れる必要があるとされ、「住宅用火災警報器」⇒「住宅用防災警報器」に「住宅用自動火災報知設備」⇒「住宅用防災報知設備」と規定された。

同様な例として、道路交通法等では、法令用語として、「シートベルト」が「座席ベルト」に、「チャイルドシート」が「幼児用補助装置」にされていて、警察部局でも、広報する上では法令用語でなく、慣れ親しんだ用語を使用している。

このことから、法令用語の使用は必要最小限として、市民に説明する場合などでは、住宅用火災警報器、住宅用自動火災報知設備、あるいは、ふたつをまとめて火災警報器という用語を使用している。

7 このほか、本章において、住宅における火災の予防のために必要な事項として、市民に対して努力義務を課している。

第30条の2 住宅用防災機器の設置及び維持は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）又は住宅用防災報知設備（同条第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。）の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（以下「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。）（以下「感知器」という。）は、次に掲げる住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の部分（イからオまでに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロ又は(6)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な他の住宅との共用部分を除く。）に設けること。

ア 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）

イ アに掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）を除く。）から直下階に通じる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端

ウ アに掲げる住宅の部分が存する階（避難階より2以上上の階であるものに限る。）より2階下の階に直上階から通じる階段の下端（その階段の上端に住宅用防災警報器又は感知器が設置されているものを除く。）

エ アに掲げる住宅の部分が避難階のみに存するときは、居室が存する最上階（避難階より2以上上の階であるものに限る。）から直下階に通じる階段の上端

オ アからエまでの規定により住宅用防災警報器又は感知器が設置される階以外の階で、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存するもの（以下この号において「当該階」という。）にあっては、次のいずれかの住宅の部分

(ア) 廊下

(イ) 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通じる階段の上端

(ウ) 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端

カ 台所

(2) 住宅用防災警報器又は感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる住宅用防災警報器の種別又は同表の右欄に掲げる感知器の種別のものとする。

| 住宅の部分 | 住宅用防災警報器の種別 | 感知器の種別 |
|---------------------------------|--|--|
| 前号アからオまでに掲げる住宅の部分 (オ(ア)を除く。) | 光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に規定する光電式住 | 光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項の表種別の欄に掲げる1種又は2種の試験に合格す |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | 宅用防災警報器をいう。以下同じ。) | るものに限る。以下同じ。) |
| 前号オ ⁷⁾ に掲げる住宅の部分 | イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）又は光電式住宅用防災警報器 | イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項の表種別の欄に掲げる1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下同じ。）又は光電式スポット型感知器 |
| 前号カに掲げる住宅の部分 | 光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。) | 光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第2号に規定する差動式スポット型感知器をいう。以下同じ。）、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に規定する定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号の表種別の欄に掲げる特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。以下同じ。）又は補償式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号の2に規定する補償式スポット型感知器をいう。以下同じ。) |

(3) 住宅用防災警報器又は感知器は、天井（天井がない場合にあつては、屋根。第39条第2項を除き、以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分に、次に定めるところにより、設けること。

ア 天井の屋内に面する部分に設けるときは、壁又ははりからの水平距離が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる距離以上離れた位置に設けること。

(7) イオン化式住宅用防災警報器若しくは光電式住宅用防災警報器又はイオン化式スポット型感知器若しくは光電式スポット型感知器（以下「煙を感知する住宅用防災警報器又は感知器」という。） 0.6メートル

(4) 定温式住宅用防災警報器又は差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器若しくは補償式スポット型感知器（以下「熱を感知する住宅用防災警報器又は感知器」という。） 0.4メートル

イ 壁の屋内に面する部分に設けるときは、天井からの垂直距離が下方0.15メートル以

上0.5メートル以内の位置に設けること。

ウ 換気口その他これに類するものの空気吹出口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。

エ 煙を感知する住宅用防災警報器又は感知器を設けるときは、通常の調理時に煙又は蒸気がかかるとおそれがない位置に設けること。

オ 熱を感知する住宅用防災警報器又は感知器を設けるときは、通常の調理時に高温になるおそれがない場所（差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器にあっては、通常の調理時に温度の急激な変化がない場所）で、火災を有効に感知することができる位置に設けること。

(4) 前3号に規定するもののほか、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備は、次に掲げる基準に従って設置し、及び維持しなければならない。

ア 電源に電池を用いる住宅用防災警報器又は感知器にあっては、当該住宅用防災警報器又は感知器がこれを有効に作動させることができる電圧の値に維持されていないときは、電池を交換すること。

イ 電源に電池以外のものを用いる住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備にあっては、次の基準に適合していること。

(7) 当該住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備に電力が正常に供給されていること。

(i) 電力は、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備と分電盤との間に開閉器が設けられていない配線から得ること。

ウ 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。以下同じ。）を有しない住宅用防災警報器又は感知器にあっては、当該住宅用防災警報器又は感知器を交換すべき期限が到来する前に、交換すること。

エ 自動試験機能を有する住宅用防災警報器又は感知器にあっては、当該住宅用防災警報器又は感知器に係る機能が適正に維持されていないことが確認されたときは、当該住宅用防災警報器又は感知器を交換すること。

(5) 前各号に規定するもののほか、住宅用防災報知設備は、次に掲げる基準に従って設置し、及び維持しなければならない。

ア 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第7号に規定する受信機をいう。以下同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対して火災の発生を有効に報知することができる場所に設けること。

イ 第1号アからカまでに掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていないときは、住宅の内部にいる者に対して火災の発生を有効に報知することができるように、当該階に補助警報装置（住宅用防災警報器等規格省令第2条第6号に規定する補助警報装置をいう。）を設けること。

ウ 感知器と受信機との間において有線電気通信の送信又は受信を行う住宅用防災報知設備にあっては、当該有線電気通信に係る配線について容易に導通試験（配線が感知器から外れていること又は配線に断線があることを発見するために行う試験をいう。）をすることができるように措置されていること。ただし、当該配線が感知器から外れたとき、又は当該配線に断線があったときに受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

エ 感知器と受信機との間において無線通信の送信又は受信を行う住宅用防災報知設備にあっては、次によること。

(7) 感知器及び受信機は、感知器と受信機との間において確実に無線通信の送信又は受信を

行うことができる位置に設けること。

(イ) 受信機において無線通信の受信を行うことができることを確認するための措置を講じていること。

オ 住宅用防災報知設備には、受信機その他の見やすい箇所に感知器を交換すべき期限を明示すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

(1) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、令第12条若しくはこの条例第39条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、スプリンクラー設備（消防長が定める基準に適合する閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を設置したとき。

(2) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、令第21条若しくはこの条例第41条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、自動火災報知設備を設置したとき。

(3) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、共同住宅用スプリンクラー設備（特定共同住宅等省令第2条第1項第13号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備をいう。）を設置したとき。

(4) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、共同住宅用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第1項第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

(5) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、住戸用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第1項第15号に規定する住戸用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

(6) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項本文に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設省令第2条第2号に規定する特定小規模用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

(7) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「複合型居住施設省令」という。）第3条第2項本文に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設省令第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

【予防規則】

（住宅用防災警報器等の設置免除に係る基準）

第9条の2 条例第30条の2第2項第1項括弧書きにより定める基準は、告示するものとする。

【告示】

○京都市火災予防条例第30条の2第2項第1号の規定に基づく閉鎖型スプリンクラーヘッドに関する基準

(制 定 平成17年10月31日 京都市消防局告示第3号)

(最終改正 令和4年6月30日 京都市消防局告示第5号)

京都市火災予防条例第30条の2第2項第1号の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドに関する基準を平成18年6月1日から次のとおり定めます。

標示温度（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第2条第5号に規定する標示温度をいう。）が75度以下で作動時間が60秒以内のもの

【解釈及び運用】

1 本条は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を規定しているもので、平成23年6月1日以降は、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっている。

また、住宅用防災機器の規格を定めている「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」が一部改正され、従前は、住宅用防災機器は煙を感知するもの（以下「煙感知式」という。）に限られていたが、平成26年4月1日から熱を感知するもの（以下「熱感知式」という。）についても住宅用防災機器と規定されたことから、京都市火災予防条例についても規定の整備を行った。このことにより、煙感知式及び熱感知式は、消防法令上の位置付けは同等のものとなったが、台所への設置指導の際には、これまでと同様に感知が早い煙感知式の住宅用防災機器を設置するよう指導する。

（参考）

住宅用火災警報器の品質を保証するものとして、日本消防検定協会の検査（「鑑定」、平成25年4月1日から「品質評価」）に合格した製品にNSマークが貼付され、購入の目安となっていた。しかし、消防法施行令の一部改正により、平成26年4月1日から住宅用火災警報器が検定の対象となったことを受け、下記の検定合格表示が付された製品が検定合格品として販売、設置されている。NSマークが表示されている住宅用防災警報器については、検定品と同等の性能を有するとして平成31年3月31日まではその販売が認められていた（販売終了後も使用は可能である）。



NSマーク



検定合格表示

(1) 第1項1号本文中、「住宅」とは、住宅の用途に供する防火対象物の他、住宅の用途以外の用途に供される防火対象物（政令別表第1(1)項から(15)項に掲げる防火対象物）であっても、その実態として住宅の用途に供していると判断される場合を含む。

例：庫裏

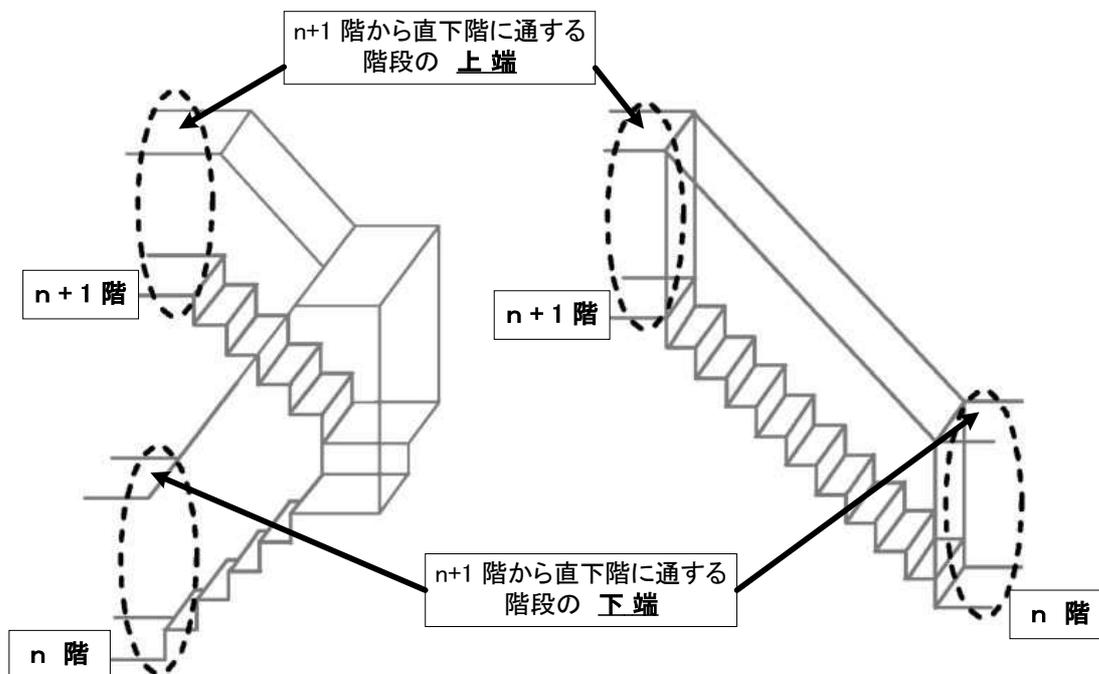
(2) 第1項ア中「就寝の用に供する居室」とは、いわゆる「寝室」を意味しており、普段就寝に

使われている部屋のことをいう。「子供部屋」や、日中は「居間」として使用していても、夜間にその場所で就寝する場合は「寝室」に含まれる。ただし、来客が一時的に就寝するような「客間」は除かれる。また、季節により就寝する部屋を変えている場合は、その時に就寝場所としている部屋が「寝室」となる。

第1項ア中「建築基準法第2条第4号に規定する居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

- (3) 第1項イ中「直下階に通ずる階段の上端」とは、基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。ただし、階段が吹き抜けの階段で、設置基準に従い設置できない場合又は階段の踊り場等の天井等に設置が困難な場合は、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置する。例えば、その階段に通じる直近の廊下の天井部分や、その階段の最上階の天井等が考えられる。
- (4) 第1項ウ中「直上階から通じる階段の下端」とは、基準となる階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。

【階段の概念】



- (5) 第1項オ中「**床面積が7平方メートル以上である居室**」とは、おおむね四畳半以上の広さの部屋が該当する。(1畳約1.65㎡、4.5畳約7.425㎡)

台所以外で住宅用火災警報器を設置する必要のない階でこの項で規定する居室が5室以上ある階の廊下に設置が必要となる。

- (6) 第1項オ(ウ)中「**当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端**」とは、当該階の階段の踊り場の天井又は壁をいう。
- (7) 第1項カ中「**台所**」とは、調理を目的として、こんろ、グリルその他火気を使用する設備又は器具を設けた場所で、食堂や居間などと併設した場合は、それらを合わせて1室とみなし、1居室扱いとなる。

3 第1項第2号

- (1) 第1項第2号表中「**光電式**」とは、内部に光源と受光素子が、遮光板を挟んで直接見えないように取り付けられていて、警報器内に火災の煙が入ってくると、数秒おきに点滅している光源の光が煙に乱反射されるので、この光を受光素子で検出し作動する。

「**イオン化式**」とは、イオン化式は、内部にアメリカシウム241という極めて微弱な放射性物質が入っていて、常に警報器内の空気を電離している。電離状態となった空気は、直流電圧のかかった一对の電極の間にイオン電流を発生しており、警報器内に火災の煙が入ると、空気の電離状態が弱められてしまうので、これをイオン電流の減少として検出し作動する。イオン化式住宅用火災警報器は、国内では製造されておらず、鑑定合格品もないが、海外では安価で販売されており、インターネット販売等で入手が可能である。

なお、イオン化式は、火災警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（令和元年9月1日施行）により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要があるとされている。

「**定温式**」とは、バイメタルが温度上昇により湾曲し、一定の温度（60℃～65℃）に達すると接点に触れ、回路が形成されることで作動する。

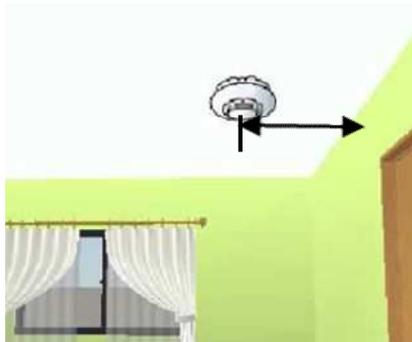
- (2) 第1項第4号イ(ア)中「**正常に電力が供給**」とは、通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないことから、非常電源の設置は必要としない。

4 第1項第3号

住宅用火災警報器の設置位置

- (1) 天井に取り付ける場合

壁面・はりから、煙感知式は60cm以上、熱感知式は40cm以上離れた位置に取り付ける。

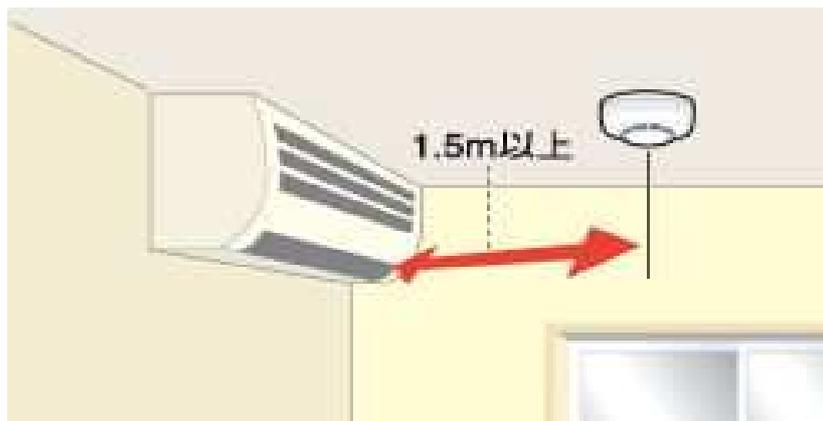


- (2) 壁面に取り付ける場合

ア 天井から15cm～50cm以内に住宅用火災警報器の中心が位置するように取り付ける。



イ 換気扇やエアコンなどの吹き出し口付近は、1.5 m以上離して取り付ける。



(3) その他

ア 台所に設置する際は、煙感知式は通常の調理において煙又は蒸気がかかる場所、熱感知式は高温になる場所を避けて設置する。

イ 幅員が120 cm未満の階段や廊下で天井に設置する場合、前記距離が確保できないときは、その中央部分に設置しても差し支えなく、壁面に設置することも可能である。

ウ いわゆるワンルームマンションに設置する場合は、居室内に設置すればよい。

5 第1項第4号

(1) 第1項第4号イ(イ)中「**分電盤との間に開閉器**」とは、分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当しない。

なお、開閉器とは、通常のスイッチ等を想定していない。

(2) 第1項第4号ウ中「**自動試験機能**」とは、機能が適正に維持されていることを自動的に確認することができる装置で、最大168時間（7日間）以内ごとに感知部を自動で試験し、異常時には、72時間（3日間）以上点滅表示又は音響等により知らせるものである。

(3) 第1項第5号中「**住宅用防災報知設備**」とは、消防用設備等である自動火災報知設備の感知器と受信機（中継器が必要な場合もある。）で構成され、配線されたもので、感知器自体は警報を発しないため、受信機から離れた部屋に火災の発生を知らせる場合は「補助警報装置」を取り付ける必要がある。

「**住宅の内部にいる者に対して火災の発生を有効に報知することができる**」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいう。ただし、この場合は、就寝している者に確実に報知できるよう配慮する必要がある。

「**補助警報装置**」とは、住宅用自動火災報知設備の受信機から発せられた信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置のことである。

(4) 第1項第5号オ中「**感知器を交換すべき期限**」とは、設置時を起点として10年後の「年月」を明示する。

6 第2項

この項は前項の規定にかかわらず、各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分については住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を設置しないことができる免除規定である。

(1) 第2項第3号中「**共同住宅用スプリンクラー設備**」とは、既に設置されている「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成8年4月1日8消導第62号）に定める共同住宅用スプリンクラー設備も含む。

- (2) 第2項第4号中「**共同住宅用自動火災報知設備**」とは、既に設置されている「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」に定める共同住宅用自動火災報知設備も含む。
- (3) 第2項第5号中「**住戸用自動火災報知設備**」とは、既に設置されている「消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について」（平成元年2月22日甲令達第2号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成8年4月1日8消導第62号）に定める住戸用自動火災報知設備も含む。
- (4) 第2項第6号中「**特定小規模施設用自動火災報知設備**」とは、消防庁予防課長通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について（消防予第83号平成30年3月15日）」に基づき、政令32条の規定を適用し、受信機を設けずに設置された特定小規模施設用自動火災報知設備を含む。
- (5) 第2項第7号中「**複合型居住施設用自動火災報知設備**」とは、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）」に定める共同住宅の一部に社会福祉施設が入居した建物に設置することができる自動火災報知設備のことである。

複合用途防火対象物などの住宅部分に、政令第21条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器が設置されていれば、設置の必要はない。また、この場合、地区音響装置が省令第24条の基準で住宅の用途部分も含まれていれば、住宅部分に受信機が設置されていなくても差し支えはない。

(基準の特例)

第30条の3 前条の規定は、住宅用防災機器について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、当該規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準によらなくても、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度にとどめることができると認めるときは、適用しない。

【解釈及び運用】

「消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとき」とは、「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成17年1月25日消防予第17号消防安第32号）に定める基準に適合した住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合のことである。ただし、当該機器等の有効範囲の住宅の部分に限り、また、当該機器等の有効期限内に限る。

(住宅における火災予防の推進)

第30条の4 住宅の関係者は、住宅における火災予防の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 第30条の2第1項第1号ア及びカに掲げる住宅の部分以外の住宅の居室に、同条に規定する基準の例により住宅用防災機器を設置し、及び維持すること。
- (2) 住宅（長屋又は共同住宅にあっては、各戸）に1個以上の消火器その他火災の拡大を初期に抑制する機能を有する器具を設置し、及び維持すること。
- (3) 避難に必要な経路を確保すること。

【解釈及び運用】

- 1 「**努めなければならない**」とは、住宅防火に関して、市民に努力義務を課したものである。
- 2 第1号中「**ア及びカに掲げる住宅の部分以外の住宅の居室**」とは、住宅用火災警報器の設置義務のない全ての居室についても、住宅用火災警報器を設置するよう努力義務を課したものである。
- 3 第2号中「**消火器その他火災の拡大を初期に抑制する機能を有する器具**」とは、消火器や簡易消火用具等が該当する。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

【解説】

1 本章は、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

なお、本条例における「指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い」は、第1条により当該危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備を含んでいるものである。

2 科学、技術の進歩及び社会の発展に伴い、火災危険のある物品の生産及び使用は著しく増大し、これに伴う火災もまた増加の一途をたどっている。これらの物品の火災危険は、他の物品に比べ特に大きいので、これらの物品による火災を未然に防止するため、所要の規制を加える必要がある。

そこで火災危険のある物品のうち、発火性又は引火性の大きな危険物については、法及びこれに基づく危険物政令においてその品名と品名ごとの一定の数量（指定数量）を指定し、この数量以上の危険物につき、法第3章並びに危険物政令及び危険物省令によって、その製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びにその貯蔵及び取扱いについて規制が加えられている。

ところが、この規制は、いずれも（運搬の基準は別として）指定数量以上の数量を貯蔵し、又は取り扱う場合に限られ、指定数量未満の危険物及び火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となるもの（指定可燃物）については、その規制の範囲には含まれていない。しかし、これらの物品についても、火災予防上放置することはできないものであるので、法第9条の4により、法第3章と切り離れた規制を行うものとし、その細部の規制については、すべて市町村の火災予防条例にゆだねられているものである。

なお、指定可燃物については、昭和63年の法改正による危険物の範囲の見直しに伴い、従来の特殊可燃物及び準危険物の一部等を統合整理したものである。

また、指定可燃物は数量を含んだ概念であって、危険物政令別表第4の数量欄に定める数量以上のもののみが、指定可燃物に該当するものである。

3 本章の規定を、法第3章における危険物の規制の例に対応させながら説明すると、次のとおりである。

(1) 規制の主体は、市町村であり、消防本部及び消防署の設置の有無を問わない。この点で、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域においては、都道府県知事はその規制を行っている指定数量以上の危険物製造所等の場合とは異なっている。

(2) 規制の内容は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する技術上の基準である。

施設の設置又は変更については、市町村長の許可を必要としている指定数量以上の危険物の場合に比べて、その規制の実体は、緩やかである。

しかし、これは、建築物の位置、構造、設備等に関する他の関係法令の適用を妨げるものではないから、当該施設の用途、規模等に応じて建築基準法等により規制を受け、また、その消防用設備等については、別途消防法令（法、政令、省令及び告示）の規制を受ける場合がある。

なお、指定可燃物の運搬については、法第3章の解釈として、運搬は取扱いに含まれないこととなっているので、本章では運搬については規制を及ぼしていない。もっとも、指定数量未満の危険物については、危険物政令自体の運搬の基準が適用されるものである。

また、第58条においては、一定数量以上の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いを行うに

当たっては、あらかじめ行為者は、その旨を所轄消防署長に届け出ることとなっているが、これは法第9条の4の規定に基づくものではなく、一般の自治事務条例としての性格を有するものであることは前述したとおりである。

- (3) 本章は、指定数量未満の危険物又は一定数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合一般に適用されるものであり、その行為が業務として見なされるものであるか否かを問わない。
- (4) 本章の規定については、指定数量以上の危険物の規制の場合と異なり、これらの行為に関する保安上の監督責任者として、法第13条に規定する危険物取扱者のような格別の資格要件を備えた者を置くことを要求していない。
- (5) 本章の規定の違反者に対しては、法第46条の規定に基づき、第8章において罰則が適用される。

指定数量以上の危険物の規制の場合には、施設及び取扱いに関する規制について、改善命令又は使用停止命令によって是正の機会を与え、それが履行されない場合に罰則を適用するという手順がとられるようになっているが、本章の違反の場合には、直ちに罰則が適用される仕組みになっている。もっとも、運用上の観点からいえば、違反事実があるからといって、直ちに罰則の適用を考えるよりも、それ以前に十分かつ強力な行政指導によって違反事実の解消を図ることが必要であることはいうまでもない。特に指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物については、一定の基準に従った施設又は設備によって取り扱うことを規定している場合があるので、それらの施設又は設備を基準に適合させるためには、指導を十分に行うことが望ましい。

なお、罰則の詳細については、第8章の説明に譲る。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第31条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(以下「危険物政令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講じること。
- (5) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う場合は、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (7) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講じること。
- (8) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれがない方法により行うものとし、下水道、河川等に投下しないこと。

【解釈及び運用】

本節(第31条から第33条まで)は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について規定するものである。

1 危険物の条例規制の考え方

指定数量以上の危険物規制については、法第3章の規定に基づき、その技術上の基準は、危険物政令、危険物省令に定められており、危険物を製造する施設、貯蔵する施設、取り扱う施設ごとに、その形態に応じ、明確に技術上の基準が定められている。すなわち、指定数量以上の危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場合は、まずその施設ごとの位置、構造及び設備の技術上の基準を満足する必要がある。これを「対象規制」という。

当然、製造する施設で貯蔵はできないし、取り扱う施設で製造や貯蔵はできないこととなる。これとは対照的に、指定数量未満の危険物の規制の考え方は、指定数量未満の危険物の貯蔵や取扱いを行う場合は、本節で定める技術上の基準を満足して行う必要があるという規制になる。これを「行為規制」という。

このため、指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱いの区別は明確でなく、貯蔵と取扱いの行為を場合によっては、同じ場所などで行うことも可能となる。

2 第1号

「みだりに火気を使用しない」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

3 第2号

「**不必要な物件**」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理すること。

4 第3号

「**遮光**」は、黄りん、エーテル、二硫化炭素その他揮発しやすい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所について行うものである。

「**換気**」とは、危険物の貯蔵、取扱いの状態等に応じて、当該貯蔵、取扱場所の空気を有効に置換することをいい、可燃性蒸気等の滞留、室温の上昇などを防止することを目的として行うものである。

換気設備については、次のようなものがあり、貯蔵、取扱い状態等に応じた換気設備を選び、当該換気設備を適正な位置に設置すること。

- (1) 自然換気設備：給気口と排気口により構成し、自然の対流等を利用し、換気するもの（窓の開放等も該当する。）

なお、給気口と排気口は同等の大きさとする。

- (2) 強制換気設備：給気口並びに排気口及びベンチレーターにより構成し、風力、空気の対流等を利用し、強制的に換気するもの

なお、回転式（又は固定式）ベンチレーターのダクト（又は筒）の内径又は1辺は、0.15m以上とすること。

- (3) 自動強制換気設備：給気口と電気動力ファンにより構成し、動力を利用し、自動的に強制換気するもの

なお、動力ファンのダクト（又は筒）の内径又は1辺は、0.15m以上とすること。

5 第4号

「**必要な措置**」とは、危険物の貯蔵、取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けするときの受け皿の設置等及びこれらの適正な管理等をいうものであること。

6 第5号

「**容器**」とは、危険物の品名及び危険等級（危険物省令第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危険物省令別表第3（固体用のもの）又は第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器又はこれと同等以上の強度等を有するものであること。

7 第6号

「**みだりに**」とは、必要以上にという意味であり、また「**粗暴な行為**」については、貯蔵、取扱いの状況に応じ、具体的な行為ごとに常識的に見て、火災予防上安全が期待できない行為である場合をいう。

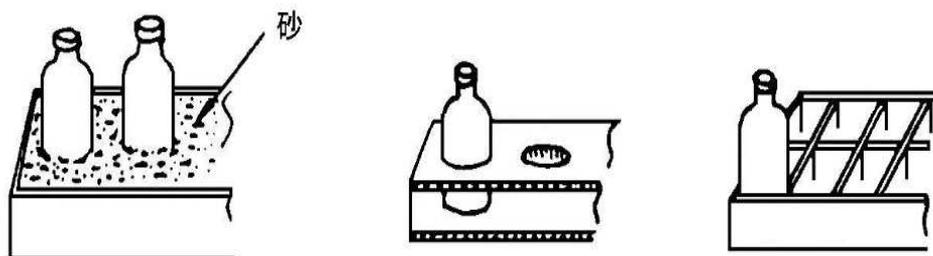
特に、第1類の危険物及び第5類の危険物にあつては衝撃を加えないこと、第4類の危険物にあつては転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器にあつては特に粗暴な行為を禁止すること等について、十分な指導をすること。

8 第7号

「**必要な措置**」とは、容器の大きさ、形状、危険物の性質等に応じて、次に掲げる措置をいうも

のであること。

- (1) 戸棚によって貯蔵する場合は、次によること。
 - ア 扉は原則として、引き違いのものとする。
 - イ 棚は、奥行きが深いものを用いること。
 - ウ 戸棚は、壁、床等に固定すること。
- (2) 扉のない棚によって貯蔵する場合は、(1)イ及びウによるほか、次によること。
 - ア 棚には、落下防止のための金属、木材等の柵を設けること。この場合の柵は、できるだけたむのみのないパイプ、針金、木摺等を用いること。
 - イ 柵の高さは、容器の大きさ、形状等を考慮し、落下しないと認められる高さとする。
- (3) 危険性の大きい危険物は、次のようなすべり止めの措置を講じること。



- (4) 原則として、接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められるときは、この限りでない。
- (5) 他の物体が落下するおそれのある場所に、容器を置かないこと。

9 第8号

- (1) 「**安全な場所**」とは、火災予防上安全な場所という意味であること。
- (2) 「**他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法**」とは、可燃性の危険物等を少量ずつ安全な場所で焼却する、水溶性の塩類又は酸類である危険物を水で希釈した後処理する、その他埋没する等、危険物の性質に応じて安全に廃棄する方法をいう。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解釈及び運用】

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵、取扱形態に応じて、第32条の2から第32条の8までに規定する所定の措置を講じることを義務付けているものである。

1 指定数量以上の危険物は、法第10条第1項（ただし書を除く。）の規定により、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

しかも、製造所、貯蔵所又は取扱所における危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危険物政令において、詳細な規定が設けられており、この基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うことを義務付けている。このうち、貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、危険物自体の性質に由来する規制であり、施設の大小（危険物の数量の多少）にあまり関係ないことから、その数量が指定数量未満の場合であっても、少なくとも指定数量の5分の1程度に達すれば、指定数量以上の場合とほぼ同様の基準によるのが適当であると考えられる。

このことから、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、おおむね危険物政令第4章の基準に準じて規定されている。

これにより、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所とにおける危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、技術的内容においてさほど差異がないものとなっている。

2 少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲及び数量算定

少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲については、原則として建築物内で貯蔵、取り扱う場合は1棟、屋外で貯蔵、取り扱う場合は一連の工程をもって一の少量危険物取扱所とする。また、危険物の取扱数量の算定は、当該場所における1日の貯蔵量又は取扱量のいずれか大なるものをもって行うものとする。

なお、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所が建築物内の他の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所と関連がなく、かつ、次の条件のいずれかに適合して建築物内に設置される場合には、当該設備又は場所を一の貯蔵、取扱場所として差し支えないものであること。

これにより、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所が存する場合も考えられる。また、危険物政令第19条第2項のボイラーや油圧装置に係る一般取扱所と同一の建築物内に設けられることもあり得る。

(1) 壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた建築物において、床に固定された危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等を除く。）の周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備のうち、防火戸であるものをいう。）が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。この場合の屋内空地の減免は、当該壁等に面する部分に限られるものであること。

なお、屋内空地については、危険物政令第9条第1項第2号の保有空地と異なり、他の少量危険物取扱所と共有することは認められないものであること。

したがって、一の建築物内に隣接して少量危険物取扱所を設置する場合の相互間には、6m以上の屋内空地が必要となる。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた壁、床及び屋根（上階がある場合には、上階の床）で他の部分と区画されていること。区画を貫通する換気設備、蒸気排出設備、それらのダクト等は原則認めない。ただし、全方向が他用途部分であり、設置する場所がない場合は、防火ダンパーを設置して認めて差し支えない。

3 建築物内に設置する少量危険物（タンクを除く。）の貯蔵、取扱場所の具体的な範囲は、次のとおりである。

(1) 指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）が複数存在する貯蔵、取扱場所一連の貯蔵、取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保しているか、又は不燃材料で区画されていれば、少量危険物取扱所としなくても差し支えない。（図1、図2参照）

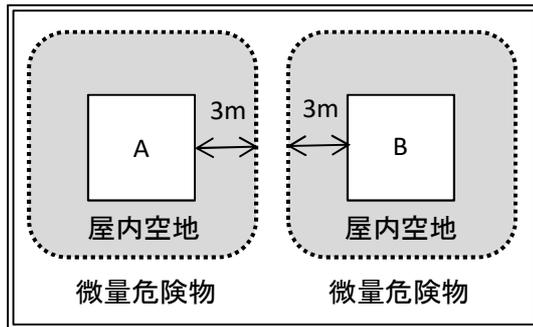


図1

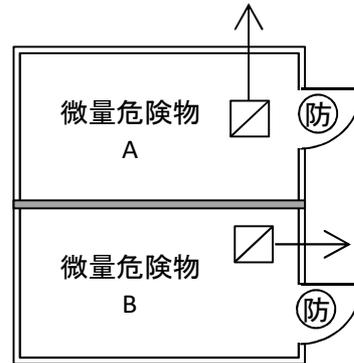


図2

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|----|-----|--------------------|
| Ⓕ | ... | 防火戸 | —— | ... | 危険物としては構造に規制を受けない壁 |
| Ⓖ | ... | 特定防火設備である防火戸 | —— | ... | 不燃材料で造られた壁 |
| □→ | ... | 排気口(換気) | —— | ... | 耐火構造 |

(2) 複数の少量危険物の貯蔵、取扱場所

一連の貯蔵、取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保しているか、又は出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていれば、C及びDそれぞれを一の少量危険物取扱所としても差し支えない。（図3、図4参照）

しかしながら、上記の取扱いの主旨は、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所を設ける合理性のないものまでも認めるものではない。したがって、一の許可施設として設置可能なものを、複数の少量危険物取扱所とすることは原則認められない。（図5参照）

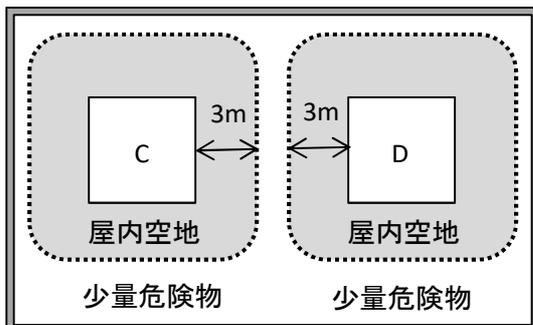


図3

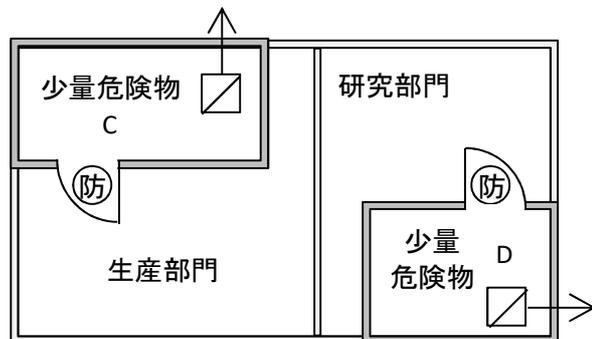


図4

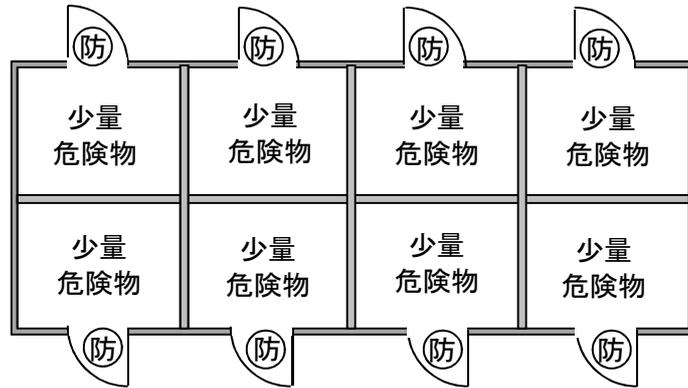


図5 (認められない例)

(3) 少量危険物取扱所と一般取扱所

屋内空地の基準を適用する洗浄作業、焼き入れ、放電加工機、油圧装置、切削装置、燃料消費等の一般取扱所と一連の取扱場所ではなく、各設備がそれぞれ3m以上の屋内空地を確保していれば、Eを少量危険物取扱所、Fを一般取扱所としても差し支えない。(図6参照)

また、部分規制の屋内貯蔵所又は一般取扱所と一連の取扱場所ではなく、出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていればEを少量危険物取扱所、Fを一般取扱所としても差し支えない。(図7参照)

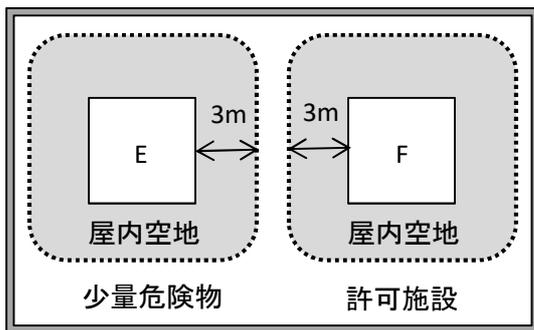


図6

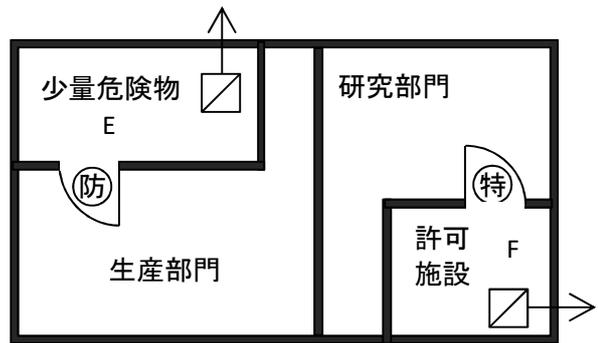


図7

(4) 複数の設備を一つの少量危険物取扱所とする場合

複数の設備(G、H)の合計危険物取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満で、かつ、当該設備の周囲に3m以上の屋内空地を確保する場合、GとHを合わせて一つの少量危険物取扱所とし、GとHの間の空地はなくても差し支えない。(図8参照)

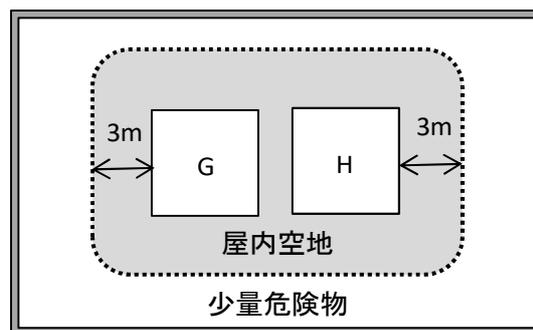


図8

(5) リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合

危険物を電解液等として収納するリチウムイオン蓄電池については、次の通知によること。

ア 平成23年12月27日消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」

イ 令和4年4月27日消防危第96号「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」

ウ 令和4年12月26日消防危第295号「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」

エ 令和5年7月7日消防危第214号「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」

4 適用条文について

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に適用する条文は、次のとおりである。

- ① 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱基準：第31条関係
- ② 少量危険物の貯蔵、取扱基準：第32条～第32条の9関係
- ③ 炉、ボイラー等火気使用設備の基準等：第3条、第4条関係等

(1) 少量危険物取扱所であり、かつ、火気使用設備がある場合

①+②+③を適用する。

(2) 少量危険物取扱所であるが、火気使用設備がない場合

①+②を適用する。

(3) 微量危険物の貯蔵、取扱場所であり、かつ、火気使用設備がある場合

①+③+第3条第4項において準用される②を適用する。

(4) 微量危険物の貯蔵、取扱場所であるが、火気使用設備がない場合

①のみを適用する。

5 容量が指定数量の5分の1未満であるタンク（以下「微量危険物タンク」という。）の取扱いについて

- (1) ボイラー等燃料消費の少量危険物取扱所であり、サービスタンク等が微量危険物タンクである場合、当該タンクは危険物の貯蔵量からみると第32条の4（屋内、屋外の少量危険物タンクの基準）の基準は適用されないが、危険物の通過量、すなわち取扱量が少量危険物となるため、第32条の4の基準が適用されることになる。（図9参照）

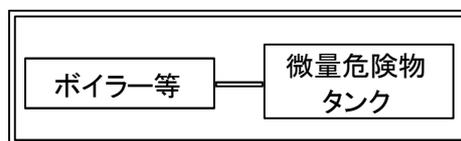


図9

次に、ボイラー等とサービスタンク等の微量危険物タンクがそれぞれ複数設置されている少量危険物取扱所で、微量危険物タンクの取扱量が少量危険物にならない場合にあつては、ボイラー等の基準から当該タンクはボイラー等の附属設備として認められるため、第3条の液体燃料タンクの基準を適用する。（結果的に当該タンクは、少量危険物タンクと同等の基準となる。）（図10参照）

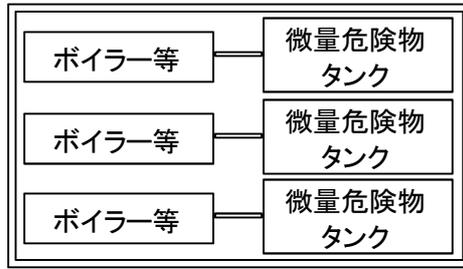


図 1 0

(2) 例 1、例 2 の微量危険物タンクの構造等については、次のように指導すること。

ア タンク板厚は、第 3 条第 1 8 号の液体燃料タンクの板厚とすること。

イ さび止めをすること。

ウ 注入口の位置は、火災予防上安全な場所とすること。

エ 通気管は、引火点が40℃未満の危険物（引火点以上の温度に加温されている危険物を含む。以下同じ。）について、設けること。

なお、引火点が40℃以上の危険物については、通気口を設けること。

オ 液面計を設けること。

引火点が70℃以上の危険物については、金属管で保護したガラス管を設けることで差し支えないこと。

カ 微量危険物タンクのうち地下タンクにあっては、防食措置、危険物の漏れを検知する設備の設置等の少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの基準に準じること。

キ 微量危険物タンクのうち移動タンクにあっては、タンクの固定、安全装置の設置等少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの基準に準じること。

ク その他貯蔵し、取り扱う危険物に応じ、必要と認められる措置を講じること。

(例 1) サービスタンク等の微量危険物タンクで、取扱量が少量危険物にならない場合において、当該タンクとボイラー等が 6 m 以上離れているか、又は区画された室に設置してあるときは、当該タンクは、ボイラー等の付属設備でなく、単独の微量危険物タンクとして第 3 1 条のみの適用となる（タンク構造等の基準がない。）。(図 1 1、図 1 2 参照)

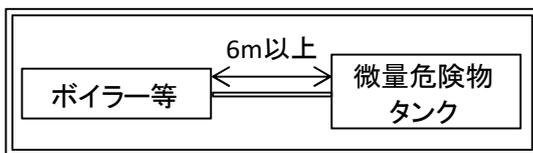
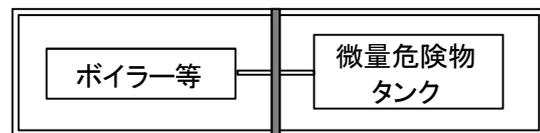


図 1 1



貫通部は埋め戻し必要

図 1 2

(例 2) 調合、詰替え等の少量危険物取扱所において、複数の微量危険物タンクが設置してある場合、単独の微量危険物タンクとして第 3 1 条のみの適用となる。（タンク構造等の基準がない。）(図 1 3 参照)

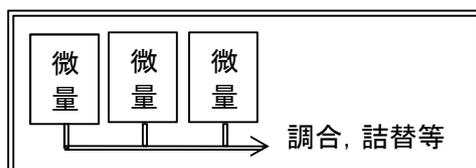


図 1 3

- (3) 微量危険物タンクが複数設置してある少量危険物取扱所（少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク）にあつては、(2)キによること。（図14参照）

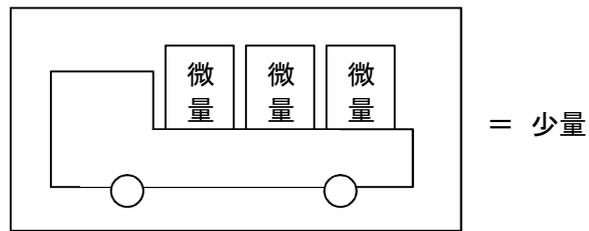


図14

- 第32条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。以下同じ。)以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
 - (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
 - (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、じか火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
 - (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
 - (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
 - (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - (9) 危険物を取り扱う配管は、次に掲げるところによること。
 - ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき、漏えいその他の異常がないものであること。
 - イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。
 - エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
 - オ 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について、当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。
 - カ 配管を地下に設置する場合は、その上部の地盤面に掛かる重量が当該配管に掛からないように保護すること。
 - (10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
 - (11) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を用いて監視する等、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。

- (12) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講じること。
- (13) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (14) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを安全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (15) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (16) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じたときは、この限りでない。
- (17) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次に掲げるところによること。
 - ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(以下「危険物規則」という。)別表第3の、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。
 - イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。
- (18) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ3メートル(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。
- (19) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (20) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (21) 吹き付け塗装作業を行う場合は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (22) 焼入れ作業を行う場合は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (23) 染色又は洗浄の作業を行う場合は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (24) バーナーにより危険物を消費する場合は、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

【予防規則】

- 第6条の2 条例第32条の2第1号(条例第34条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第35条第5号に規定する標識(条例第32条の2第1号に規定する移動タンクに設けるものを除く。)及び掲示板は、次に掲げるところによる。
- (1) 標識及び掲示板は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
 - (2) 標識並びに危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
 - (3) 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物の規制に関する規則(以下「危険物省令」という。)危険物省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板の例によるこ

と。この場合において、指定可燃物のうち、可燃性固体類等（条例第34条第1項第1号に規定する可燃性固体類等をいう。以下同じ。）及び廃棄物固形化燃料等（条例第35条第6号に規定する廃棄物固形化燃料等をいう。以下同じ。）にあつては危険物省令第18条第1項第4号ハ、綿花類等（条例第35条に規定する綿花類等をいう。）のうち廃棄物固形化燃料等以外のものにあつては同号ロの規定による表示を行うこと。

2 条例第32条の2第1号に規定する移動タンクに設ける標識は、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」（可燃性固体類等にあつては、「指定可燃物」）と表示したものとする。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定するものである。

1 第1号

(1) 「**危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示**」とは、次によること。

ア 移動タンク以外のものにあつては、大きさが幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色の不燃性の板に黒色の文字で「少量危険物取扱所」と記載すること。

イ 移動タンク（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。）の標識にあつては、0.3m平方の地が黒色の不燃性の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と記載すること。

(2) 「**最大数量**」とは、通常一日における最大能力数量をいうが、常時貯蔵し、又は取り扱っている数量の最大値として差し支えないものであること。

(3) 「**防火に関し必要な事項**」とは、危険物省令第18条第1項第4号及び第5号の例により貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じたものとする。

(4) 標識及び掲示板の位置は、出入りするすべての人の目につきやすい出入口付近等に設ける（複数ある場合は、必要に応じ複数設置する。）こと。また、移動タンクにあつては、車両の前後から確認できる見やすい位置に設けること。

なお、具体的な標識、掲示板の設置は、図1～図9を参照すること。

ア 標識の例（移動タンク以外のもの）

(ア) 少量危険物（図1）

地…白色、文字…黒色

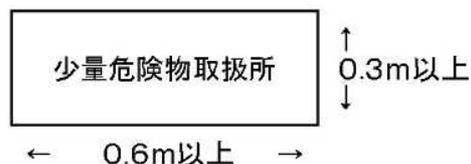


図1

(イ) 指定可燃物（第34条第3項において準用する場合）（図2）

地…白色、文字…黒色

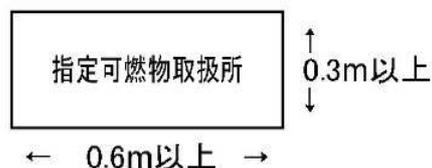


図2

イ 標識の例（移動タンク）

(7) 少量危険物の移動タンク（図3）

地…黒色、文字…黄色の反射性塗料等その他反射性を有する材料

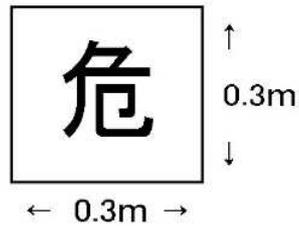


図3

(i) 指定可燃物の移動タンク（第34条第3項において準用する場合）（図4）

地…黒色、文字…黄色の反射性塗料等その他反射性を有する材料

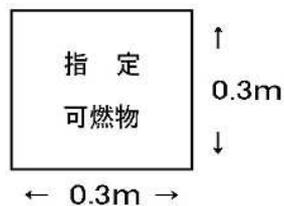


図4

ウ 類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例

(7) 少量危険物（図5）

地…白色、文字…黒色



図5

(i) 指定可燃物（第34条第3項において準用する場合）（図6）

地…白色、文字…黒色



図6

エ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例

(ア) 危険物省令第18条第1項第4号イ及び第5号(図7)

- ・ 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの
- ・ 禁水性物品(注1)
- ・ 地…青色、文字…白色

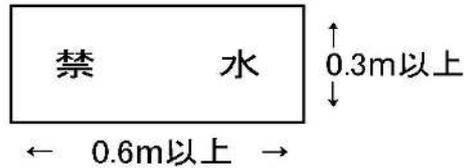


図7

(イ) 危険物省令第18条第1項第4号ロ及び第5号(図8)

- ・ 第2類の危険物(引火性固体を除く。)
- ・ 指定可燃物のうち綿花類等(廃棄物固形化燃料等を除く。)(第35条第5号による場合)(注2)
- ・ 地…赤色、文字…白色



図8

(ロ) 危険物省令第18条第1項第4号ハ及び第5号(図9)

- ・ 第2類の危険物のうち引火性固体
- ・ 自然発火性物品(注3)
- ・ 第4類の危険物
- ・ 第5類の危険物
- ・ 指定可燃物のうち可燃性固体類等及び廃棄物固形化燃料等(第34条第3項において準用する場合及び第35条第5号による場合)(注2)
- ・ 地…赤色、文字…白色



図9

注1 禁水性物品(危険物政令第10条第1項第10号)

第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。

注2 可燃性固体類等(第34条第1項第1号)、綿花類等(第35条)、廃棄物固形化燃料等(第35条第6号)

可燃性固体類等とは条例別表第2備考6に規定する可燃性固体類及び同表備考8に規

定する可燃性液体類を、綿花類等とは可燃性固体類等以外の指定可燃物を、廃棄物固形化燃料等とは同表備考5に規定する再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれのあるものをいう。

注3 自然発火性物品（危険物政令第25条第1項第3号）

第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びに黄りん、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムをいう。

2 第2号

- (1) 「**漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造**」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった、容量、強度、性能等を有するように設計されたものが該当すること。微量危険物タンクにあっては、第31条の【解釈及び運用】5を参照すること。
- (2) 「**付帯設備**」とは、タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管、それらを組み合わせた二重安全装置等（図10～図14参照）、混合装置、かく拌装置等に設ける飛散防止用の覆い等、その他にブース、受け皿、囲い、逆止弁等が該当すること。

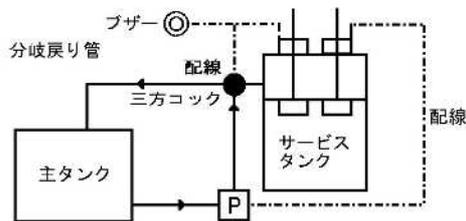


図10 フロートスイッチと分岐戻り管等
(液面が定量以上になると三方コックが分岐戻り管の方へ開く)

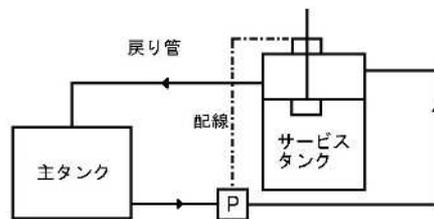


図11 フロートスイッチと戻り管

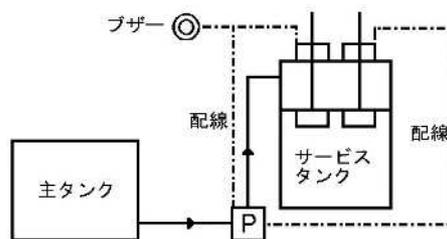


図12 二重のフロートスイッチ等

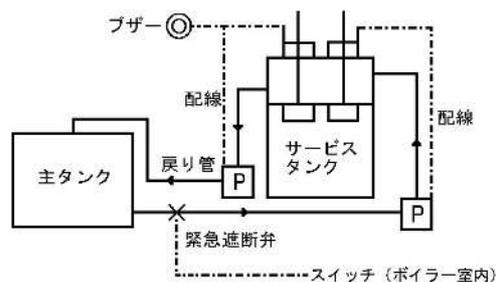


図13 フロートスイッチと強制戻り管等

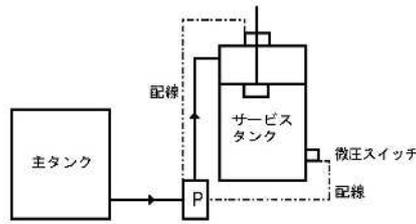


図14 フロートスイッチと微圧スイッチ

3 第3号

「**温度測定装置**」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全かつ正確に温度変化を把握できるものを選ぶこと。

4 第4号

(1) 「**じか火**」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当するものであること。

なお、「じか火」以外のものとしては、水蒸気、温湯、熱媒体、熱風等が該当するものである。

(2) 「**防火上安全な場所**」とは、加熱し、又は乾燥する設備において、当該設備の中で危険物を取り扱う場所（部分）とじか火を用いる部分とが、耐火構造の壁等で防火的に区画されている場所等をいうものであること。

(3) 「**火災を予防するための付帯設備**」とは、次のようなものがある。

ア 危険物の温度を一定温度以下（引火点以下）に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）

イ 危険物の引火を防止できる装置（不燃性ガス封入装置等）

ウ ニクロム線の保護管設備等

5 第5号

(1) 圧力計は、常に圧力変動の測定をするため、見やすい位置に設けること。

(2) 「**有効な安全装置**」とは、次のようなものが該当し、設置対象設備の種類に応じて、適切なものを選択すること。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

(3) 安全装置は、上昇した圧力を有効に放出できる能力を備えたものであること。

なお、1個の安全装置のみにおいて放出する必要はなく、設備の規模、取り扱う危険物の性状、反応の程度等を勘案し、圧力を有効に減圧するのに必要な数の安全装置を設けるものであること。

(4) 安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が噴出するおそれがあるため、その設置場所は、通風の良好な場所で、かつ、周囲に火気等がない安全な場所に設けるものであること。

6 第6号

(1) 「**引火性の熱媒体**」とは、一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加温された第4類第3石油類、第4石油類などに該当する引火性の液体（熱媒体）を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいうものであること。

(2) 「**熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造**」とは、安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

7 第7号

- (1) 「**電気工作物に係る法令の規定**」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令をいう。
- (2) 「**危険場所の範囲**」は、危険物の引火点、貯蔵取扱形態、換気、通風等を考慮し、判断することになるが、当該範囲及び防爆構造の適用範囲等については、危険物審査基準と同等に運用するものであること。
- (3) リチウムイオン蓄電池が平成23年12月27日消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」第1、1及び同通知第3、2(1)から(3)のいずれかに該当する場合、第35条の3を適用して、電気設備を防爆構造とすることを要しないものとする。

8 第8号

- (1) 「**静電気が発生するおそれのある設備**」とは、静電気を発生しやすい可燃性液体、可燃性微粉等の危険物を取り扱う混合設備、充電設備等が該当する。
また、「**静電気を発生しやすい可燃性液体の危険物**」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類、第2石油類が該当する。
- (2) 「**静電気を有効に除去する装置**」とは、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地（アース）することにより、静電気を除去する装置が最も一般的である。この場合、接地抵抗値は1,000Ω以下とすること。
その他、次のような方法がある。
ア 加湿装置を設け、空気中の相対湿度を60%以上とする方法
イ 空気をイオン化する方法

9 第9号

危険物を取り扱う配管は、所要の性能を有するものであれば使用することができるという規定である。

- (1) 鋼製その他の金属製配管の他、次に掲げる強化プラスチック製配管は技術上の基準に適合するものである。
ア 強化プラスチック製配管に係る管及び継ぎ手は、J I S K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJ I S K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等に応じて、適切に選択されるものであること。
イ 強化プラスチック製配管は、呼び径100A以下のものであること。
ウ 強化プラスチック製配管において取り扱う危険物の種類は、自動車ガソリン（J I S K 2201「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（J I S K 2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。）であること。
エ 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに設置することができること。
- (2) 強化プラスチック製配管の接続方法や埋設方法については、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年3月11日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）と同等に運用するものであること。
- (3) 第9号アの「**水以外の不燃性の液体**」には水系の不凍液等が、「**不燃性の気体**」には窒素ガス等が該当する。
- (4) 第9号エの「**腐食を防止するための措置**」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては塗

塗履装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗履装又はコーティングによる防食措置が該当する。詳細は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第3条から第4条までによること。（図15～19参照）

なお、「**設置される条件の下で腐食するおそれのないもの**」には、地下に埋設された強化プラスチック製配管、地上又は地下ピット内に設置された金属製配管のうち銅管、ステンレス鋼管等のさびにくい材質で造られたもの及び亜鉛メッキ鋼管、合成樹脂被覆鋼管等製造段階において腐食を防止する措置がとられているものが該当する。

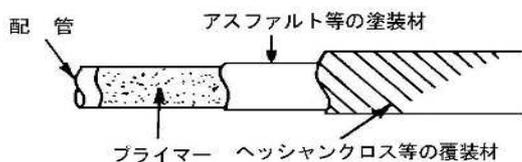


図15 アスファルトと覆装材の例

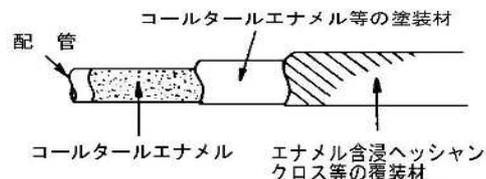


図16 コールタールエナメルと覆装材の例

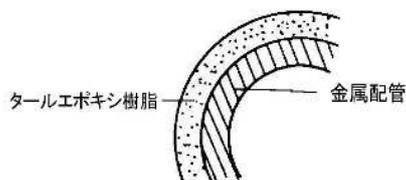


図17 防食塗料による塗装材の例

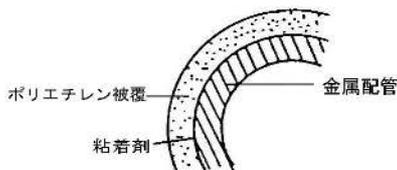


図18 合成樹脂被覆によるコーティングの例

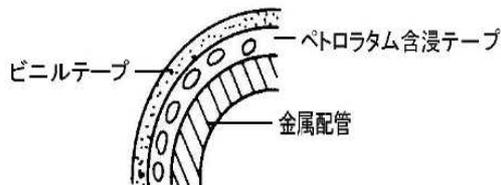


図19 防食テープによる覆装の例

- (5) 第9号オの「**危険物の漏えいを点検することができる措置**」とは、当該部分をふたを有するコンクリートの箱（ピット）に収納等することにより、目視による点検ができるような措置が該当する。（図20参照）

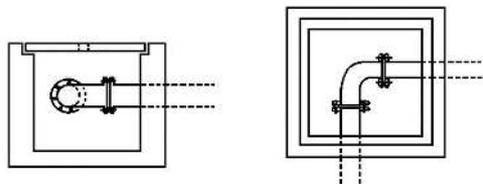


図20 ピットに収納する例

- (6) 第9号カの「**その上部の地盤面に掛かる重量が当該配管に掛からないように保護する**」とは、配管の構造に対して支障を及ぼさないように堅固で耐久力のある構造のコンクリート製の管等に収めることが該当する。

参 考 (表 1)

配 管 材 料

| 規格番号 | 種 類 | 記 号 |
|--------|--------------------------|------------------------------------|
| G 3101 | 一般構造用圧延鋼材 | S S |
| G 3103 | ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブテン鋼鋼板 | S B、S B××M |
| G 3106 | 溶接構造用圧延鋼材 | S M |
| G 3452 | 配管用炭素鋼鋼管 | S G P |
| G 3454 | 圧力配管用炭素鋼鋼管 | S T P G |
| G 3455 | 高圧配管用炭素鋼鋼管 | S T S |
| G 3456 | 高温配管用炭素鋼鋼管 | S T P T |
| G 3457 | 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 | S T P Y |
| G 3458 | 配管用合金鋼鋼管 | S T P A |
| G 3459 | 配管用ステンレス鋼鋼管 | S U S××××T P |
| G 3460 | 低温配管用鋼管 | S T P L |
| G 4304 | 熱間圧延ステンレス鋼板 | S U S |
| G 4305 | 冷間圧延ステンレス鋼板 | S U S |
| G 4312 | 耐熱鋼板 | S U H、S U S |
| H 3300 | 銅及び銅合金継目無管 | C××××T、T S |
| H 3320 | 銅及び銅合金溶接管 | C×××× T W、T W S |
| H 4080 | アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管 | A×××× T E、T E S A×××× T D、T D S |
| H 4090 | アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 | A×××× T W、T W S |
| H 4630 | 配管用チタン管 | T T P |
| K 7013 | 繊維強化プラスチック管 | F R P |
| J P I | 7 S-14 石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 | P S W |
| A P I | 5 L | L I N E P I N T |
| | 5 L X | H I G H T E S T L I N T P I P E |

(注) J P I は日本石油学会の規格

A P I は米国石油学会の規格

10 第 1 0 号

ためますや油分離装置の機能の維持のために、たまった危険物はもちろん、ゴミや砂等の除去も行うこと。

11 第 1 1 号

危険物の性質に応じ、第 3 号で規定している温度測定装置、第 5 号で規定している圧力計等の計器を設けている場合、当該計器の監視及び必要に応じて警報器等と組み合わせる等有効に利用すること。

なお、「**その他の計器**」には液面計、流量計、回転計、電流計等がある。

12 第 1 2 号

(1) 「**異物**」とは、危険物の危険性が增大するような物質全般であり、危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質は除くものであること。

(2) 「**必要な措置**」とは、不必要な長期貯蔵をしないことのほかに、例えば、危険物を取り扱う設備にふたをすること、タンク等への誤注入防止のため明確に区分し、明記しておくこと等が考えられるものであること。

13 第 1 3 号

「**完全に除去**」とは、加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物の蒸気が全く存在しないようにした状態をいうものであること。完全に除去できない場合は、不燃性のガス又は水等で置換、封入等の措置を講じるものであること。

14 第 1 4 号

(1) 「**可燃性のガス**」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性気体をいう。

(2) 「**可燃性の微粉**」とは、マグネシウム、アルミニウムの金属粉等で滞積した状態でも着火、爆発するもの及び小麦粉、でん粉その他の可燃性の粉じんが空気中に浮遊した状態において、着火、爆発するものをいう。

- (3) 「**可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所**」とは、第7号の「危険場所の範囲」の考えと同様とするもので、危険物の引火点、貯蔵取扱形態、換気、通風等を考慮し、判断することになるが、当該範囲及び防爆構造の適用範囲等については、危険物審査基準と同等に運用するものであること。
- (4) 「**電線と電気器具とを完全に接続**」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらない状態にすることをいう。
- (5) 「**火花を発する機械器具**」とは、溶接機、グラインダー、フォークリフト等の使用に伴い、必然的に火花を発するもの又は火花を発するおそれのある電気機器等をいう。よって、電気設備に関する技術基準を定める省令第68条及び第69条の規定に適合する電気機械器具で、労働安全衛生法第42条の規定に基づく規格（電気機械器具防爆構造規格）に適合していることを示す防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章（機械等検定規則様式第11号（2））（図21参照）が貼付されているものは該当しない。

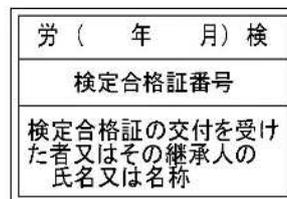


図21 防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章

- (6) 「**火花を発する工具、履物**」とは、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金、木ハンマー等）等以外のものをいい、鉄ハンマー、底に鉄びょうのあるくつ等衝撃により火花を発するものをいう。

15 第15号

- (1) 「**保護液**」とは、空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液をいい、例えば、水（黄りん、二硫化炭素、ニトロセルロース等の保護）や、パラフィン、灯油又は軽油（金属ナトリウム、金属カリウムの保護）等がこれに該当する。
- (2) 「**露出しないようにする**」には、容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管し、目視できない場合は定期的に保護液の量を確認することが必要である。

16 第16号

- (1) 「**相互に近接して置かないこと**」とは、地震動、転倒、落下等により接触又は混合を生じない距離を保つことをいう。
- (2) 「**接触又は混合しないような措置**」とは、不燃材料で区画等の措置を施したものとし、取出口が同一方向にないものをいう。

17 第17号

危険物の運搬以外に危険物を収納したり、又は詰め替えたりする場合の容器について規定するものである。

なお、危険物の運搬については、法第16条に規定されており、これは、指定数量未満の危険物についても適用され、危険物政令第28条から第30条までの基準によることとされているので留意すること。

- (1) 「**容器**」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うための器で、配管等の付属設備が設けられていないものをいう。
- (2) 「**これと同等以上であると認められる容器**」とは、危険物省令第39条の3第1項に規定する「総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器」と同一の意味である。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合であって当該容器による貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、第35条の3の基準の特例を適用し、危険物省令第39条の3第1項ただし書と同様の扱いとすることができるものであること。
- (3) 危険物省令第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示を行うこと。なお、家庭で最も多く使用されている灯油用ポリエチレン容器、金属製18リットル缶などについては、危険物保安技術協会が試験により性能の確認を行っており、合格したものに対して型式試験確認済の表示（図22～25参照）がされているので、容器の構造等の確認に際しては、当該表示の有無を活用することができる。



図22 灯油用ポリエチレン容器



図23 金属ドラム等



図24 金属製18リットル缶



図25 運搬容器（一般）

18 第18号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面（床面又は地盤面）から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

19 第19号

「**危険物の温度が局部的に上昇しない方法**」とは、かく拌しながら加熱する方法、十分な容量の危険物を循環させて冷却する方法、冷却水を循環する方法等をいう。

20 第20号

「**防火上安全な場所**」とは、不燃材料等の塀で区画された場所及び火気、火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所で、かつ、通風、換気が有効に行われているものをいう。

21 第21号

(1) 「**防火上有効な隔壁**」とは、小屋裏に達する準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁をいう。当該壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては随時開けることができる自動閉鎖の防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。）とし、その他のものにあつては防火上有効なダンパー等を設けること。

(2) 「**防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所**」とは、(1)の壁で区画されているほか、次に掲げる場所をいう。

ア 塗装作業が準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁体（天井を含む。）で防火区画されている場所

イ 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所

ウ 屋外又は周囲が十分に開放されている屋内であつて、火源等から安全と認められる距離を有している場所

22 第2号

(1) 「**危険物が危険な温度に達しない**」ようにする方法とは、焼入油の容量を十分にとっておく、循環冷却装置を用いる、かく拌装置を用いる等の方法がある。

(2) 「**危険な温度**」とは、引火点（表2）から50℃を差し引いた温度以上の温度が該当するものであること。

表2 熱処理油の引火点

| 種類 | 用途 | 引火点 (°C) | 燃焼点 (°C) |
|-----|-----|----------|----------|
| 1 種 | 1 号 | 180以上 | 200以上 |
| | 2 号 | 170以上 | 190以上 |
| 2 種 | 1 号 | 200以上 | 220以上 |
| | 2 号 | 250以上 | 280以上 |
| 3 種 | 1 号 | 230以上 | 250以上 |
| | 2 号 | 280以上 | 310以上 |

23 第23号

(1) 「**可燃性の蒸気の換気をよく**」する方法とは、低所に排出設備等を設けること等をいう。

(2) 「**廃液をみだりに放置しないで安全に処置する**」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設備を設け、危険物の流出を防止すること等をいう。

24 第24号

(1) 「**逆火**」の防止の方法とは、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガスを除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法（ポストパージ）等がある。

また、流出防止の方法としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等による方法がある。

(2) 「**あふれないようにする**」とは、燃料及びその蒸気が漏出又は充満しないように燃料の供給を加減することをいう。

第32条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。)の壁又は不燃材料で造った壁に面する部分にあつては、この限りでない。

| 容器等の種類 | 貯蔵し、又は取り扱う数量 | 空地の幅 |
|------------|-------------------|-------------|
| タンク又は金属製容器 | 指定数量の2分の1以上指定数量未満 | メートル以上 1 |
| その他のもの | 指定数量の5分の1以上2分の1未満 | 1 |
| | 指定数量の2分の1以上指定数量未満 | 2 |

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講じるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合は、当該架台を不燃材料で堅固に造るとともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
 (2) 窓、出入口等には、防火戸を設けること。
 (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、ためますを設けること。
 (4) 架台を設ける場合は、不燃材料で堅固に造ること。
 (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所の火災予防上安全な場所に排出する設備を設けること。

【解釈及び運用】

1 第1項

少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

- (1) 都市計画法第8条第1項第5号に規定する防火地域又は準防火地域において、危険物を容器で貯蔵する場合は、本項の規定を適用せず、第2項の規定を適用することを原則とする。
 (2) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本項の規定を適用すること。
 (3) 屋外に設けるタンクを鋼板等の外箱に収納する場合(キュービクル式等)で、外箱内に人が入って点検等の作業を行うものは、第2項の規定を適用すること。

2 第1項第1号

- (1) 「貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、みぞ、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。

- (2) 「**空地を保有する**」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (3) 塀を設けた場合又は本号ただし書を適用した場合において、貯蔵又は取扱場所と塀又は壁との間隔は、0.5m以上とすること。
- (4) 「**防火上有効な塀**」とは、次によること。
- ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。
- イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。
- ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
- エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
- (5) 「**開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁**」とは、次によること。
- ア 高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであること。
- イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
- (6) 「**タンク又は金属製容器**」とは、第32条の4に規定するタンク又は第32条の2第17号に規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。
- (7) 本号ただし書の規定は、防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面し、かつ、これらの壁に開口部がないときは、延焼防止の趣旨から考慮して、空地又は防火上有効な塀を設けた場合と同等と考えられることに基づくものである。
- なお、本号ただし書の規定により、空地の保有又は塀の設置が免除されるものは、当該壁に面する部分に限られる。
- (8) 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の発電設備又はこれと同等以上の防火性能を有する外箱に収納された危険物を取り扱う設備等（以下、本節において「キュービクル式発電設備等」という。）は、外箱の開口部のない面に限り、空地又は防火上有効な塀を設けた場合と同等と取り扱うものとする。

3 第1項第2号

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に危険物の流出を防ぐため囲いを設ける等の措置及び地盤面の浸透防止のためコンクリート舗装等の措置を講じる規定である。また、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けなければならない。これらは、屋外において液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備において、液状の危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、これを防止するための措置方法について規定したものである。

リチウムイオン蓄電池が平成23年12月27日消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」第1、1及び同通知第3、2(1)から(3)のいずれかに該当する場合並びにキュービクル式発電設備等で外箱底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とする場合、第35条の3を適用して、地盤面をコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆うこと、適当な傾斜を設けること、ためます又は油分離装置を設けることを要しないものとする。

- (1) 「**適当な傾斜**」とは、円滑にためますに流入する程度の勾配とすることをいう。
- (2) 「**ためます**」の大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、縦、横及び深さ各30cm以上とする必要があること。
- (3) 液状の危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に設ける囲いと「**同等以上の効果があると**

認められる措置」には、

- 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法
- 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法
- パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの等があること。

4 第1項第3号

危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の架台の構造等及び高さを制限した規定である。第32条の2第18号において容器を積み重ねる場合は3m（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合は4m）以下とされているが、不燃材料で堅固に造られた架台を用いる場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができることとしているものである。

「**堅固に造る**」とは、架台及び付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全であることをいう。

5 第2項

屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

6 第2項第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定している。

7 第2項第2号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の窓、出入口その他の開口部には、防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けなければならないことを規定している。

なお、防火戸に用いるガラスは、防火上及び災害発生時におけるガラスの飛散防止の観点から網入ガラスを用いることとする。

8 第2項第3号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じるとともに、適当な傾斜及びためますを設けることを規定している。傾斜及びためますについては、前項第2号を参照のこと。

リチウムイオン蓄電池が平成23年12月27日消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」第1、1及び同通知第3、2(1)から(3)のいずれかに該当する場合並びにキュービクル式発電設備等で外箱底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とする場合、第35条の3を適用して、床を危険物が浸透しない構造とすること、適当な傾斜を付けること、ためますを設けることを要しないものとする。

9 第2項第4号

危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限があるが、屋内における場合は制限はない。「**堅固に造る**」ことについては、前項第3号と同様の解釈である。

10 第2項第5号

採光、照明及び換気についての規定である。換気の設備は、自然換気又は動力換気のいずれでもよいが、危険物の種類、貯蔵・取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に依じて、その目的が十分

達せられるものを設けること。採光については、照明設備でよいものとする。

11 第2項第6号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前号の規定により換気の設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを規定している。この場合、蒸気又は微粉を排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分考慮することが必要である。

リチウムイオン蓄電池が平成23年12月27日消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」第1、1及び第3、2(1)から(3)のいずれかに該当する場合、第35条の3を適用して、可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けることを要しないものとする。

12 第2項第1号から第3号に係る特例基準

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例（例）の取扱いについて」（平成22年9月10日消防予第408号消防危第196号）別紙1の別添1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に基づく防火安全対策が講じられる場合は、条例第32条の3第2項第1号から第3号までに定める基準によらなくとも同等以上の安全性があり、条例第35条の3の規定を適用することができるものとする。

第32条の4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) タンクは、次の表の左欄に掲げる容量の区分に応じ、同表の右欄に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力により10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

| 容 量 | 厚 さ |
|----------------------------|-----------------|
| 40リットル以下のもの | ミリメートル以上 1.0 |
| 40リットルを超え100リットル以下のもの | 1.2 |
| 100リットルを超え250リットル以下のもの | 1.6 |
| 250リットルを超え500リットル以下のもの | 2.0 |
| 500リットルを超え1,000リットル以下のもの | 2.3 |
| 1,000リットルを超え2,000リットル以下のもの | 2.6 |
| 2,000リットルを超えるもの | 3.2 |

- (2) タンクは、堅固な基礎又は不燃材料で造られた架台の上に設けるとともに、地震等により容易に転倒し、又は落下しないようにすること。
- (3) タンクの外面には、腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他腐食しにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクを除くタンクにあっては通気管又は通気口を、圧力タンクにあっては安全装置を設けること。この場合において、当該安全装置（屋外のタンクに設けるものを除く。）は、危険物又はその蒸気を屋外の火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、圧力タンクを除くタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には、弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンクの直近の容易に操作することができる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように有効な措置を講ずること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 危険物をタンクに収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。
- (12) 屋外に設置するタンクで、当該タンクの底板を地盤面に接して設けるものにおいて、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク（地盤面下に埋設されているタ

ンク) 及び移動タンクを除く。) についての技術上の基準について規定している。

1 第1号

液体の危険物を貯蔵するタンクを作製する場合の材料及び水張試験又は水圧試験についての規定である。指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等におけるタンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板（一般構造用圧延鋼材；S S 400）又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ることとされているが、少量危険物の場合は、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する材料（金属板）で気密に造らなければならない。

「**同等以上の機械的性質を有する材料**」とは、ステンレス鋼又はアルミニウム合金等の金属を想定したものであり、これらを使用する場合の最小板厚は、次式により算出された数値以上でなければならない。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

t₀ : S S 400を使用する場合の板厚 (mm)

また、圧力タンク（最大常用圧力が正圧又は負圧で4.9kPaを超えるものをいう。）以外のタンクにあつては水張試験を、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間水圧試験を行い、漏れ、又は変形しないものであること。

なお、本号の規定は、製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障ないが、第60条において、消防長は設置者等の申出によりこれらの検査を行うことができる旨を規定している。

また、水張試験又は水圧試験については、危険物保安技術協会も試験確認を行っている。

2 第2号

タンクが地震等の影響で転倒又は落下しないようにするため、支柱の強度、タンクと支柱の接合方法又はタンクと堅固な基礎との固定等についての規定である。

3 第3号

「**腐食を防止するための措置**」には、さび止め塗料を用いた塗装、コーティング等の方法がある。

4 第4号

(1) 「**安全装置**」は、第32条の2第5号を参照のこと。

(2) 「**通気管**」及び「**通気口**」は、タンクの内圧を大気圧と同じ状態にするため、常に蒸気を大気に放出するものと、内圧が一定の圧力になると作動するものがあり、危険物の性質に応じて取り付ける必要がある。また、雨水の浸入を防止するため、先端を水平より下に45度以上曲げる等の措置を講じること。

(3) 屋外に設けるタンクを鋼板等の外箱に収納する場合（キュービクル式等）は、箱内を有効に換気するための換気口等を設けること。

5 第5号

引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置についての規定である。一般的には、40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスの網を設けるが、30メッシュの網を

三層以上に設ける方法もある。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上取り外しが容易にできる構造にする必要があること。

6 第6号

計量装置についての規定であるが、これには、フロート式液面計、電気式計量装置等がある。

なお、ガラス管等を用いるもの（連通管式等）は原則として使用できないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は計量装置として使用することができる。

7 第7号

注入口の設置場所及び構造の規定である。設置場所は、危険物の性質及び周囲の状況（火気使用設備の有無、可燃性蒸気の滞留危険性）等を勘案のうえ、火災予防上安全な場所でなければならない。また、注入口には可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するため弁又はふたを設けるとされている。

8 第8号

危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁をタンクの直近に設ける旨の規定である。

9 第9号

「**タンクと配管との接合部分に損傷を与えない措置**」には、可とう管継手を使用し緩衝性をもたせる方法（図1参照）又は配管自体を屈曲（ループ）させる方法（図2参照）がある。

なお、可とう管継手については、日本消防設備安全センターにおいて「可とう管継手に関する技術上の指針」に基づく型式認定が行われている。

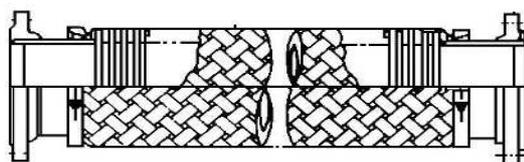


図1 可とう管継手（フレキシブルメタルホース）の例

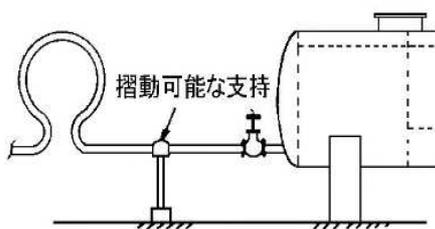


図2 配管を屈曲させる例

10 第10号

「**危険物が漏れた場合にその流出を防止するための措置**」とは、危険物政令で定める屋外貯蔵タンクにおける防油堤等と必ずしも同等である必要はないが、屋外にタンクを設置する場合は、コンクリート又は鋼板等不燃材料で造り、かつ、危険物が外部に流出しない構造とした防油堤を設けること。また、屋内のタンクの場合は、タンク室の敷居を高くし、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法がある。

この措置を講じる場合は、次の事項に留意すること。

- (1) タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の容量の全量を収容できるものであること。タンクを鋼板等の外箱に収納する場合（キュービクル式等）の出入口等の敷居の高さについても同様とする。
- (2) 防油堤等の内側地盤面は、危険物の浸透を防ぐため、コンクリート等の不燃材料で被覆されていること。
- (3) 防油堤等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。
- (4) 第32条の3第1号の塀又は壁で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀又は壁をもって防油堤に代えることができること。

11 第11号

過剰注入による危険物の漏えいや、地震等による震動による漏えいを防止するための規定である。

12 第12号

「**腐食を防止するための措置**」とは、アスファルトサンドの敷設や底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法がある。単なるさび止め塗装はこれに該当するものでないこと。

第32条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第3号から第5号まで、第7号及び第11号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下タンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物の地下タンクの外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、ガラス繊維強化プラスチック又はこれらと同等以上に腐食を防止する性能を有する材料により有効に保護されているとき、又は当該地下タンクが腐食し難い材質で造られているときは、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれがある地下タンクにあつては、当該タンクに直接荷重が掛からないようにふたを設けること。
- (3) 地下タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) 地下タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力により、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力により、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 地下タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。
- (6) 地下タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) 地下タンク又はその周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【解釈及び運用】

本条は、地盤面下に埋設するタンク（地下タンク）で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合について規定している。

- (1) タンクの方法、板厚、埋設方法等以外の項目については、前条のタンクの基準の例によることとされている。
- (2) 少量危険物の地下タンク一基ごとに一の少量危険物取扱所とする。

1 第1号

地下タンクの埋設方法について規定している。

- (1) タンク室に設置する場合は、危険物の蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂等をタンク室に充てんする必要がある。
- (2) タンク室は、厚さ20cm以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とし、雨水や地下水が浸入しないようにする。
- (3) 「**危険物の漏れを防止することができる構造**」とは、コンクリートで被覆された地下タンクをいい、その構造は、危険物省令第24条の2の5に規定するものとする。
- (4) 第4類の危険物をエポキシ樹脂等により防食措置を施したタンク、ガラス繊維強化プラスチックで造られたタンク又は外側をガラス繊維強化プラスチックで被覆された二重殻のタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合はタンク室を設ける必要はない。

なお、エポキシ樹脂等の防食措置の方法については、危険物省令第23条の2に規定するとこ

ろによること。

2 第2号

「**直接荷重が掛からないように**」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によりふたを支えるものであるが、支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものでなければならない。

3 第3号

「**地下タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること**」とは、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締付けバンド及びアンカーボルト等についてもさび止め塗装が必要であること。

4 第4号

地下タンクの材質及び板厚等の規定である。

地下タンクは、少量危険物のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に厚さ3.2mm以上の鋼板（S S 400）又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはガラス繊維強化プラスチックで造ることとされている。

- (1) 「**同等以上の強度を有する金属板**」とは、次式により算出された数値以上の板厚を有するものをいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (2) 前条のタンクとは異なり、圧力タンク以外のタンクにあつては70kPaで、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で水圧試験を行わなければならない。
- (3) 本条及び次条において「**圧力タンク**」とは、最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

5 第5号

自動計量装置については、前条第6号を参考のこと。

6 第6号

配管の取付部についての規定である。地下タンクの場合は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンクの配管はすべてタンク本体の頂部に取り付けることとされている。

7 第7号

危険物の漏れを検知する設備についての規定である。

- (1) 漏えい検査管を設置する場合

漏えい検査管は、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けなければならない。また、2以上の地下タンクを1m以上接近して隣接して設ける場合は、漏えい検査管を共有してよいものであること。

- (2) タンク内部にセンサー等を設置する場合

二重殻タンクの漏れを検知する設備は、危険物省令第24条の2の2の規定の例によること。

第32条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第32条の4第3号及び第11号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 移動タンクは、火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) 移動タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力により、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力により、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (3) 移動タンクは、Uボルト等で車両のシャシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下の移動タンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力により、常用圧力が20キロパスカルを超える移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力により作動する安全装置を設けること。
- (5) 移動タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さが3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の付属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該付属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) 移動タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。
- (10) 移動タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) 移動タンク及び付属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。
- (12) 移動タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入する場合は、当該他のタンクの注入口に移動タンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により注入すること。
- (13) 移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号の注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替えるときは、この限りでない。
- (14) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに入れ、又は移動タンクから出す場合は、当該タンクを有効に接地すること。
- (15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクにその上部から注入する場合は、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端を移動タンクの底部に着けること。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーとよばれるもの）について規定したものである。

さび止めの措置及び収納する危険物の量についての規定は、第32条の4第3号及び第11号の規定の例による。

1 第1号

移動タンクの常置場所に関する規定であるが、これは常置場所が把握できないのでは指導が行えないことを考慮したものである。

移動タンク貯蔵所とは異なり、移動タンクにあつては、タンクに危険物を貯蔵したまま常置場所に置かれる場合もあり、特に火気設備が付近にないこと等を考慮しなければならない。

2 第2号

移動タンクの材質、板厚及び水圧試験に関する規定である。

(1) 移動タンクは、3.2mm以上の厚さの鋼板（S S 400）又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造らなければならない。

(2) 「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（%）

(3) 地下タンクと同様に水圧試験を行い、漏れ又は変形がないこと。

(4) 「**圧力タンク**」とは、地下タンクの場合と同様に最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

3 第3号

タンクと車両との固定方法についての規定で、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

また、シャシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等に堅固に固定しなければならない。

4 第4号

直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のために設ける安全装置に関する規定である。（図1～図3参照）

なお、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定すること。

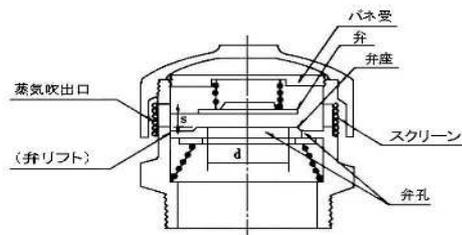


図1 複動式の例1

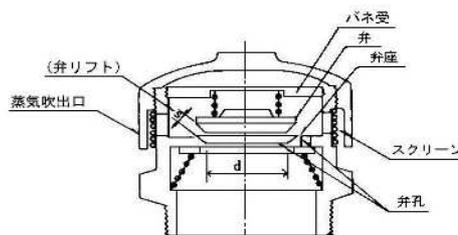


図2 複動式の例2

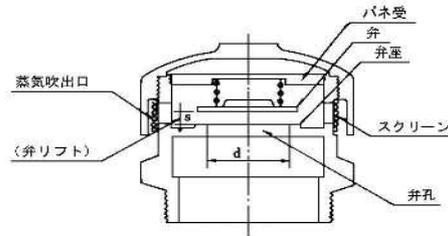


図3 単動式

5 第5号

移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000リットル以下ごとに間仕切りを設けるよう規定している。間仕切板の材質や板厚は、第2号の規定の例によること。

6 第6号

前号の規定により仕切られた部分ごとに、マンホール及び第4号の規定による安全装置を、また、仕切られた部分の容量が2,000リットル以上の場合には厚さ1.6mm以上の鋼板で造った防波板を設ける規定である。

(1) 防波板の「**鋼板**」とは、JIS G3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHCをいう。

(2) 「**これと同等以上の機械的性質を有する材料**」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(3) 防波板は、走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものであるが、その設置方法は、危険物省令第24条の2の9の規定の例によること。

7 第7号

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚についての規定である。これは、移動タンクが転倒等し、マンホール又は注入口のふたに荷重が掛かることがあっても、これらが容易に破損しないようにするためのものである。

なお、マンホール及びふたの材質及び板厚は、前記2を参照すること。

8 第8号

防護枠を設ける場合の留意点は、次のとおりである。

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属設備の高さ以上であること。

(2) 防護枠は厚さ2.3mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼板：SPHC）又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。（図4参照）

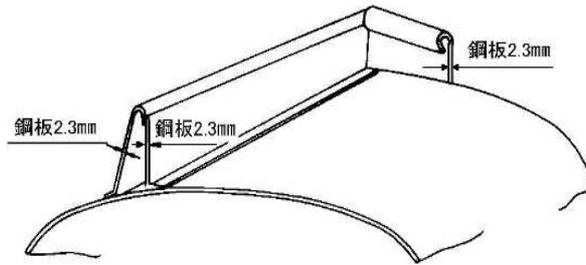


図4 防護枠の例 二方山形（山形部分接ぎ合せ）

9 第9号

(1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、移動タンク貯蔵所と異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものでなければならない。また、当該装置である旨の表示及び当該装置の操作方法を見やすい位置に表示しなければならないこと。

(2) 「当該弁等の損傷を防止するための措置」は、移動タンクが自動車の衝突その他の外部からの衝撃を受けた場合に、底弁が損傷しないようにするためのものであり、配管による方法と緩衝用継手による方法が考えられる。

ア 「配管による方法」は、次によること。

- ・ 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けて衝撃力を吸収させるようにすること。（図5-1参照）
- ・ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。（図5-2参照）

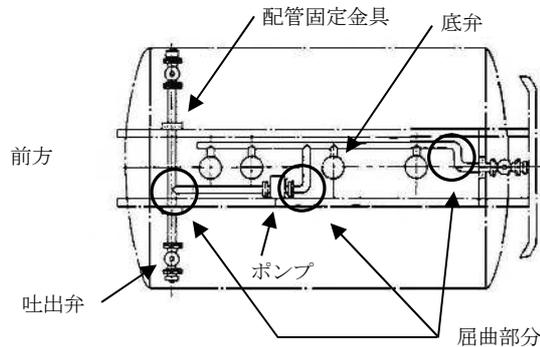
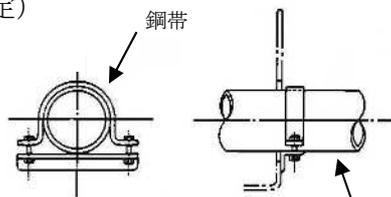


図5-1 配管による方法

(例1 鋼帯による固定)



(例2 Uボルトによる固定)

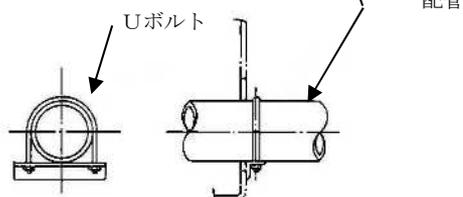


図5-2 配管の固定

イ 「緩衝用継手による方法」は次によること。

- ・ 底弁に直接衝撃が加わらないように底弁と吐出口の間の配管の途中に緩衝用継手を設けること。（図5-3参照）
- ・ 緩衝用継手は、フレキシブルホースの場合は金属製のもので、可とう結合金具の場合は配管接合部を可とう性に富み、かつ、取り扱う危険物によって侵されない材質のゴム等で密閉し、その周囲を金属製の金具で覆われたものであること。また、いずれの場合も配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。
- ・ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。（図5-2参照）

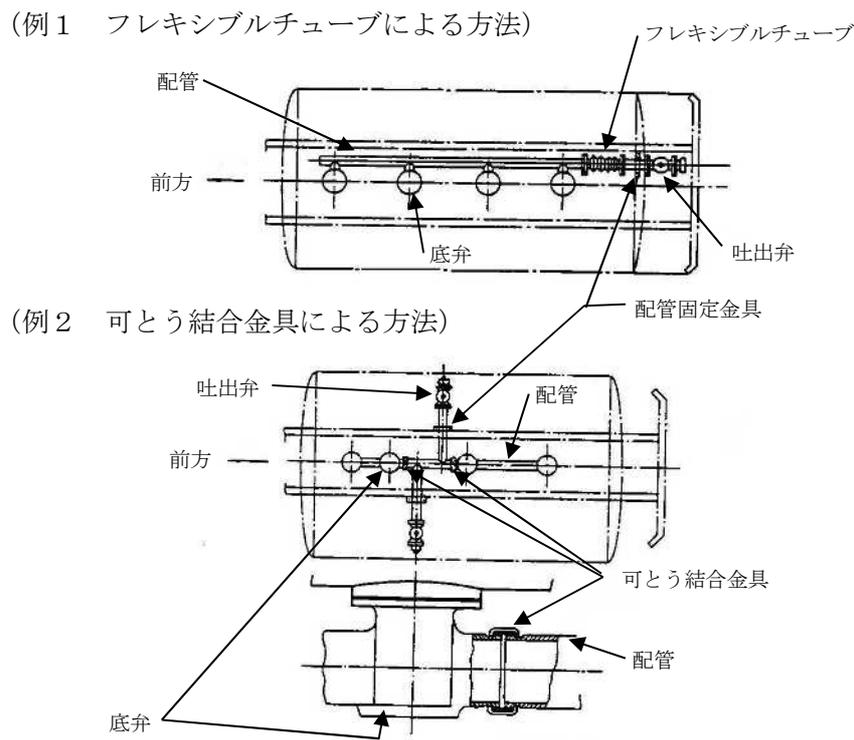


図5-3 緩衝用継手による方法

10 第10号

配管からの流出防止のために弁等を設ける旨の規定である。

11 第11号

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が40℃以上の危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあってはタンク内部をいい、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク及び引火点以上の温度で危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあっては、タンク内部並びに防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等をいう。
- (2) 「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

12 第12号

移動タンクから他のタンクへの注入の方法についての規定である。

- (1) 「他のタンクの注入口に移動タンクの注入ホースを緊結する」方法とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等がある。

(2) 注入ホースは、次によること。

ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。

イ 長さは、必要以上に長いものではないこと。

ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

13 第13号

移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えるときの規定である。

(1) 移動タンク貯蔵所における取扱いの基準と同様に、引火点が40℃以上の第4類の危険物を先端部に手動閉鎖装置を備えた注入ノズル（手動閉鎖装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）で詰め替える場合のみ容器への詰め替えが認められる。また、注入ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のもの（オートストップ式）とするよう指導すること。

(2) 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分60リットル以下の速度とすること。

14 第14号

移動タンクにおいて危険物を出し入れする際の静電気による事故防止のための規定である。

(1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

(2) 「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続することをいう。

15 第15号

移動タンクに危険物を注入する際の静電気による事故防止のための規定であり、「注入管」には図6のような例がある。

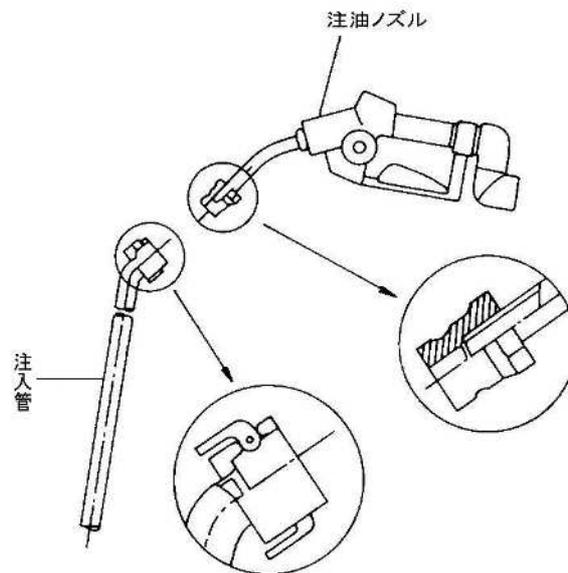


図6 注入管の例

第32条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
 - (2) 第2類の危険物にあつては、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (3) 第3類の危険物のうち自然発火性物品(危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に規定する性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品(危険物の規制に関する政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に規定する性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。)にあつては、水との接触を避けること。
 - (4) 第4類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (5) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
 - (6) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 第1類

法別表第1に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

2 第1項第1号

第1類の危険物についての規定であり、第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。

したがって、その貯蔵、取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
- 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- 周囲に可燃物を置かない。
- 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避ける。

3 第1項第2号

第2類の危険物についての規定であり、第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 酸化剤との接触、混合を避ける。
- 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。
- 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

4 第1項第3号

第3類の危険物についての規定であり、第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なく定められている。

第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- 自然発火性物品は、炎、火花若しくは高温体との接触又は過熱を避ける。
- 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

5 第1項第4号

第4類の危険物についての規定であり、第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。

- 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。
- みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

6 第1項第5号

第5類の危険物についての規定であり、第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発、又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。加熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- 加熱、衝撃又は摩擦を避ける。
- 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。

7 第1項第6号

第6類の危険物についての規定であり、第6類の危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 可燃物との接触、混合を避ける。
- 加熱を避ける。
- 分解を促す薬品類との接近を避ける。

8 第2項

第1項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第2項は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第32条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第32条の2から第32条の6までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持に関する規定である。

これは、少量危険物取扱所における事故が設備の維持管理面の不備に起因するものが多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を第32条の2から第32条の6までの技術基準に適合するように適時点検、補修等を行う必要がある。

なお、この場合、法で定められた点検記録の保存等許可施設と同様の措置までをとる必要はないが、点検結果及び不良箇所の整備結果を記録するよう指導すること。

第32条の9 指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合については、第31条から前条までの規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、動植物油類についての適用除外規定である。

10,000リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として第31条から第32条の7までの規定が適用されることとなるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用を除外している。指定数量未満の動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて、第34条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。このことにより指定可燃物の動植物油類も少量危険物の動植物油類も同じ基準が適用されることとなる。

法別表第1備考第17に基づき、危険物省令第1条の3第7項に規定する動植物油類については、危険物から除かれている。

危険物から除かれる条件は、

- ・ 危険物政令の基準に適合している屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクにおいて加圧しないで、常温で貯蔵保管されている。
- ・ 危険物省令の容器基準に従って容器に貯蔵保管されている。

のいずれかであり、これらの条件で2 m³以上の量を貯蔵保管している場合は、危険物政令別表第4備考第8号の規定により、指定可燃物（可燃性液体類）となる。

(品名又は指定数量を異にする危険物の貯蔵及び取扱い)

第33条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解釈及び運用】

本条は、品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量と本節の規制の基となる指定数量の5分の1の量との関係を規定したものである。この場合、品名を異にする危険物には、同じ類の危険物ばかりではなく、類を異にする危険物を含むものである。

1種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の5分の1未満であっても、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となる場合は、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

これは、危険物製造所等における貯蔵取扱数量と同様の考え方をしているものである。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第34条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に掲げる数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては、次の表に掲げる容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に掲げる当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表の右欄に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては、1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

| 容器等の種類 | 可燃性固体類等の数量の倍数 | 空地の幅 |
|----------------|---------------|-------------|
| タンク又は 金属製容器 | 1以上20未満 | メートル以上 1 |
| | 20以上200未満 | 2 |
| | 200以上 | 3 |
| その他のもの | 1以上20未満 | 1 |
| | 20以上200未満 | 3 |
| | 200以上 | 5 |

(2) 別表第2に掲げる数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第2に掲げる数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、3メートル）以上の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次に掲げるところによること。

ア 可燃性固体類（別表第2備考6エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(4) 可燃性液体類等（別表第2備考6エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

- (5) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- 2 前項第5号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第31条から第32条の6まで（第32条の2第17号及び第18号並びに第32条の3第1項第1号を除く。）及び第32条の8の規定を準用する。

【別表第2（第34条、第35条、第35条の2及び第58条関係）】

| 品名 | 数量 | |
|------------|-------------|------------|
| 綿花類 | 200キログラム | |
| 木毛及びかんなくず | 400キログラム | |
| ぼろ及び紙くず | 1,000キログラム | |
| 糸類 | 1,000キログラム | |
| わら類 | 1,000キログラム | |
| 再生資源燃料 | 1,000キログラム | |
| 可燃性固体類 | 3,000キログラム | |
| 石炭、木炭類 | 10,000キログラム | |
| 可燃性液体類 | 2立方メートル | |
| 木材加工品及び木くず | 10立方メートル | |
| 合成樹脂類 | 発泡させたもの | 20立方メートル |
| | その他のもの | 3,000キログラム |

備考1～5（略）

6 「可燃性固体類」とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもの。

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

7（略）

8 「可燃性液体類」とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

9（略）

【解釈及び運用】

条例別表第2で定める指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、おおむね少量危険物の場合に準じて規定したものである。

1 第1項

(1) 「**指定可燃物**」とは、条例別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しないものであること。条例で規定している指定可燃物は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことである。

(2) 「**可燃性固体類**」とは、条例別表第2備考6に規定する一定の要件（引火点、燃焼熱量、融点等）に該当するものをいい、例えば、0ークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノールなどが含まれる。

(3) 「**可燃性液体類**」とは、条例別表第2備考8に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第

17号までの規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危険物省令第1条の3に規定する第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点が40℃以上、燃焼点が60℃以上のもの）、第3石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）、第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）及び動植物油類の除外物品（危険物省令第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの）が該当するほか、引火性液体（法別表第1備考第10号に規定されている。）の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250℃以上の物品が該当する。

2 第1項第1号

可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

なお、本号は、第32条の3第1項第1号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書のような緩和を認めていない。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本号の規定を適用すること。
- (2) 「**貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲**」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、溝、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。
- (3) 「**空地を保有する**」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (4) 動植物油類の場合の「**防火上有効な塀**」とは、次によること。
 - ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。
 - イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとすること。
 - ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
 - エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
- (5) 「**タンク又は金属製容器**」とは、第32条の4に規定するタンク又は第3号アに規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

3 第1項第2号

別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

- (1) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られていることとしており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるとはしていない。
- (2) 第2号ただし書の規定は、(1)の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。周囲の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁（小屋裏まで達する防火構造の壁）によって隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っても差し支えないこととしている。

4 第1項第3号ア

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。

すなわち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又

はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

(1) 可燃性固体類（引火点が200℃以上のものを除く。）

危険物省令別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物

(2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危険物省令別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物

5 第1項第4号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面（床面又は地盤面）から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

6 第1項第5号

可燃性液体類及び可燃性固体類は、動植物油類その他第4類の危険物と同様に、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、物質の温度が当該物質の引火点以上になった場合に形成される。

○ 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。

○ みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

7 第2項

第1項は、可燃性液体類等が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第2項は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

8 第3項

第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合においては、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れし、落下し、転倒し、又は飛散しないよう必要な措置を講じること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講じること。
- (5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (6) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等（再生資源燃料（別表第2備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものをいう。以下同じ。）及び合成樹脂類（同備考9に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合は、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（別表第2備考7に規定する石炭、木炭類をいう。以下同じ。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭、木炭類を適温に保つための散水設備等を設置したときは、この限りでない。

| 区 分 | 距 離 |
|-----------------------------------|-------------|
| 面積が50平方メートル以下の集積単位相互間 | メートル以上 1 |
| 面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間 | 2 |

(7) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げるところによること。

ア 集積する場合は、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備の設置その他の必要な措置を講じたときは、この限りでない。

| 区 分 | 距 離 |
|------------------------------------|-------------|
| 面積が100平方メートル以下の集積単位相互間 | メートル以上 1 |
| 面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間 | 2 |
| 面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間 | 3 |

イ 別表第2に掲げる数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出することができる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガスを封入する設備を設置したときは、この限りでない。

ウ 別表第2に掲げる数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げをした室内において行うこと。

エ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

オ 適切な水分管理を行うこと。

カ 適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等を貯蔵すること。

キ 温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

ク 3日を超えて集積する場合は、発火の危険性を減じ、発火した場合に速やかに拡大を防止するための措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な高さとする。

(8) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前号ア及びウの規定の例によるほか、次に掲げるところによること。

ア 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第2に掲げる数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、3メートル)以上の空地を保有し、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部がない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備の設置その他の必要な措置を講じたときは、この限りでない。

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じたときは、この限りでない。

【別表第2（第34条、第35条、第35条の2及び第58条関係）】

| 品名 | 数量 | |
|------------|-------------|------------|
| 綿花類 | 200キログラム | |
| 木毛及びびかんなくず | 400キログラム | |
| ぼろ及び紙くず | 1,000キログラム | |
| 糸類 | 1,000キログラム | |
| わら類 | 1,000キログラム | |
| 再生資源燃料 | 1,000キログラム | |
| 可燃性固体類 | 3,000キログラム | |
| 石炭、木炭類 | 10,000キログラム | |
| 可燃性液体類 | 2立方メートル | |
| 木材加工品及び木くず | 10立方メートル | |
| 合成樹脂類 | 発泡させたもの | 20立方メートル |
| | その他のもの | 3,000キログラム |

備考1 「綿花類」とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

2 「ぼろ及び紙くず」とは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油が染み込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。

3 「糸類」とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。

4 「わら類」とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

5 「再生資源燃料」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

6 (略)

7 「石炭、木炭類」には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

8 (略)

9 「合成樹脂類」とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

【予防規則】

第6条の2 条例第32条の2第1号（条例第34条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第35条第5号に規定する標識（条例第32条の2第1号に規定する移動タンクに設けるものを除く。）及び表示板は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 標識及び揭示板は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
- (2) 標識並びに危険物の類、品名及び最大数量を掲示した揭示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (3) 防火に関し必要な事項を掲示した揭示板は、危険物の規制に関する規則（以下「危険物省令」という。）第18条第1項第4号及び第5号に規定する揭示板の例によること。この場合において、指定可燃物（条例第34条第1項第1号に規定する指定可燃物をいう。以下同じ。）のうち、可燃性固体類等（条例第34条第1項第1号に規定する可燃性固体類等をいう。以下同じ。）及び廃棄物固形化燃料等（条例第35条第6号に規定する廃棄物固形化燃料等をいう。以下同じ。）にあっては危険物省令第18条第1項第4号ハ、綿花類等（条例第35条に規定する綿花類等をいう。）のうち廃棄物固形化燃料等以外のものにあつては、同号ロの規定による表示を行うこと。

2 条例第32条の2第1号に規定する移動タンクに設ける標識は、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」（可燃性固体類等にあっては、「指定可燃物」）と表示したものとする。

【解釈及び運用】

条例別表第2で定める指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

「**綿花類等**」とは、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称である。条例別表第2においては、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭、木炭類、木材加工品及び木くず並びに合成樹脂類が指定されているが、いずれも条例別表第2で定める数量以上のものが本条の対象となるものである。

1 条例別表第2

- (1) 「**綿花類**」とは、天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当する。不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛（圧縮した原毛の入った袋を鉄線で締め付けたものをいう。）は綿花類に該当しない。
- (2) 備考1の「**トップ状の繊維**」とは、原綿、原毛を製綿機、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (3) 備考1、2及び3の「**難燃性**」とは、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものを難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

45度傾斜バスケット法燃焼試験基準

1 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、別図（略。以下同じ。）第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持わく及び別図第3のバスケット、又は別図第2の試験体支持わく、試験体支持わくを45度の傾斜に保つことのできる装置及び別図3のバスケットであること。

燃焼試験箱を用いないで行う試験は、湿度65±5%、温度20±5℃の静穏な室内で行うこと。

2 試験体

- (1) 試験体は、同一試料の中から無作為に採取した重さ10gのもの3体とする。
- (2) 試験体は、燃焼試験を行う前に 50 ± 2 ℃の恒温槽内に24時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとする。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあつては、 105 ± 2 ℃の恒温槽内に1時間放置した後シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとするができる。

3 試験方法

- (1) 試験体を、バスケットに均一になるように詰めてふたを固定し、燃焼試験箱内又は45度の傾斜に保つことのできる装置に装着した試験体支持わくの金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。
- (2) 試験体の別図第4に示す位置（試験体の下辺中央部より4.5cm上方）に固形燃料（重さ0.15g、直径6.4mm、厚さ4.3mmのヘキサメチレンテトラミン）を容易に移動しない方法で置くこと。
- (3) 点火は、マッチにより行い、点火後は火源の周囲を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

4 試験結果の判定基準

炭化長は、別図第5により透視的に測定した試験体の炭化部分について、縦方向の最大の長さとし、3の試験体について、そのうちの最大の長さが120mm以下で、かつ、その平均値が100mm以下であること。

- (4) 「**木毛**」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材や、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当する。
- (5) 「**かんなくず**」とは、手動又は電動のかんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。また、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端はかんなくずには該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (6) 「**ぼろ及び紙くず**」とは、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ、廃棄されたもの並びに動植物油が染み込んでいる布、紙（油紙）等をいう。これらには、例えば、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類、ウェス等が該当する。
- (7) 「**糸類**」とは、紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。これらには、例えば、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等が該当する。
- (8) 「**わら類**」のうち、わら製品としては、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
なお、乾燥わら、干し草には、自然発火性がある。また、たばこは、わら類には該当しない。
- (9) 備考4の「**乾燥藎**」とは、藎草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等が含まれる。
- (10) 「**再生資源燃料**」に該当するものには、種々のものが考えられるが、製造されたものの一部が燃料用途以外に使用されるものであつても、これらを含め再生資源燃料に該当するものであること。

再生資源燃料に該当する代表的なものとしては、次のようなものがある。

ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料用途に使用される。

イ R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用される。

エ 木質ペレット

おが粉、樹皮等を原料としてペレット状に圧縮、成形され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

なお、原材料に再生資源を一切使用しないもの（間伐材のみを原料とするもの等）は、定義上再生資源燃料に該当しないことから「木材加工品及び木くず」として取り扱う。

- (11) 「**石炭、木炭類**」としては、石炭には無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、木炭には木を焼いて人為的に作ったものが該当する。これらは、自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有しているものである。

また、石炭を乾留して生産するコークスや粉状の石炭及び木炭を混合して成形した豆炭、練炭等もこの品名に該当するが、天然ガス等の炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないものである。

- (12) 「**木材加工品**」とは、製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品をいう。なお、原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は該当しない。

- (13) 「**木くず**」とは、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端をいう。このうち、軽く圧して水分があふれる程度に水に浸漬されたものは該当しない。

- (14) 「**合成樹脂類**」とは、石油等から化学的に合成される高分子物質で樹脂状のものの総称である。これらのうち、備考9において除外されている物品については、既に指定可燃物として指定されていることから合成樹脂類から除外されるものである。

また、合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムを問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムもこれに該当する。

- (15) 合成樹脂類のうち「**発泡させたもの**」とは、内部に気泡を持つもので発泡率がおおむね6以上のものをいう。

- (16) 合成樹脂類の「**不燃性又は難燃性**」については、J I S K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に基づく酸素指数2.6以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

なお、一般的に使用されている合成樹脂類について、酸素指数が2.6未満のものを表1に、酸素指数が2.6以上のものを表2に掲げる。

この場合、表1に掲げるものであっても、難燃化を行い、酸素指数が2.6以上となる場合があるので注意する必要がある。

表1 酸素指数2.6未満のもの

| |
|---------------------------------|
| アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂（A S） |
| アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（A B S） |
| エポキシ樹脂（E P）・・・・・・接着剤以外のもの |
| 不飽和ポリエステル樹脂（U P） |

ポリアセタール (POM)
 ポリウレタン (PUR)
 ポリエチレン (PE)
 ポリスチレン (PS)
 ポリビニルアルコール (PVAL)・・・粉状 (原料等)
 ポリプロピレン (PP)
 ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

注 () 書きは略号又は別名を示す。

表2 酸素指数2.6以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂 (PE)
 フッ素樹脂 (PFE)
 ポリアミド (PA)
 ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
 ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
 ユリア樹脂 (UF)
 ケイ素樹脂 (SI)
 ポリカーボネート (PC)
 メラミン樹脂 (MF)
 アルキド樹脂 (ALK)・・・・・・液状

注 () 書きは略号又は別名を示す。

2 指定可燃物の貯蔵、取扱場所の範囲及び数量算定

- (1) 指定可燃物の数量の算定は、棟単位を原則とするが、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に防火上有効な区画が存する場合は、それぞれ別々に算定することとして差し支えない。
- (2) 指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の容積又は重量を算定し、箱型等に成形されている場合等の空間部分は算入しない。
- (3) 指定可燃物の取扱量は、瞬間最大停滞量で算定する。

3 第1号

「**みだりに火気を使用しない**」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

4 第2号

日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する、古紙集積場等における火災等を考慮した規定である。

「**みだりに出入り**」には、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡がなされ管理者等の管理権が十分に公使できる場合は、これに該当しない。

5 第4号

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であることから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所において処理しなければならないことを規定したものである。

6 第5号

- (1) 「**綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識**」は、「指定可燃物取扱所」と表示すること。(図1参照)

地…白色、文字…黒色

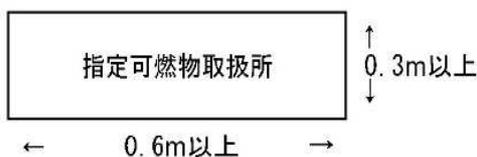


図1

- (2) 「**防火に関し必要な事項を掲示した掲示板**」は、「火気注意」と表示すること。

なお、掲示板の例は図2、図3を参照すること。

- ア 品名及び最大数量を掲示した掲示板の例(図2)

地…白色、文字…黒色



図2

- イ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例(危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号ロ及び第5号)(図3)

地…赤色、文字…白色

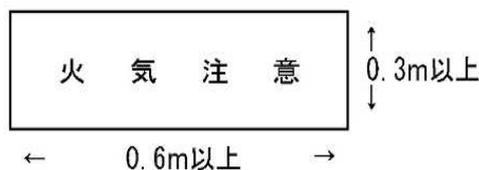


図3

7 第7号

- (1) 第7号ア 「**散水設備の設置その他の必要な措置**」とは、散水設備の設置のほか不燃材料による区画、ドレンチャー設備、又はスプリンクラー設備の設置等防火上有効な措置をいう。

- (2) 第7号オ 「**適切な水分管理**」とは、10%以下のできる限り低い管理値が設定されていなければならない。

- (3) 第7号カ 適切な温度の廃棄物固形化燃料等に限り受け入れられなければならない。

- (4) 第7号キ 温度監視装置等の設置指導にあつては、発熱の有無を適正に監視できるよう精度、位置等に留意すること。

8 第8号

- 第8号イの「**不燃性の材料を用いて区画する**」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

(火災を誘発するおそれがある事項の把握等)

第35条の2 別表第2に掲げる数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱うときは、当該貯蔵し、又は取り扱う場所において火災を誘発するおそれがある事項を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該事項に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【運用及び解釈】

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、別表第2に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じなければならない。

なお、危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを簡条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

第3節 基準の特例

第35条の3 この章（第32条の7、第33条並びに第34条第1項第5号及び第2項を除く。以下この条において同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの状況並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

【予防規則】

（例外規定による認定）

第8条 局長又は所轄消防署長（以下「署長」という。）は、令第29条の4第1項及び第32条並びに条例第18条の2、第23条の2、第24条第1項ただし書、同条第3項第3号括弧書き、第35条の3、第46条、第48条の2及び第54条の3第1項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該認定に係る消防対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

【解釈及び運用】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなる。特例基準の適用については、所轄消防署長の決定により行うことが可能であるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意すること。